

特 集

令和４年度議会運営委員会・常任委員会行政調査報告

令和４年度の議会運営委員会及び各常任委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委 員 会 名	期 間	調 査 項 目
議会運営委員会	7/20～22	議会改革について（足立区・取手市）
総務環境委員会	7/26～29	先進的なICTの活用の取組について（港区） 公共シェアサイクル「まちなり」について（金沢市） 思いやり型返礼品プロジェクト「きふと」について（前橋市）
防災福祉子ども委員会	7/11～14	横須賀市児童相談所の設置について（横須賀市） 官民連携介護予防事業「ずっと元気！プロジェクト」について（豊田市） 「岐阜市総合防災安心読本」について（岐阜市）
市民文教委員会	7/11～14	義務教育学校「函館市立戸井学園」について（函館市） いじめ防止等の取組について（青森市） 不登校特例校分教室大田区立御園中学校「みらい学園中等部」について（大田区）
産業観光企業委員会	7/26～29	観光によるまちづくりについて（川越市） スマート農業導入促進事業について（盛岡市） 下水道事業における包括的民間委託の導入について（柏市）
建設消防委員会	7/26～29	仙台市道路事業方針等について（仙台市） 空き家活用事業について（豊島区） 団地再生に向けた取組について（春日井市）

議会運営委員会行政調査報告から

【足立区】

議会改革について

1. タブレット端末の活用とペーパーレス化の推進について

(1) 導入経緯

議会改革については、平成27年6月に、各会派から選出された委員をもって構成される「議会制度のあり方検討会」を設置し、議長からの諮問に基づき、議会制度に関するさまざまな課題を検討してきた。

このうち、「タブレット端末の活用とペーパーレス化の推進」については、平成30年4月から具体的な検討を進めている。

その結果、タブレット端末はiPadPro 64GB 12.9インチ、会議システムはSideBooksを導入することに決定し、令和元年9月からタブレット端末の運用を開始した。

(2) 運用方法等

- ・従来、議案については本会議招集日の6日前（土、休日を除く）、委員会資料については開催日の4日前（土、休日を除く）までに執行機関が紙媒体で提出していたが、導入後は同日中までに執行機関がデータで提出し、事務局担当者が提出されたデータをSideBooksに掲載している。
- ・個人情報が含まれる情報については、タブレット端末導入にかかわらず従来どおり取り扱うこととしており、人事案件（議案）については掲載しているが、請願・陳情については氏名・住所等の個人情報は掲載していない。（請願・陳情文書表に記載していない。）
- ・執行機関は令和4年当初にSideBooksを導入している。

(3) 導入後の影響

- ・ペーパーレス化の状況

令和元年	令和2年	令和3年
34.4%	47.3%	61.0%

※予算書、決算書、計画関係等の冊子についてはペーパーレス化していない。

- ・タブレットの利用については、精通している議員と精通していない議員との差はあり、紙資料で会議に臨んでいる議員も現状として見受けられる。

(4) タブレット端末の概要（出典：足立区議会説明資料から抜粋）

① 機種	iPad Pro 12.9インチ 第三代（Wi-Fi + Cellular モデル，64GB）
② 台数	55台（区議会議員45台，区議会事務局10台）
③ 調達方法	レンタル（2年間）
④ 契約会社	ソフトバンク株式会社
⑤ 月額費用	1台あたり3,964円 （通信費については、全額予算計上しており政務活動費での支出はない）

(5) タブレット端末の管理

- ・MDM（Mobile Device Management）による一元管理

※参考（出典：足立区議会説明資料から抜粋）

MDMとは、複数台のタブレット端末やスマートフォンをリモートで一元管理・運用できるシステム。端末の状況把握やアプリの管理、機能制限を遠隔から実施できる。

（ソフトバンクのMDMはBCDM（ビジネス・コンセルテッドデバイス管理）と称している。）

(6) タブレット端末にインストールしているアプリケーション

- ・タブレット端末に自由にアプリケーション（以下、アプリ）をインストールすることは禁止している。
- ・インストールの希望がある場合には、各派幹事長会で全議員に有益なアプリかどうか判断の上、MDMにて各端末に配付している。

※参考（出典：足立区議会説明資料から抜粋）

①当初よりインストールされているアプリ

iWork（Pages、Numbers、Keynote）の3つのアプリ

- ・Pages …… ワードプロソフト
- ・Numbers …… 表計算ソフト
- ・Keynote …… プレゼンテーションソフトウェア

②議員からの希望によりインストールしたアプリ

- ・Google Maps
- ・Google カレンダー
- ・電子書籍リーダーアプリ（Kindle、honto）※議員活動に関係しない書籍閲覧は禁止
- ・WEB 会議用アプリ（Webex Meetings、Zoom、Microsoft Teams、Google Meet）

③その他

- ・ゴミ出しアプリや防災アプリ等、足立区が作成したアプリをインストールしている。

(7) 通信環境

- ・iPad ProのWi-Fi + Cellular モデルを選択したため、議会棟にWi-Fi環境の整備は行っていない。
- ・各端末のデータ通信量の上限は5GB。データ量を超過した場合、追加データを購入することは可能であるが、費用については使用者が負担することとしている。
- ・庁舎内にはソフトバンク Wi-Fi スポット（※参考）が整備されているため、Wi-Fi スポットを使用して、Wi-Fi 環境に接続することも可能である。

※参考【ソフトバンク Wi-Fi スポット】（出典：足立区議会説明資料から抜粋）

- ・災害発生時の通信接続手段の1つとして利用するために庁舎に整備された公衆無線LAN サービス。
- ・iPad Pro の契約業者がソフトバンクであるため、平常時も利用が可能。

(8) 導入経費・運用経費（出典：足立区議会説明資料から抜粋）

◆初年度（令和元年度） 合計 4,232,224 円

内 訳	項 目	経 費	備 考
iPad Pro	初期費用	529,200円	研修費用含む
	通信費用（9月～）	2,704,624円	月額6,403円×55台×1.10 ※（1.08）
	小 計	3,233,824円	
SideBooks	初期費用	345,600円	研修費用含む
	通信費用（9月～）	652,800円	月額85,000円×1.10 ※（1.08）
	小 計	998,400円	

※ 9月のみ消費税（8%）が適用

◆2年目（令和2年度） 合計 5,770,572円

内 訳	項 目	経 費	備 考
iPad Pro	通信費用（年間）	4,648,572円	月額6,403円×55台×1.10×12か月
SideBooks	利用料（年間）	1,122,000円	月額85,000円×1.10×12か月

◆3年目（令和3年度） 合計 4,585,199円

内 訳	項 目	経 費	備 考
iPad Pro	通信費用（年間）	3,463,199円	月額6,403円×55台×1.10×5か月 ※月額3,604円×55台×1.10×7か月
SideBooks	利用料（年間）	1,122,000円	月額85,000円×1.10×12か月

※ 9月から契約更新により基本料減（月額6,403円→月額3,604円）

◆4年目（令和4年度） 合計 3,738,504円

内 訳	項 目	経 費	備 考
iPad Pro	通信費用（年間）	2,616,504円	月額3,604円×55台×1.10×12か月
SideBooks	利用料（年間）	1,122,000円	月額85,000円×1.10×12か月

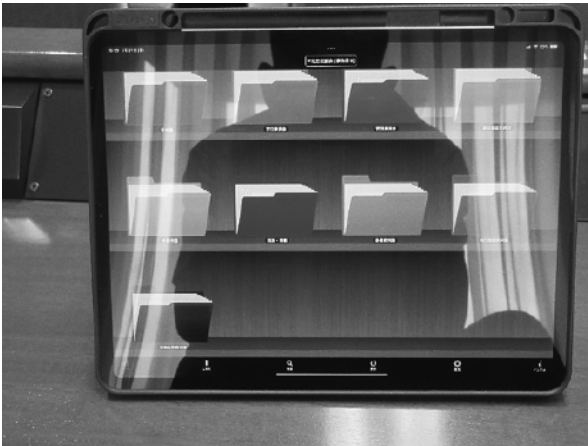
(9) 今後の課題

① セキュリティ対策と機能制限とのバランス

- ・セキュリティ対策としてBCブラウザを使用している。
- ・BCブラウザでは、不適切なサイトやセキュリティ上問題のあるサイトへの利用を制限でき、加えてウェブサイトの閲覧履歴も確認することができる。
- ・機能制限については、区の職員が使うレベルの規制がかかっている。
(他都市では、政務活動費を使うことで自由に使えるようにしているところもある。)
- ・ファイルのダウンロードができない、メールに記載されたURLリンク先から画面転移することができないため、使い勝手が悪いという声もある。
- ・本会議、委員会の時しかタブレット端末が使われておらず、今後、幅広く使用できるよう検討が必要である。

② 議員間のタブレット端末活用・ペーパーレス化に対する意識の差

- ・タブレット端末については、精通している議員と苦手な議員とがいる。
- ・自ら使う意思がない議員に対する啓発が難しい。



2. 議会活動と育児等の両立支援策について

(1) 導入経緯

「議会活動と育児等の両立支援」に関しては、平成30年1月開催の各派幹事長会において、議会活動と妊娠・出産・育児等について検討していくことが確認されたことを受けて、議長からの諮問事項として「議会制度のあり方検討会」に付託された。

平成30年2月開催の検討会では、下部検討組織として「議員活動と育児等の両立に関する部会」の設置が了承された。部会は女性議員や育児中の男性議員等のメンバーで構成され、本会議・委員会等の運営に関すること、施設等の設置・改善に関すること、ハラスメント・区民周知に関することなどの検討を進め（計7回開催）、同年8月に、支援策を導入することを決定した。

(2) 導入支援策

- ① 議員・傍聴者のための託児室・託児が必要な議員・傍聴者のために、子どもの保育や授乳・搾乳を行えるよう、議会棟内の1室を託児室として活用し、本会議・委員会を傍聴できるようにしている。

- ・本会議は、テレビモニターによる視聴、各委員会は音声を聞くことができるようにしている。

- ② 議員が会議に出席する際の保育
 - ・議員研修会や議員連盟等の会議（費用弁償等が発生しない任意の会議）について、子どもを同伴して出席できることとしている。
 - ・同伴は原則1歳までの子どもとしている。
 - ③ 他自治体へ視察する際の子どもの同伴及び同行者の宿泊
 - ・視察の際、自費でベビーシッターを確保し、子ども・ベビーシッターの宿泊・交通費等も賄う等の対応をとれば、子どもと一緒に連れての移動や宿泊等ができることとしている。
 - ・視察先自治体での調査の際は、子どもの同伴はできないこととしている。
 - ④ 本会議や委員会等における質問
 - ・体調に配慮して、本会議・委員会等において、着席しての質問を認めている。
 - ⑤ ハラスメントに関すること
 - ・ハラスメント全般の研修を適宜実施し、妊娠・出産・育児中の議員が活動しやすい環境を整えている。
- (3) 導入後の状況
- ・ハラスメントに関する議員研修については、平成30年8月に実施している。
 - ・(2)①～④の託児室、保育、視察、質問については、現在まで実績はない。
 - ・傍聴人が多数訪れた本会議・委員会において、音声を聞くことができるように、議会棟内の1室を利用したことがある。



↑ハラスメントに関する議員研修（出典：足立区議会HPから抜粋）

3. 文書質問について

(1) 導入経緯

「文書質問」に関しては、当初は「議会制度のあり方検討会」の下部検討組織としての「議員活動と育児等の両立に関する部会」（平成30年2月設置）において、出産、育児を理由に欠席した場合の本会議、委員会等の文書質問について検討したが意見がまとまらなかった。

どのような場合に議員の文書質問を認めるのか、どのような方法で文書質問を行うのか等、検討会において改めて検討を進めた結果、議員の質問機会の拡充、議員の質問権、調査権をより強固にするため、改選後に文書質問を導入することが決定された。これを受けて、会議規則一部改正等の規定整備を行い、令和元年第3回定例会から実施している。

(2) 導入内容

- ・基本的には通常の一般質問でできなかった質問を補完する仕組みとしていることから、回数、内容、受付期間などを制限している。

※参考（出典：足立区議会説明資料から抜粋）

【足立区議会会議規則（一部抜粋）】

（文書質問）

第60条の2 議員は、区の一般事務につき、会期中、文書で質問することができる。

2 文書で質問しようとするときは、文書質問書を議長に提出しなければならない。

3 議長は前項の規定により文書質問書の提出を受けたときは、回答書を提出する期限を設けて、すみやかに区長に送付するものとする。

4 議長は、文書質問書を区長に送付したとき及び回答書を受理したときは、その写しを全議員に配布するものとする。

【足立区議会運営要綱（一部抜粋）】

（文書質問）

第5条 文書質問の回数は、議員1名あたり、年1回とする。

2 前項の回数の起点は、改選後に開かれる定例会からとする。

3 文書質問の内容は2テーマまでとし、1テーマあたり5項目までを上限とする。

4 文書質問書は、本会議で一般質問を終了する日の翌日から本会議最終日の3日前（ただし、土、休日を除く。）までに提出ものとする。

5 文書質問書に対する回答書の提出期限は、2週間程度とする。

(3) 導入実績

・実施者数

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年（7月時点）
6名	6名	10名	2名

- ・区議会ホームページにて公開している。（該当議員の質問書及び回答書を掲載）
- ・会派や議員によっては、毎年行っているところもある。
- ・現段階では一般質問の補完としての機能が果たせており、特に大きな課題等はみられない。

【取手市】

議会改革について

1. ICTやオンラインを用いた取組

取手市においては、令和2年8月にタブレット端末を導入し、オンライン委員会の開催や議会災害対応訓練など様々な取組を行っている。

(1) オンライン委員会

- ・オンライン委員会については、これまで50回以上の開催実績があり、実際に表決も行っている。
- ・委員会の開催場所に来ることができないためオンラインで委員会に出席する者がいる場合、総務省では映像と音声を相互に確認できる状況にする必要があるとしていることから、同市ではZoomにより出席者の顔を表示している。
- ・Zoomでは議会用にカスタマイズしているAI音声認識システムを使って字幕を表示しており、そこで表示された文字を事務局職員がリアルタイムで修正している。字幕を表示することで、聴覚障害の方にも議会を知ってもらうことができ、また、議員にとっては発言の振り返りとして見るのが可能となる。
- ・同市ではSideBooksによる表決システムを用いている。今まで使用していた表決システムの更新費用(1,000万円程度)を抑えたいということが、タブレット端末導入のきっかけになった。結果としてランニングコストを年間36万円に抑えることができています。
- ・SideBooksで表決するに当たっては、なりすましがないように表決の前に入室確認を行っており、当日の朝に事務局から送った4桁のパスワードを入力するよう出席者に求めている。
- ・同市では、ズーム機能もある360度カメラを用いて委員会のインターネット配信も同時に行っており、一方向しか映さないカメラでは分からない議員一人一人の表情等の情報を届けることができるようになった。なお、インターネット配信では、10秒から18秒程度のタイムラグが生じている。また、インターネット配信でもSideBooksの資料掲載画面を映し、対象の資料が分かるようにしている。
- ・当局が議員に対し行う提出予定議案の事前説明(任意の会議)についてもオンラインで行っている。



↑ SideBooksによる表決

(出典：取手市議会HPから抜粋)



↑ オンラインによる提出予定議案の事前説明

(出典：取手市議会説明資料から抜粋)

(2) 現地視察

- ・タブレット端末を利用して現地視察を行っている。360度カメラを導入していることから、気になるところを隅々まで見る事が可能となり、あたかも現地にいるかのような形で視察を行うことができる。

(3) 市民との意見交換会

- ・議会全体もしくは常任委員会ごとにオンラインで市民との意見交換会を実施している。
- ・時間や場所を問わず意見交換会を開くことができるため、医療従事者等をはじめとした各種業態の方々とより専門的な観点から意見を交わすことができる。



↑オンラインによる市民との意見交換会
(出典：取手市議会HPから抜粋)

(4) 議会災害対応訓練

- ・タブレット端末の有効活用を図るために、端末を導入して半年後の令和3年2月に議会災害対応訓練を実施している。
- ・議員へは、訓練日のみ事前周知し、想定災害内容等をあえて伝えないことで、実際の災害対応に近い状況で訓練を行っている。
- ・訓練が始まると市議会の災害対応規定に基づき、正副議長が災害対策会議の設置について協議し、設置した場合はタブレット端末を用いて議員の安否確認を行うとともに、議会全体で被災状況の情報収集や情報共有を行うこととしている。
- ・タブレット端末は常にGPS機能がオンとなっており、議員が被災した現場等の写真を撮影して送信すると位置情報や時間などもあわせて記録されるため、この情報をデジタルマップに登録することで円滑な情報共有が可能となっている。



議会災害対応訓練（デジタルマップに画像を登録する）



↑ オンラインによる議会災害対応訓練（出典：取手市議会説明資料から抜粋）

(5) 研修

- ・ タブレット端末を使用してオンラインによる研修参加を可能としている。

(6) ペーパーレス

- ・ 議案書、予算書、決算書について紙文書の配付をやめ、SideBooks に議案等のデータを格納している。その結果、半年で約9万枚を削減（事務室内コピー機も別に約1万5千枚削減）できている。
- ・ 議案編冊に係る事務作業についても半年で約130時間削減することができている。
- ・ 分厚い紙冊子もあることから内容に修正等があった場合、差し替えにかかる作業が膨大になっていたが、データだと差し替えが容易にできている。

導入以前の議案編冊の様子



導入以前の議席への資料配布の様子



↑ペーパーレス化により省力化された主な業務
(出典：取手市議会説明資料から抜粋)

2. デモテックについて

(1) デモテック宣言

- ・「デモテック」とは、デモクラシー（民主主義）にテクノロジー（技術）をかけた造語である。
- ・令和2年6月15日に取手市議会、早稲田大学、一般社団法人地域経営推進センター、東京インタープレイ株式会社（SideBooksの開発会社）の四者で協定を締結した。（デモテック宣言）



↑デモテック宣言とオンラインによる四者協議の様子
(出典：取手市議会HPから抜粋)

(2) 四者協定の概要

① 協定締結予定期間

・令和2年6月中から令和6年3月まで

② 連携の背景・目的

- ・誰もが参加しやすく分かりやすい「開かれた議会・議員活動」を目指す中、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への移行や議員のなり手不足などの問題解決に向け、議会運営や議会活動におけるICTのさらなる活用が必要となった。
- ・議会における本会議や委員会へのICT導入には、各種法令・規則の制度・改廃や、機器・ソフト、アプリケーションの課題、さらに制度上の問題など、様々な制約が予測される。それらの課題を見出し、解決するために、官・民・学が連携してそれぞれの知見を発揮することで「未来型地方公共団体議会」の形づくりを目指すものである。

※参考【デモテック宣言書】（出典：取手市議会HPから抜粋）

議会における本会議や委員会等へのICTの公式導入に向け、課題を見出し、解決するために、私たち官・民・学が協力・連携し、それぞれの知見を発揮することで「Democracy × Technology = DemoTech」の形づくりを目指すことをここに宣言する。

1. オンライン本会議・委員会模擬等の実施

議会議場や委員会室以外からの議会・委員会への参加模擬等を行い、市議会におけるオンライン会議の有用性や導入した場合の課題と解決策を見出します。

2. 会議・表決システムを取手市議会・議会事務局に提供

取手市議会が導入するタブレットPC（30台）に、東京インタープレイ株式会社がペーパーレス会議システム「SideBooks（採決システムを含む）」を無償貸与いたします。

3. 各種法令等の課題抽出と改正案等の策定

他の地方公共団体議会の参考となる地方自治法、議会基本条例、会議規則、委員会条例、傍聴規則等の課題と改正案等の策定を進めます。

4. オンライン本会議・委員会制度導入時の機器や会議・表決システムの性能向上

タブレットPCの機能や会議システム・表決システムの性能をより精度の高いものに向上させ「オンライン議会」の課題解決に取り組みます。

5. DemoTech（デモテック）会議を開催

模擬議会・委員会等の実施による検証、協議、調査研究を行い、四者によるDemoTech（デモテック）会議を開催し、情報・意見交換・協議を実施します。

(3) これまでの主な取組

① オンラインによる委員会の現地視察（令和2年8月）

② オンラインで委員会を開催するための会議規則及び委員会条例の改正、タブレット表決システムを用いた表決の実施（令和2年9月）

③ オンライン模擬本会議の実施（令和2年10月）

④ オンライン委員会の実施（令和2年11月～）

⑤ オンラインで本会議を開催するための新しい会議規則の素案の策定（令和3年4月）

⑥ オンライン委員会で表決を行うための会議規則の改正、オンライン表決の実施（令和3年6月）

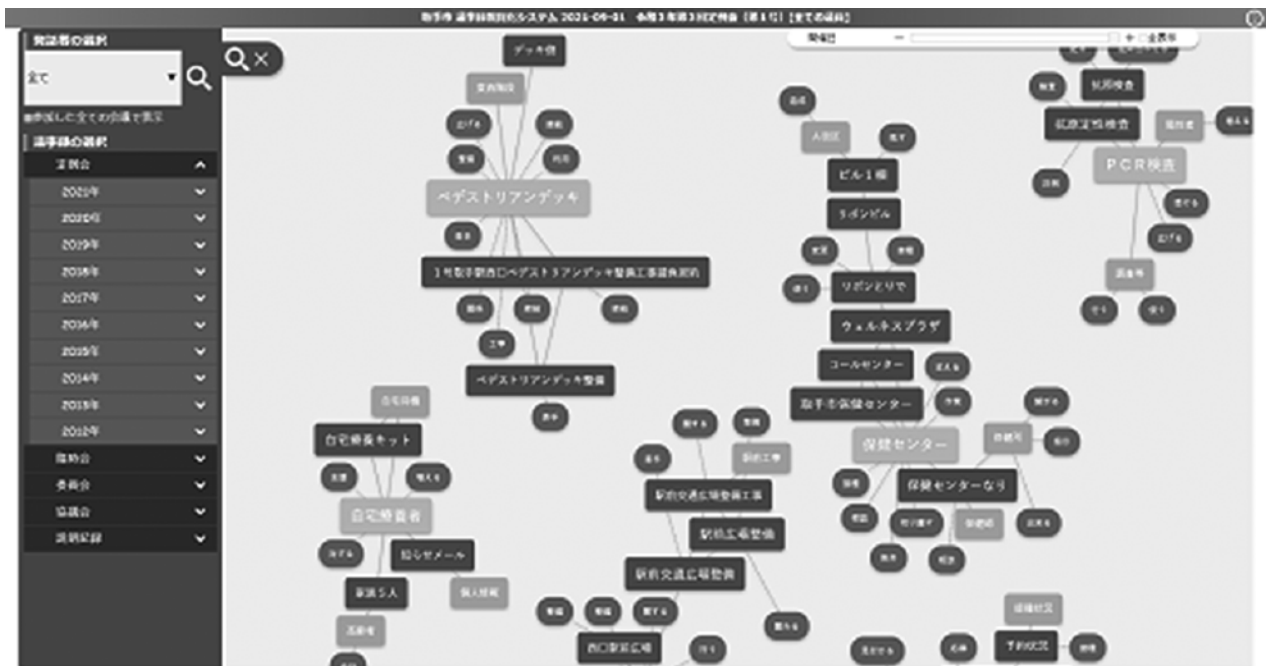
(4) 今後の課題

- ・デモテックによって様々な課題を洗い出しているところであるが、その課題を解決する先に新しい形の議会運営が見えてくる。「議会」という組織には「住民」が含まれている。ICTを活用することで、住民に議会に対する理解をより一層深めてもらうことが今後の課題となっている。

3. その他の取組

(1) 議会会議録視覚化システムの導入

- ・以前から会議録検索システムを導入していたが、住民からすると何を検索してよいか分からず、議会に対する理解が進んでいないという課題があったことから、「議会会議録視覚化システム」を令和3年4月28日から導入している。
- ・同システムでは、AIが会議録を基に全ての議員の発言を要約し、会議ごとや議員ごとでどのような言葉がよく使われているか色付きで表示する。表示されている言葉をクリックすると、その発言がなされた会議録のページが新たに表示され、さらに会議録のページをクリックすると、その前後の発言が確認できる仕様となっている。また、特定の会議や議員名で検索でき、一目で分かるようになっている。
- ・同システムは企業と協定を結び独自に開発したシステムであり、現時点では商品化されていない。



↑議会会議録視覚化システム（出典：取手市議会HPから抜粋）

4. 「議会改革」の成功の秘訣について

- ・まずは「やってみよう」という気持ちが大変であり、このような取組の中で、議員が事務局職員と同じ目線で一緒に知恵を出し合い、検討を続けている。「議会愛」の精神が互いにあったことが、ICT化を進める上でよい土壌となっている。
- ・タブレット端末はあくまでもツールであり、手にして終わりではなく住民生活に役立てなければ意味がない。まず最初は端末に慣れること、分からなければ操作方法を聞くことが重要である。同市議会では、会派を超えて教え合う姿が見られており、そのような機運が大事である。
- ・端末に慣れたら次は使いこなすこと、使いこなせば議員、事務局職員の省力化につながり、その結果、余った時間を他のことに充てたり、資料検索をすることで自身の情報量を増やすことにつながることを期待される。
- ・タブレット端末やスマートフォンで資料を閲覧できるようになると、具体的な資料を基に住民へ説明を行うことができ、理解してもらいやすくなる。住民への貢献という意味でもICTを活用しなければならないと考えており、充実に向けて今後取り組む必要がある。

↓取手市議会の議会改革一覧

(出典：取手市議会だより「ひびき」第243号から抜粋)

<p>1 AI認識字幕をライブ配信 ライブ配信の下にAI認識した字幕を表示。会議を可視化しています</p> 	<p>2 市民ライター 会議録作成に高校生や市民の方が自宅からオンラインで参加。議会の理解を深めました</p> 	<p>3 出前講座 議会事務局職員が「議会とは」等について学校で出前講座を実施</p> 
<p>4 会議資料をネット公開 本会議・委員会配布資料を市ホームページで公開しています</p> 	<p>5 360度カメラでライブ配信 視聴者が会議室のライブ配信映像を上下左右に動かすことにより、その場にいるような臨場感で見られます</p> 	<p>6 欠席事由に出席を明記 平成30年から会議規則の欠席事由に「出席」を明記。女性の政治参画を先駆けて進めています</p>  <p>女性議員による議会改革特別委員</p>
<p>7 オンライン委員会 感染拡大時等の有事に加え平時でも議会の権能を円滑に果たすため、オンライン委員会を可能に</p> 	<p>8 デモテック協定 官・民・学連携協定で、議会のさらなるICT化による新しい民主主義の手法構築に向けてチャレンジ</p>  <p>デモテック宣言セレモニー</p>	<p>9 オンライン意見交換会 感染拡大時でも意見交換会が可能。オンラインを併用して、市民の声を聴きます</p> 

2年連続全国1位！議会改革度調査2021

総務環境委員会行政調査報告から

【港区】

先進的なICTの活用取組について

1. 港区情報化推進計画（DX推進計画）の策定などに至った背景

(1) 国の主な施策や法制度

- 平成28年 1月 第5期科学技術基本計画
- 12月 官民データ活用推進基本法
(行政手続に係るオンライン利用の原則化などを明記)
- 平成29年 3月 働き方改革実行計画
- 5月 デジタル・ガバメント推進方針
- 11月 マイナポータル本格運用開始
- 30年 1月 デジタル・ガバメント実施計画（官民データ活用推進基本法などを具体化するための施策が示されている）
- 令和元年 5月 デジタル手続法（行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項などを定めている）
- 6月 デジタル時代の新たなIT政策大綱
- 2年 7月 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
- 12月 自治体DX推進計画
- 3年 7月 自治体DX推進手順書
- 9月 デジタル庁発足

(2) 東京都の主な動き

- 令和元年 スマート東京・TOKYO DATA Highway戦略（第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの普及を図り、スマートシティの推進、新たな産業の創出などを図る）
- 3年 シン・トセイ都政の構造改革QOSアップグレード戦略
デジタルサービス局の設置

(3) 令和2年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定

総務省では、各地方自治体が行政手続のオンライン化などに計画的に取り組むため、令和2年に自治体DX推進計画を策定している。その中で、DXの定義を、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることとしている。港区においても同様に、単なるICT化が目的ではなく、ICT化により区民サービスや区の業務の方法・在り方自体の改善までを含んでいる。

○自治体におけるDX推進の意義

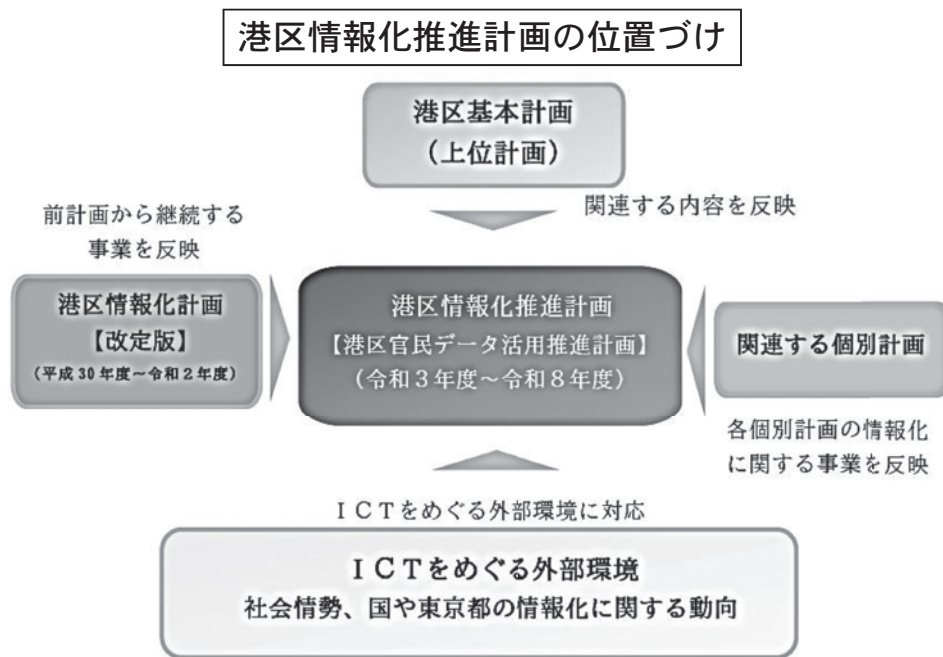
政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、その実現に向けて、自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI

等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められている。また、DX推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実現するためには、推進体制を構築することが望ましいことが明記されている。

2. 港区情報化推進計画（DX推進計画）の策定（令和3年3月）

港区では、令和3年3月に、港区情報化推進計画を策定し、港区基本計画を上位計画とし、官民データ活用推進基本法における市町村官民データ活用推進計画及びデジタル・ガバメント実行計画における自治体DX推進計画として位置づけ、区におけるDX推進の方向性を定めている。

[計画期間：令和3年度～8年度の6か年計画]



(1) 4つの情報化指針

港区基本計画の「めざすまちの姿」である「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」の実現に向け、情報化の視点から施策の方向性として、次の4つを情報化指針として掲げている。

【指針1】区民サービス向上のための情報化の推進

- ・「新しい生活様式」に対応した質の高い行政サービスの実現
- ・AI等の先端技術を活用した区民サービスの向上
- ・子どもたちの創造性を育む教育ICT環境の実現



【指針 2】情報発信と協働促進に向けた情報化の推進

- ・区民一人ひとりとのコミュニケーションの向上
- ・産学官連携の推進
- ・官民データ活用の推進

【指針 3】効率的な区政運営のための情報化の推進

- ・デジタル社会に向けたデータ利活用の推進
- ・利便性の高い区民生活を実現する第5世代移動通信システム（5G）の通信基盤整備
- ・働きやすい職場づくりに向けた業務効率化・適正化の推進

【指針 4】信頼される情報化の推進

- ・ICTリテラシーの向上
- ・強靱な情報セキュリティ確保のための基盤・体制整備

3. 港区情報化推進計画（DX推進計画）に基づく令和3年度までの主な実績

【指針 1】区民サービス向上のための情報化の推進

(1) 自治体の行政手続のオンライン化

① 電子申請の推進

令和8年度末までに電子申請ができる行政手続の割合を100%とすることを目指す

- マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン申請ができる手続を27業務で導入
- 東京電子自治体運営サービス・電子申請サービスを用いて電子申請を拡充
令和3年11月現在で216手続
- 電子申請件数の増加に対応するため、電子申請データを業務システムにRPA等で連携する仕組みを検討中

② 窓口総合支援システム構築（令和4年度導入予定）

区民等がパソコンやスマートフォンの画面から、個々の状況に応じた手続について、自宅等から事前に確認できるとともに、来庁時に複数の申請書を一括で作成することが可能となる窓口総合支援システムを構築中。ライフイベントに伴う届出や子ども、高齢者、障害者等の福祉関連の必要な手続について、生活の状況に合わせて来庁前に案内

③ みなと母子手帳アプリ（令和2年6月導入）

- 紙の母子健康手帳の記録をアプリで管理
- AIが予防接種スケジュールを自動提案し、適切な時期に必要な接種を案内
- 妊産婦や子どもの保護者向けのイベント、予防接種や健康診断の情報、保育園情報等を、子どもの年齢に応じて提供

【指針 2】情報発信と協働促進に向けた情報化の推進

(1) オープンデータ活用の推進

- 平成28年6月からオープンデータの公開を開始
- 令和2年3月に港区オープンデータカタログサイト <https://opendata.city.minato.tokyo.jp> を開設
- 令和3年12月現在で417種類 2,274ファイルを公開

(2) デジタルデバインド対策（令和3年6月開始）

- 高齢者向け区有施設6か所にデジタル活用支援員を配置し、高齢者を中心としてスマートフォ

ン等の操作方法に関する問合せに対応

【指針 3】 効率的な区政運営のための情報化の推進

(1) R P A等の I C Tの活用

- 人がパソコンを使って行う入力や転記などの業務をソフトウェアが代行して自動で行う。
 ※特に、業務システムへのデータ入力などを自動処理する R P Aについては、平成30年度に導入し、令和4年3月末現在、国保年金課、保育課、人事課、税務課、介護保険課等の10課、30業務で稼働している。職員がこれまで手作業で行っていた定例的、反復的な業務を自動化することで業務効率化を図り、生み出された時間により職員が政策立案を行うなど区民サービス等につなげている。

(2) A Iの活用

保育施設入所振り分け A I

- 保育園の入所希望者の振り分けを A Iがマッチングする仕組み
- 職員15人程度が約1週間かけて振り分けていた業務を A Iが数分で完了
- マッチング結果から①福祉総合システムへの入力、②入園通知書作成、③園別入園者リスト作成を R P Aにより自動で処理

【指針 4】 信頼される情報化の推進

(1) 職員向け研修（リテラシー、セキュリティ）

- ① セキュリティ研修
 毎年、全職員のほか、区の業務を担う指定管理者や委託事業者に対しても実施
- ② 情報セキュリティ監査
 区及び指定管理者が管理・運用する情報システムにおける情報セキュリティ対策の点検・評価を実施

4. 港区における R P Aと A I - O C R 導入事務 [令和4年4月現在]

- R P A：平成29年度から試行導入を開始し、30年度に本格導入。令和3年度末現在で31業務を導入している。
- A I - O C R：平成30年9月から導入を開始し、手書き文字や印字された紙の申請書をスキャンしたデータをシステムに取り込むことによりテキスト化された活字等のデータを出力し、R P Aを交えて、各システムへの自動入力までを行っている。

導入実績

- 平成29年度
 - 1 人事課 職員の超過勤務管理（運用方法の変更あり、継続を調整中）
- 平成30年度
 - 2 子ども家庭支援センター 産前産後家事・育児支援サービス申請受付処理
 - 3 会計室 公会計システム向けデータ作成
 - 4 区民課 コミュニティバス乗車券発行申請（A I - O C R）（受付方法変更により廃止）
 - 5 人事課 職員の出退勤管理
 - 6 保育課 保育園入園決定通知作成
 - 7 契約管財課 契約事務における仕様書や内訳書の作成業務
- 令和元年度
 - 8 子ども家庭課 児童手当現況届入力（A I - O C R）

- 9 介護保険課 介護認定審査結果入力
 - 10 保育課 保育園入園情報入力（保育施設入所A I マッチング決定データ処理）
 - 11 保育課 保育園入園者リスト作成（保育施設入所A I マッチング決定データ処理）
 - 12 税務課 個人住民税処理入力
 - 13 企画課 支出進捗管理業務
 - 14 介護保険課 要支援被保険者開示情報作成
 - 15 国保年金課 国民健康保険料滞納者リスト作成
- 令和2年度
- 16 保育課 保育園保育料還付処理
 - 17 国保年金課 国民健康保険料文書作成
 - 18 保育課, 介護保険課, 税務課, 子ども家庭課, 国保年金課
子ども家庭支援センター公金収納登録情報入力
 - 19 企画課 歳入進捗管理
 - 20 介護保険課 要介護認定申請者資料作成
 - 21 介護保険課 要介護認定者数統計処理
 - 22 介護保険課 口座振替・還付口座情報入力
 - 23 保育課 保育園延長保育料処理
 - 24 税務課 税務システムへの入力
- 令和3年度
- 25 国保年金課 月次統計処理
 - 26 税務課 還付請求書の口座入力業務（A I - O C R）
 - 27 保育課 保育料, 給食費の還付料入力業務
 - 28 国保年金課 滞納整理業務, 資格保険料業務におけるファイル作成, 画面入力事務
 - 29 保育課 保育料補助金登録業務, 保育課業務（保育料補助金登録）におけるファイル作成, 画面入力事務
 - 30 国保年金課 催告書出力のファイル加工・印刷作業
 - 31 保育課 登園自粛者の保育料日割りリスト作成

[AI-OCRの導入事例]

- 1 子ども家庭課 児童手当現況届入力 (22,000枚)
 ○が読み取り箇所 → 宛名番号, 生年月日

714129

(あて先) 港区長 児童手当・特例給付 現況届

提出年月日 年 月 日 ※受付確認年月日 年 月 日

以下のとおり、児童手当・特例給付現況届を提出するとともに、受給資格確認のために所得状況や養育等の確認をすることに同意します。

氏名	性別	生年月日	配偶者の有無	住所	電話
氏名	男	昭和59年11月22日	有	〒106-0031	

氏名	続柄	生年月日	所得の有無	先住関係	児童手当の受給状況	特例給付の受給状況
	子	平成27年11月24日	有	同一	○	
	子	平成30年4月9日	有	同一	○	
	子		有	同一		
	子		有	同一		
	子		有	同一		
	子		有	同一		

加入している公的年金制度の種類
 国民年金 () 厚生年金保険 () 国民年金 等の他、未加入 ()

児童手当の区分
 児童手当 3歳未満分 円
 児童手当 3歳以上小学生未満分 円
 児童手当 中学生分 円
 児童手当 特別給付 円
 計 80,000 円

○裏印の欄は記入しないでください。字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。記名押印に代えて、署名することができます。

- 2 税務課 還付請求書の口座入力業務 (過誤納7,500枚, 控除不足1,300枚)
 ○が読み取り箇所 → 振込先, 金額, 過誤納番号, 納税義務者番号

令和 年 月 日

過誤納金還付請求書兼口座振替依頼書

金額	円
17,500	

還付金内訳

納税年度	納税年度	税目	合計区分	納税通知票番号	納税義務者番号
2019	2019	所得税(源泉徴収)	個人	0001045470917	
		過誤納金(源泉徴収)	個人		17,500
		控除不足(源泉徴収)	個人		0
		還付金額(源泉徴収)	個人		17,500

還付金として、上記の金額を請求し、下記の口座への振込を依頼します。

港区長 令和 年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称) 印

※ 本人の場合は会社名・代表者の姓名を、代表者を記入し、代表者印を必ず押印して下さい。
 ※ 印鑑は専用を使用するもので、スタンプ印は使わないで下さい。

令和 年 月 日

還付請求書兼口座振替依頼書
 (納税年度及び納税通知票番号)

金額	円
17,500	

還付金内訳

納税年度	納税年度	税目	合計区分	納税通知票番号	納税義務者番号
2019	2019	所得税(源泉徴収)	個人	0001045470917	
		過誤納金(源泉徴収)	個人		17,500
		控除不足(源泉徴収)	個人		0
		還付金額(源泉徴収)	個人		17,500

還付金として、上記の金額を請求し、下記の口座への振込を依頼します。

港区長 令和 年 月 日

住所

氏名 印

※ 印鑑は専用を使用するもので、スタンプ印は使わないで下さい。

請求書番号

振込先	振込先	振込先	振込先	振込先
1	金融機関	支店	支店	支店
2	ゆうちょ銀行	店名(ゆうちょ銀行のみ記載)	支店	支店

口座番号

口座種別	口座種別	口座種別	口座種別	口座種別
1	普通	当座(振替)	口座番号	口座番号

還付金番号

振込先	振込先	振込先	振込先	振込先
1	金融機関	支店	支店	支店
2	ゆうちょ銀行	店名(ゆうちょ銀行のみ記載)	支店	支店

口座番号

口座種別	口座種別	口座種別	口座種別	口座種別
1	普通	当座(振替)	口座番号	口座番号

5. 令和4年度の主な取組

(1) デジタル推進担当課長ポストの設置

D Xを推進する体制として、全庁の牽引役となり、区政のD X推進を横断的に加速させるために、令和4年4月に、総務部に新たにデジタル推進担当課長ポストを設置し、組織体制を整備した。

(2) 高齢者へのスマホ貸与・利用支援〔6か月間無償貸与〕

- ・活用講習会（無料）を開催
- ・貸与端末により災害情報の迅速な入手や健康増進につなげる
- ・貸与後も継続利用をサポート

(3) 町会・自治会まるごとデジタル支援

- ・情報発信と会計事務の講座を実施
- ・受講団体にはタブレットを貸与
- ・「デジタルお助け隊」が丁寧にサポート

(4) 道路損傷などのアプリによる情報提供〔道路通報・道路損傷検出システム導入〕

- ・道路の損傷等をスマートフォンアプリから気軽に投稿できる
- ・路面の画像データから、A Iにより道路のひび割れ等を自動で検出



(5) 窓口総合支援システム（引越し手続ナビ）構築〔8月から稼働！引越しの手続が便利に〕

- ・転入、転居、転出時に、スマホ等でアンケートに回答するだけで、生活の状況に合わせた必要な手続が検索可能
- ・スマホ等で必要事項を入力すると、QRコードに変換され、来庁時に窓口で提示するだけで、住所、氏名等が印字された申請書を一括で作成可能（何度も書かない）

(6) 福祉総合窓口の開設〔8月から各総合支所に設置〕

- ・ダブルケアや8050問題など、複雑かつ多様化している問題に対し、きめ細かく総合的に支援できるよう、あらゆる福祉相談を受け止め、支援につなげる窓口を設置
- ・分野を横断した相談記録システムの導入
- ・福祉機関へのリモート相談を実施

(7) 介護ロボット・ICT機器等の導入支援〔介護事業者の負担を軽減〕

- ・業務改善に資するようなICTや介護ロボットなどの導入を支援し、介護事業者の業務負荷の軽減や介護サービスの質を向上

※(5)～(7)は、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業に決定

6 今後の展開

これまでの取組をさらに発展させるとともに、今後も新たな取組を展開させていくことで、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現を図り、さらなる快適な区民生活の実現を目指して取り組んでいく。

【金沢市】

公共シェアサイクル「まちなり」について

1. 金沢市の特性

金沢市の中心市街地は、3つの台地と2つの川に挟まれており、金沢城を中心とした半径2キロメートル圏内に、金沢駅、ひがし茶屋街、兼六園、近江町市場などの観光地が集積しているため、自転車で回遊するのにほどよい大きさである。

人口は、およそ46万人の中核市で、雨や雪が多く、坂道が多いという特性がある。

また、金沢市は、藩政期の頃から戦禍にあっていないということもあり、城下町の都市構造が現存しているため、道路空間が狭い道が多いという特性がある。



2. 「まちなり」の導入経緯

金沢のまちなかは、近代建築や藩政期から残る城下町の風情といった新旧の文化を楽しめる観光資源が多数存在し、これまでの観光スタイルでは、兼六園などの主要観光地を中心とした限定的な回遊行動が主流であったが、平成27年3月の北陸新幹線金沢開業を控え、「金沢駅からの二次交通の充実」などを目的に、以下のスケジュールにより、24年の導入当時は公共レンタサイクル「まちなり」としてスタートして、8年間の事業期間が満了し、令和2年から公共シェアサイクル「まちなり」として刷新し、現在、新たなシステムで運用している。

<導入までのスケジュール>

平成22年8月 社会実験実施

平成23年9月 プロポーザルにより事業者決定

平成24年3月24日 「まちなり」スタート

事業期間 (平成24年3月24日～令和2年1月13日)

金沢市公共レンタサイクル「まちなり」の誕生 (H 24. 3)



令和元年10月 プロポーザルにより事業者決定

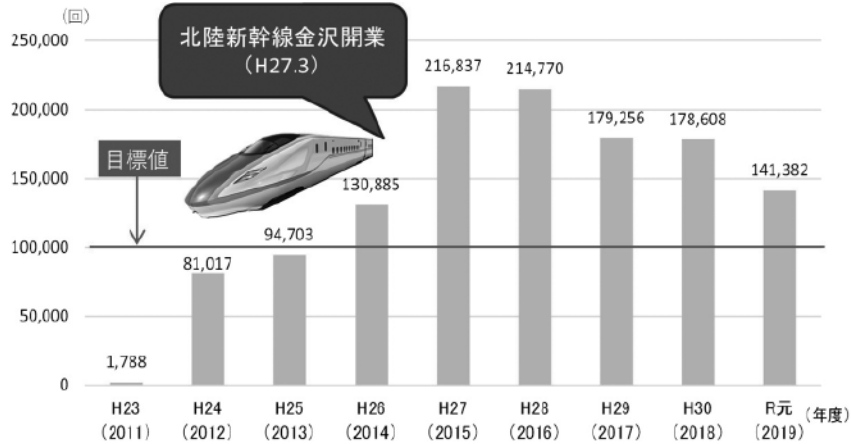
令和2年3月1日 新たな「まちなり」スタート

金沢市公共シェアサイクル「まちなり」へ刷新 (R 2. 3)



(1) レンタサイクル「まちなり」(H24.3～)の利用状況[利用回数の推移]

運用開始当初から、利用者は観光客を中心に順調に推移し、新幹線開業後の平成27年度には、目標を大幅に上回る21万回を記録したが、それをピークに利用は減少傾向にあった。



(2) レンタサイクル「まちなり」の課題

- ① 利用者は観光客が9割を占め、市民利用が少なかったこと
- ② サイクルポートの設置には端末機が必要であり、設置費用が大きいため、容易にポートを増やせないこと
- ③ 30分以内であれば何回乗っても1日200円という料金体系であったため、利用回数の増による自転車の消耗や再配置業務の負担と、採算性が合わないこと

⇒これらの課題を解決するため、令和2年3月からシステム変更(プロポーザルによる事業者選定)をして、新たにシェアサイクル「まちなり」としてスタートし、①市民利用の増加、②多くのサイクルポートの設置による利便性の向上、③採算性のある料金体系を目指すこととなった。

(3) シェアサイクル「まちなり」(R2.3～)の取組方針

① 目的

- ・市民をはじめ、より多くの利用を促進するための都市内交通の充実
- ・来街者の観光需要に配慮した、まちなか回遊性向上のためのさらなる二次交通の充実

② 基本方針

- ・対象者：観光客を中心として、市民の利用も促す
- ・対象エリア：まちなか区域を基本として、新たな観光需要に対応
- ・運営方式：事業の運営は、運営事業者が行い、金沢市は実施主体として、ポート用地確保並びに機器整備及び運営について一定額負担

※景観や交通政策等、金沢市のまちづくりの方針に沿った整備・運営とするために行政が一定程度関与できる体制とするため、金沢市が一定額を負担している。

(5年間で約1億8千万円、年間約3千万円)

③ 役割分担

- 運営事業者 施設及び器材(自転車、駐輪機器)の整備、事業の運営(料金徴収、自転車再配置等)、各種データの収集、整理、分析など
- 金沢市 運営業務全体の総括、サイクルポート用地の確保、市民への周知、広報など

(4) 「まちなり」の主な変更点

① サイクルポート

○システム：路上端末機（ラック型） ⇒ 車載型（ラックレス型）

○サイクルポート数（R 4. 3 現在）：21か所 ⇒ 68か所

※ポート設置が容易になり、サイクルポート数が増えている。

② 自転車

台数（仕様）：155台（一般車） ⇒ 500台（電動アシスト自転車）

※全て電動アシスト付きとなり、坂道や長距離でも体力的な負担を少なく利用できるようになった。

③ 利用時間

7:30 ~ 22:30 ⇒ 24 時間

④ 主な利用料金

○1 回会員

基本料金 200円

最初の30分 0円 / 30分

延長料金 200円 / 30分

（何回使っても最初の30分は無料）

基本料金 無料

最初の30分 165円 / 30分

延長料金 110円 / 30分

（1 回利用ごとに料金加算）

○月額会員

基本料金 1,650円 / 月 最初の30分 無料

延長料金 110円 / 30分

※通勤等で利用する市民を中心に月額会員が増えている。

⑤ スマホアプリでの利用 [I D 連携で全国各地の自転車が利用可能]

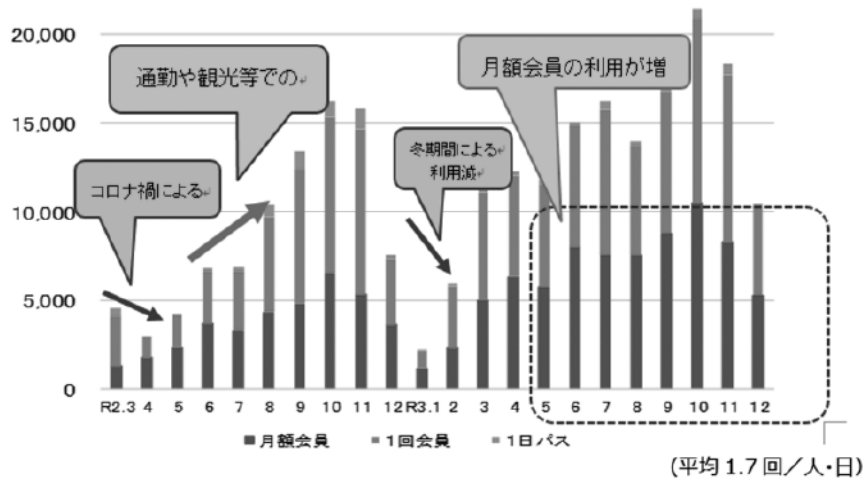
- ・約100万人のドコモ・バイクシェア利用者が「まちなり」を利用可能
- ・金沢で登録したユーザーは、各都市のドコモ・バイクシェアを利用可能



(5) シェアサイクル「まちなり」の利用状況

① 利用者数の推移（月別，会員別）

- ・市民を中心とする月額会員数は増加（R 2. 10 440人 ⇒ R 3. 10 731人）
- ・年間目標利用者数の10万人達成（令和2年度：103,785人）
（令和3年度：163,666人）



② シェアサイクル「まちなり」の利用者アンケート調査

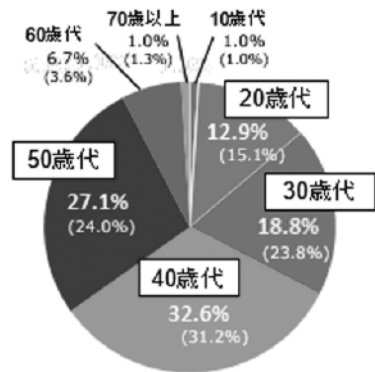
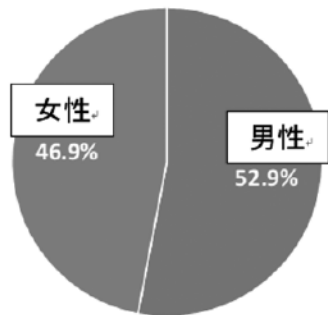
調査期間：R 3.10. 8（金）～10.31（日）

調査方法：会員へのアプリプッシュ配信

（1日パス利用者には調査用二次元コードを配布）

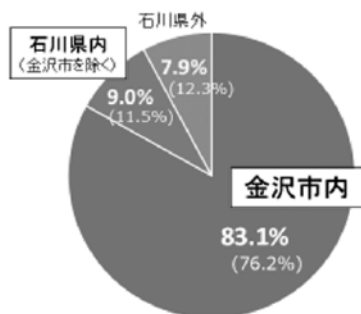
回 答 数：420人

■属性（性別・年代）

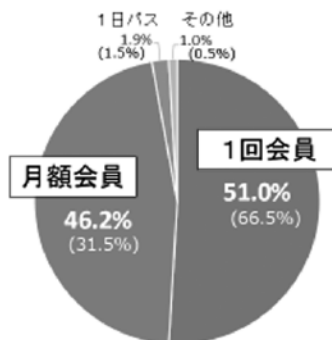


()はR2.9/17～9/23同調査 391人

■居住地

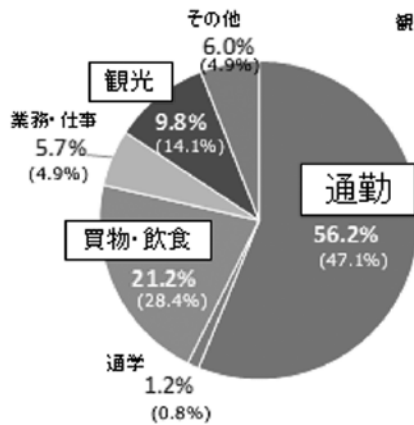


■会員種別

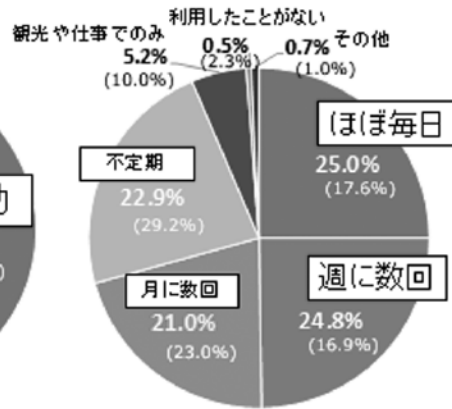


R3年度調査 420人
(R2年度調査 391人)

■主な利用目的

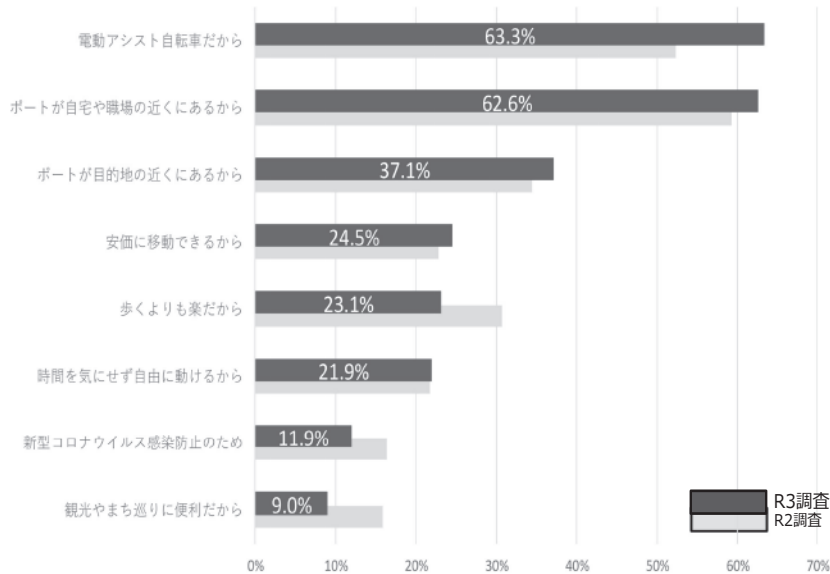


■利用頻度

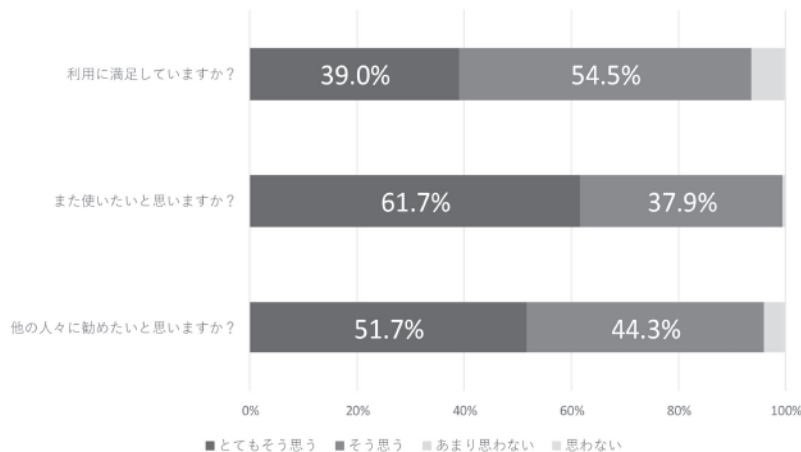


R3年度調査 420人
(R2年度調査 391人)

■利用した動機（上位3つを選択）



■満足度



(6) 災害時における「まちなり」の活用

① まちなり災害協定

- ・災害時のまちなりの使用に関する協力協定を締結（R 2. 8.26）
- ・「運営事業者（株）日本海コンサルタント」, 「システム提供者（（株）ドコモ・バイクシェア）」
- ・地震等が発生した際、被害状況の調査に当たる職員が無償で利用
- ・坂道や細街路が多い本市において、自転車での移動は非常に有効

② 災害用自転車を配備

- ・古いまちなりを、摩耗に強くパンクしにくいタイヤに交換し、災害用自転車として配備
- ・市役所地下防災倉庫などに80台を備蓄

(7) 「まちなり」GPS調査

目的：通行経路や滞留時間等を把握

期間：年4回（1週間程度）実施

通信：30秒（通常は3分）



- ・運行経路
⇒自転車通行空間整備の優先順位付け
- ・滞留時間
⇒新たなサイクルポート設置の検討

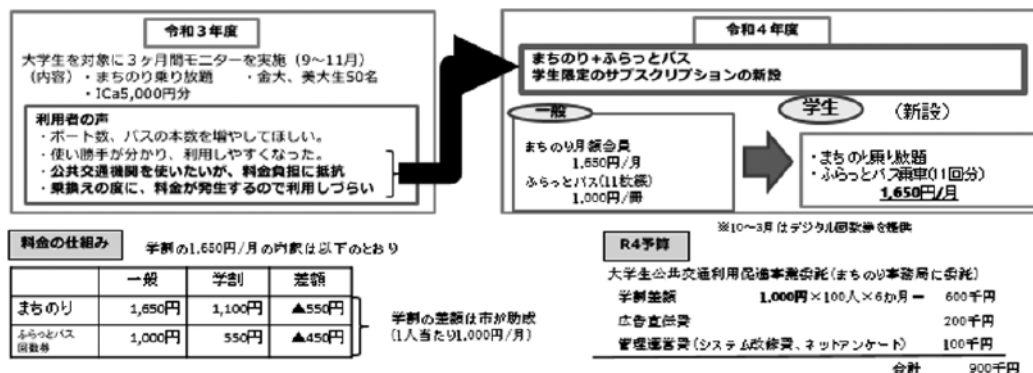


(8) 事業との連携

■大学生モビリティマネジメント事業（R 3年度～）

令和3年度は、大学生50名を募り、シェアサイクルまちなりやバス等の公共交通機関を積極的に利用してもらい、意見を集約した。

令和4年度は、これらの意見を参考に、学生がより積極的に利用できる仕組みを構築していく。



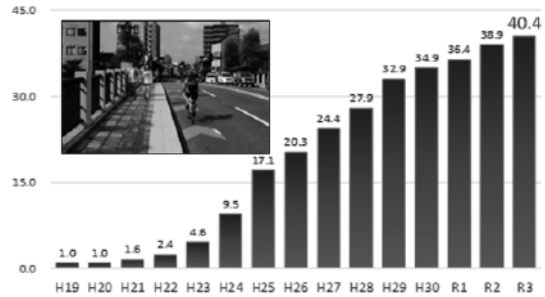
効果

- ・若者世代の公共交通利用促進(SDGs推進)
- ・学生の芸術体験による中心市街地活性化
- ・まちなり月額会員の定着
- ・ふらっとバスの利用促進(デジタル回数券の利用促進)

(9) 金沢市の自転車施策（ハード対策・ソフト対策）

① 自転車通行空間整備

市内の国道・県道・市道あわせて 40.4km 整備済



② 自転車マナーアップ運動

毎月 15 日に学校・警察などと連携して、街頭指導を実施

(10) 連携によるポートの新規設置 石川県・金沢市

市民や観光客の市内の周遊性向上にさらに寄与するため、設置場所を県と市で協議した結果、令和 4 年 7 月、新たに県庁や県立図書館など県施設 8 か所にポートを設置することで合意 [新たに下記 8 施設に順次設置予定]

- ・ 公共施設 県庁（令和 4 年 7 月 12 日供用開始）
- ・ 観光施設 兼六駐車場（建設中）
- ・ 文化施設 県立図書館（令和 4 年 7 月 16 日供用開始）、
県立能楽堂、大野からくり記念館、
銭屋五兵衛記念館
- ・ スポーツ施設 いしかわ総合スポーツセンター
県立武道館

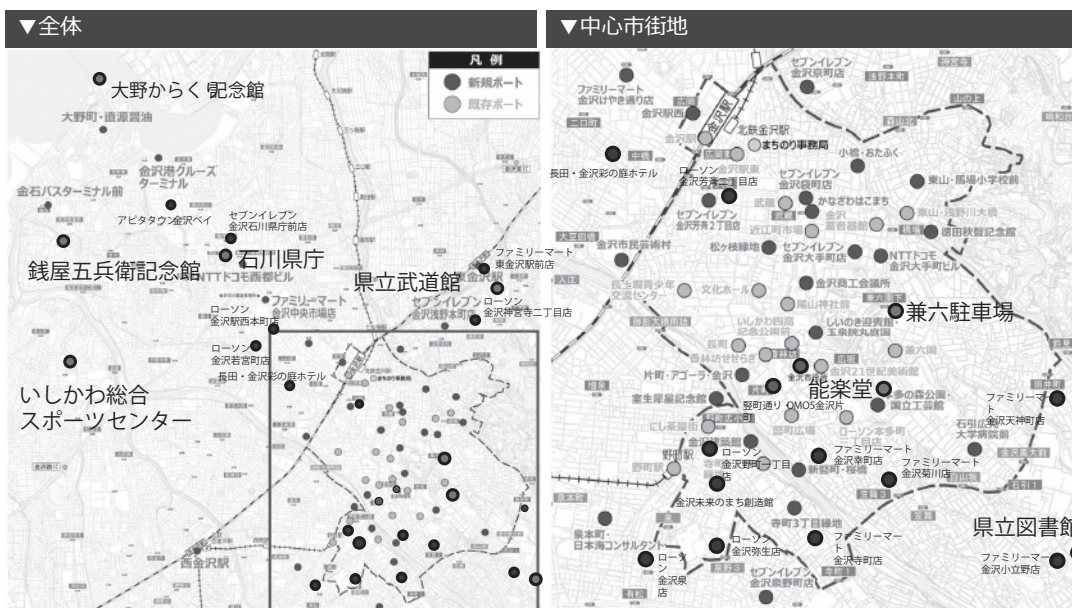


新設ポートのお披露目
7 月 12 日（火）県庁「まちのり」ポート

(11) サイクルポート位置図

○今回新設（予定）ポート（8 か所）

全 69 箇所（令和 4 年 7 月 12 日現在）



3. 金沢市における「まちなり」の役割 [金沢市の交通まちづくりの方向性]

藩政期から続く金沢のまちを継承していくために、道路空間に制約がある中、金沢市では、これまでの交通戦略の中で、「歩行者と公共交通優先のまちづくり」や「多様な移動手段を選択できるタウンライフへの転換」を進めてきた。

今後、将来世代も安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、歩行者・自転車・公共交通のさらなる活用が必要となっており、その中で、シェアサイクルまちなりの果たす役割は大きいものとなっている。

【前橋市】

思いやり型返礼品プロジェクト「きふと、」について

○前橋市について

前橋市は“新しい価値の創造都市”を将来都市像として、地方創生の方向性として「めぶく。～良いものが育つまち～」を前橋ビジョンとしている。「めぶく。」まちとして、“挑戦する人を応援するまち”“多様な生き方を肯定し見守るまち”として、「ふるさと納税」で人や街を幸せにする多様なチャレンジをする人やコトを応援している。また、新しい価値の創造都市として、関わる全ての人が幸せになるように、地方の視点から、「ふるさと納税×デザイン」(de=崩して、sign=構築)を図っている。

1. 「きふと、」の概要

ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に、税（寄附）を通じて貢献する仕組み」として創設された。しかし、「地域の特産品がもらえる」、「お得である」ということがフォーカスされ、寄附制度の本来の主旨である「社会貢献」の意味合いが希薄化している。

そこで、前橋市、北上市（岩手県）、株式会社トラストバンクの三者が連携し、“自分のためではなく誰かのための返礼品”という考え方のもと、平成30年度末から“思いやり型返礼品プロジェクト「きふと、」”を開始した。思いやり型返礼品を通して「寄附とその先」を形にするプロジェクトである。「寄附と、〇〇（その先にある繋がり・新しい価値の創造の取り組み）」をイメージしており、寄附だけで終わらない関係づくりを目指している。

2. 「思いやり型返礼品」について

「思いやり型返礼品」は、自分のためでなく誰かの役に立つ返礼品である。返礼品を選ぶことのできる新しい社会貢献のかたちで、「思いやり型返礼品」に対する寄附は、障がい者福祉施設や職業訓練学校、NPOといったコミュニティ活動団体などの直接的、または間接的な支援に繋がっている。

3. 返礼品の種類

- 支援型…障がい者支援施設で作られた「モノ」：障がい者支援施設などで作られた製品を返礼品として選ぶことで、施設で自分の能力を活かし働く方々に、対価とつくる喜びを届ける。
(例：障がいがある方が作るそば殻まくらや塩麴、梱包や出庫作業を障がい者施設等利用者が行う野菜セットやトイレトーパー製品、お年寄りの輸送を支援するNPO団体の商品など)
- 寄贈型…困っている人たちを助けるための商品やサービスを寄附者から「プレゼント」
(例：福祉施設への花の苗や車いすの寄贈、地域のこども食堂へのトイレトーパー寄贈、買い物に行けない田舎の親のために日用品や食品を返礼品で贈る など)
- 協賛型…NPO法人や障害者支援施設、コミュニティ活動団体、職業訓練学校への「協賛金」
(例：地区で運営する平和記念展示館への協賛、がん患者やご家族を支援する活動をする団体への協賛、職業訓練学校の生活困窮生徒向け給付型奨学金制度への協賛)
- 参加型…お年寄りのための除雪や除草などの「体験イベント」

4. 前橋市「きふと、」返礼品（R 4. 6時点：21メニュー）



I-28 豚ロース肉の味噌漬けと塩糍漬けセット800g【思いやり型返礼品】
15,000 円

 群馬県前橋市



A-136 豚ロース肉の塩糍漬け6枚【思いやり型返礼品】
10,000 円

 群馬県前橋市



A-137 豚ロース肉の味噌漬け6枚【思いやり型返礼品】
10,000 円

 群馬県前橋市

作品番号：R-01348



セミアオーダーTシャツ1枚(障がいを持った方のデザイン)【思いやり型返礼品】
10,000 円

 群馬県前橋市



E-13 ガイナ断熱塗装【思いやり型返礼品】
300,000 円

 群馬県前橋市



千年曆【思いやり型返礼品】
10,000 円

 群馬県前橋市



A-12 上州味噌セット(米・玄米・麦各800g)【思いやり型返礼品】
10,000 円

●感想(1)

 群馬県前橋市



M-02 ご家庭の不用品の回収(2t1台分)【思いやり型返礼品】
200,000 円

 群馬県前橋市



C-20 お墓清掃代行(スタンダードプラン)【思いやり型返礼品】
50,000 円

 群馬県前橋市



M-04 お引越しサポート(4tアルミ車・作業員3名)【思いやり型返礼品】

200,000 円



群馬県前橋市



A-76 福祉作業所の自主製品(コースター・マグネット)【思いやり型返礼品】

10,000 円



群馬県前橋市

作品番号：R-01348



A-106 セミオーダー ランチバッグ2個(障がいを持った方のデザイン)【思…

10,000 円

●感想(1)



群馬県前橋市

作品番号：R-01348



A-107 セミオーダー トートバッグ1個(障がいを持った方のデザイン)【思…

10,000 円



群馬県前橋市



A-85 福祉作業所の自主製品(そば殻まくらのセット)【思いやり型返礼品】

10,000 円



群馬県前橋市



A-81 豚ロース肉の味噌漬けと塩糍漬けセット600g【思いやり型返礼品】

10,000 円

●感想(1)



群馬県前橋市



E-12 ご家庭の不用品の回収(4t1台分)【思いやり型返礼品】

300,000 円



群馬県前橋市



Q-21 草刈り代行(10坪以内)【思いやり型返礼品】

70,000 円



群馬県前橋市



P-03 お墓清掃代行(ライトプラン)【思いやり型返礼品】

25,000 円



群馬県前橋市

5. 前橋市の「きふと、」実績

○令和2年度

- ・寄附件数 241件
- ・寄付総額 2,485,000円

【参考】R2ふるさと納税全体の実績

寄附件数	9,091件	寄附総額	221,111,520円
⇒「きふと、」率	2.7%	⇒「きふと、」率	1.1%

・思いやり型返礼品ランキング（トップ5）

1位（支）福豚ロース肉の味噌漬けと塩麴漬けセット600g	65件
2位（支）福豚ロース肉の味噌漬け6枚	42件
3位（支）上州味噌セット	30件
3位（支）福豚ロース肉の塩麴漬け6枚	30件
5位（支）そば殻まぐらのセット	24件

※上位5メニューで前橋市「きふと、」全体の約79%を占める。

○令和3年度

- ・寄附件数 196件
- ・寄付総額 2,045,000円

【参考】R3ふるさと納税全体の実績

寄附件数	10,900件	寄附総額	227,965,100円
⇒「きふと、」率	1.8%	⇒「きふと、」率	0.9%

・思いやり型返礼品ランキング（トップ5）

1位（支）福豚ロース肉の味噌漬けと塩麴漬けセット600g	67件
2位（支）そば殻まぐらのセット	27件
3位（支）福豚ロース肉の塩麴漬け6枚	21件
4位（支）上州味噌セット	17件
4位（支）福豚ロース肉の味噌漬けと塩麴漬けセット600g	17件

※上位5メニューで前橋市「きふと、」全体の約76%を占める。

○令和4年度（4月～6月末現在）

- ・寄附件数 17件
- ・寄附金額 175,000円

【参考】R4ふるさと納税全体の実績

寄附件数	1,849件	寄附総額	35,322,000円
⇒「きふと、」率	0.9%	⇒「きふと、」率	0.5%

6. 今後の取組み

紙媒体（パンフレット、リーフレット等）やSNS等で「きふと、」の周知を図っており、新たな取組みを検討している。

防災福祉子ども委員会行政調査報告から

【横須賀市】

横須賀市児童相談所の設置について

1. 設置に至った経緯

近年の社会経済環境の変化は、子どもや子育て中の親たちを取り巻く環境にも大きな変化をもたらし、核家族化等による近隣関係の希薄化や、家庭や地域における子育て機能の低下など、問題も多様化しており、その中で児童虐待問題もますます深刻化している。

平成13年に中核市へと移行した横須賀市だが、児童部門で最も大きなウェイトを占める児童相談所についての権限は移譲されなかった。そこで、横須賀市は、当時の市長の市民に直結する行政は市町村に権限を付与すべきとの考えの下で、金沢市と協力して、15年に総務大臣と中核市市長の懇談会で児童相談所の設置権限拡大を要望し、この動きが児童相談所設置のきっかけとなった。

虐待を受けている子どもの支援体制としては、12年から子ども虐待防止事業の取り組みを開始し、14年に虐待予防・早期発見、虐待の重篤化再発の予防を目指す子ども虐待予防相談センター（YCAP）を設置した。翌15年の国への要望をきっかけに16年改正児童福祉法が成立し、中核市への児童相談所の設置が可能となった。

これを受け、市長が県知事に児童相談所開設に向けた協議を依頼し、準備担当職員7名を配置、うち4名を県の児相へ派遣、研修を開始した。

17年に健康福祉部から独立し子ども育成部を設置するとともに、24名からなる児童相談所開設準備室を設置した。そして18年に横須賀市児童相談所を開設した。その際、神奈川県の子童相談所と人事交流を行ったが、県から副所長、児童福祉士及び児童心理士の各スーパーバイザーの3名を派遣してもらうなどの手厚い人的協力を得た。しかしながら、開設時には建物無く2年間はテナントを借りて業務を行っていたことから、20年に「はぐくみかん」という愛称の児童相談所を現所在地に移転し、運営を開始した。

2. 設置の目的とメリット

児童相談所は、児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境や状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを目的として設置される行政機関である。

設置するメリットは、一貫した支援体制、他部課等との連携強化、効果的な支援の実現の3点を挙げることができる。一貫した支援体制としては、虐待等の相談から公的保護、その後のフォローまでの過程を全て横須賀市で自己完結できる。他部課等との連携強化としては母子保健部門や障害福祉部門（福祉事務所）との情報連携、行動連携が可能となる。効果的な支援の実現としては、市の職員という肩書ではなく児童相談所という肩書が社会的に有利に働き、子どもに関する専門機関として、関係機関等との連携やネットワーク対応による在宅支援がスムーズになる。具体的な事例としては、住民基本台帳の確認や民生委員・主任児童委員、学校、保育園・幼稚園・保健部門からの情報収集など新規ケースの初動調査における情報収集の迅速化や、来所相談サイクルが2週間に1回程度に短縮されたことが挙げられる。

3. 児童相談所の体制等

(1) 児童相談所の主な業務は次のとおりである。

- ① 児童の福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること
- ② 児童に必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ 児童の一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

(2) 基本的機能は次のとおりである。

- ① 相談機能（児童福祉法第12条第2項）
- ② 一時保護機能（法第12条の4、第33条）
- ③ 措置機能（法第26条、第27条（法第32条による権限の委任））
- ④ 民法上の権限（法第33条の7、第33条の8、第33条の9）

その他、児童相談所は地域の必要に応じ、児童や家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として家庭・地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、児童や家庭の問題に対し、共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、研修会や情報交換会、援助検討会等を積極的に開催することにより関係機関のネットワーク化を推進する。

(3) 職員の役割は次のとおりである。

児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の子ども・保護者等から、子どもの福祉に関する相談の対応 ・必要な調査・社会診断の実施 ・子ども・保護者・関係者等への必要な支援・指導 ・子ども・保護者等の関係調整（家族療法）等の実施
虐待対応協力員 （会計年度任用職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司に協力して児童虐待への対応
里親委託等推進員 （会計年度任用職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託推進のため、子どもに最も適合する養育里親や養子希望者の選定のための調整 ・委託された子どもの適切な養育を確保するための養育里親や関係機関との連絡調整、交流の促進等を実施

児童心理司	<ul style="list-style-type: none"> ・診断面接、心理検査、観察等により子ども、保護者等への心理診断の実施 ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の実施
児童相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者等からの子どもの福祉に関する相談対応 ・児童福祉司と協力し、調査、社会診断の実施 ・子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導（助言、他機関のあっせん等）の実施
児童指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応 ・児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者等への指導

(4) 施設の概要

はぐくみかん（愛称）は、鉄筋コンクリート造地下1階、地上5階、塔屋1階で構成されている。施設の愛称は、子どもの健やかな成長を願い育成することや、かばい守るという意味の「育む」という言葉を「育み（はぐくみ）」とし、施設を意味する「館」を合成した名称で、市民公募によるものである。

はぐくみかん内には、児童福祉行政関係部署が集約されており、子どもに関する多様な市民ニーズに的確に対応する体制が整っている。なお、はぐくみかんには療育相談センター（指定管理者による管理）も設置されている。

<児童相談所>

主な施設	内 容
心 理 室	子どもの心理面接（カウンセリング）、心理検査、療育手帳の判定のための心理検査を行う
箱庭療法室	心理療法の1つである箱庭療法（表現された箱庭の情景から心の内面を分析する技法）を行う
家族療法室	親や兄弟を含めた家族を対象に面接を行う。会話を中心とした職員と家族の面接のほか、設置された調理道具等を用いて家族生活場面を再現、家族の様子を観察する
遊戯療法室	室内の玩具・遊具を用い子どもの遊戯療法を行う
観 察 室	マジックミラー越しに遊戯療法室と家族療法室の様子を観察するとともに、映像・音声を記録する



心理室



箱庭療法室



プレイルーム（遊戯療法室）



屋内運動場

(5) 整備費・運用費

整備費については、平成18年度及び19年度で約25億7,700万円となっており、市の土地を利用したため建物だけの金額である。別途備品等で初年度は1億6,000万円を要している。特定財源としては約3,700万円が国庫支出金として、残りが市債であった。

はぐくみかん建設事業費 平成18, 19年度 2カ年事業

項目	内 容	H18年度	H19年度	合 計
委託料	実施設計業務委託	54,600,000		54,600,000
	工事管理業務委託	3,150,000	28,350,000	31,500,000
	小 計	57,750,000	28,350,000	86,100,000
工事請負費	新築工事	214,300,000	1,434,200,000	1,648,500,000
	新築機械設備工事	4,720,000	487,391,409	492,111,409
	新築電気設備工事	2,800,000	277,550,000	280,350,000
	建設地地中障害物撤去工事	2,625,000		2,625,000
	外溝整備工事		37,800,000	37,800,000
	外溝整備電気設備工事		3,465,000	3,465,000
	構内情報通信網整備工事		26,491,500	26,491,500
小 計	224,445,000	2,266,897,909	2,491,342,909	
事務費	旅費、印刷製本費	212,833	64,803	277,636
	合 計	282,407,833	2,295,312,712	2,577,720,545

	H18年度	H19年度	合 計
国庫支出額	3,737,000	33,637,000	37,374,000
市債	216,300,000	1,784,400,000	2,000,700,000

運営費については、令和2年度の決算で歳出が約16億9,800万円、歳入が約5億9,500万円となっている。一般財源が約11億300万円であるのに対し、同市は地方交付税団体となっていることから約12億600万円が交付されており、実質約1億円の黒字となっている。これは平成19年の法改正以降、交付税が手厚くなったことが影響しており、当初1～2億円程度の持ち出しであったが、ここ数年で一般財源を上回ってきている。

横須賀市児童相談所 令和2年度決算 (単位:千円)

歳 出		歳 入	
社会福祉総務費			
社会福祉施設助成費等	6,581		
子育て支援費			
	42,736		
児童措置費			
児童扶助費	1,097,785	国・県負担金等	535,487
児童相談所費	551,724		
給与費	426,942		
児童相談所運営事業費等	124,782	国・県補助金等	59,998
合 計	1,698,826		595,485

一般財源	1,103,341
交付税見込	1,206,731
実質負担	△ 103,390

4. 児童相談所の実績

(1) 受付状況

児童相談所では、児童に関する各種相談を幅広く受け付けており、内容により養護相談、保健相談、障害相談、非行相談及び育成相談などに分類されている。相談受付状況は次のとおりである。相談内容の多くを児童虐待相談と知的障害相談が占めており、令和3年度の虐待に分類された件数は790件で前年度比154件の増となっている。

種 別	令和3年度	前年度比	令和2年度	令和元年度
養 護	856(790)	161(154)	695(636)	791(762)
保 健	1	1	0	0
障 害	689	327	362	513
非 行	11	△2	13	32
育 成	56	17	39	79
その他	17	7	10	9
合 計	1,630(790)	511(154)	1,119(636)	1,424(762)

() は虐待に分類された件数

(2) 虐待相談件数

虐待に分類された件数790件の内訳は次のとおりである。平成18年の開設以来、ネグレクトの占める割合が高い状況だったが、平成24年度から心理的虐待の比率が上回り、令和3年度も全体の6割を占めている。

学齢別では、幼児が最も多く275件（34.8%）、次いで小学生232件（29.4%）、中学生124件（15.7%）の順となっている。

経路別では、警察署からの通告が405件（51.3%）、次いで近隣知人からが132件（16.7%）、家族親戚からが63件（8.0%）の順となっている。

内 容	令和3年度	前年度比	令和2年度	令和元年度
身体的虐待	131 (16.6%)	19	112 (17.6%)	150 (19.7%)
性的虐待	10 (1.2%)	4	6 (0.9%)	6 (0.8%)
ネグレクト	172 (21.8%)	32	140 (22.0%)	152 (19.9%)
心理的虐待	477 (60.4%)	99	378 (59.5%)	454 (59.6%)
合 計	790 (100%)	154	636 (100%)	762 (100%)

5. 課題と今後の展開

(1) 課題

課題としては、①児童相談所等職員のスキルアップ、②児童福祉司等の資格職員の確保と配置、③措置児童の受け皿としての基盤整備の3点が挙げられる。特に③の措置児童の受け皿については、横須賀市内に知的障害施設がないため、神奈川県や政令市の施設を譲り受けて措置をしている状況であり、当初整備時に一体的に整備しなかったことが影響している。また、②の児童福祉司等の資格職員の確保等については、開所以来徐々に人材育成が進んできている一方で、会計年

度任用職員の不足や、市外の政令市に住む職員が多く、せっかく育成した人材が最終的に住所のある市外等に流出していくといった問題も生じている。

(2) 今後の展開

児童虐待は、虐待を受けている子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、世代間連鎖として次の世代に引き継がれるおそれもあるため、早期の発見、対応が求められる。

今後の展開としては、子どもの健やかな成長と自立をキーワードとして、虐待の予防・早期発見のために、①適切な調査と迅速な実態の把握、②専門的な知識・技術のさらなる向上に努める必要がある。

また、子どもの福祉のために、①医学的・心理学的な判定に基づく適切な支援、②児童相談所一丸となった取り組みの強化、③関係機関との連携強化に努める必要がある。

【豊田市】

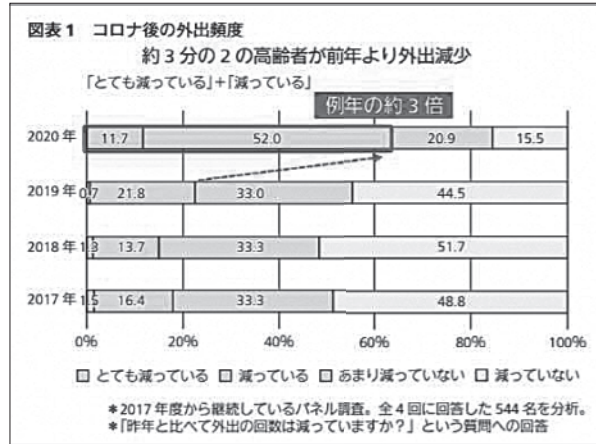
官民連携介護予防事業「ずっと元気！プロジェクト」について

1. プロジェクトの導入の背景、課題及び狙い

(1) 背景

豊田市は全国的にも「若いまち」であるが、人口構造においては、高度成長期に全国各地から流入した団塊の世代が大きな割合を占めており、その世代の後期高齢化が急速に進展すること（「2025年問題」）が見込まれている。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により外出を控えている高齢者が多いことが予想されるとの調査結果（JAGES（一般社団法人日本老年学的評価研究機構）「新型コロナウイルス感染症流行下での高齢者の生活への示唆」）が示され、こうした状況が、要介護状態に陥るリスクを高める可能性が指摘された。



JAGES Press Release No. : 258- 20- 49 (2021年2月10日) から作成

(2) 課題

豊田市においては、後期高齢化の急速な進展やコロナ禍における高齢者の活動量低下による高齢者の心身の衰え（「コロナフレイル」）が介護リスクの増大・急上昇を招き、平成30年度に約212億円であった介護給付費が、令和7年度には約300億円にまで急激に増大すると推計され、新型コロナウイルス感染症の影響が加われば、さらに増大することが見込まれ、大きな課題となっていた。

また、これまで進めてきた介護予防に関する自主活動を行う自主グループをつくる取組（介護予防・健康づくり教室「元気アップ教室」）の中心となってきた保健師が新型コロナウイルス感染症対応に追われることとなり、職員のリソース不足が新たな課題となった。



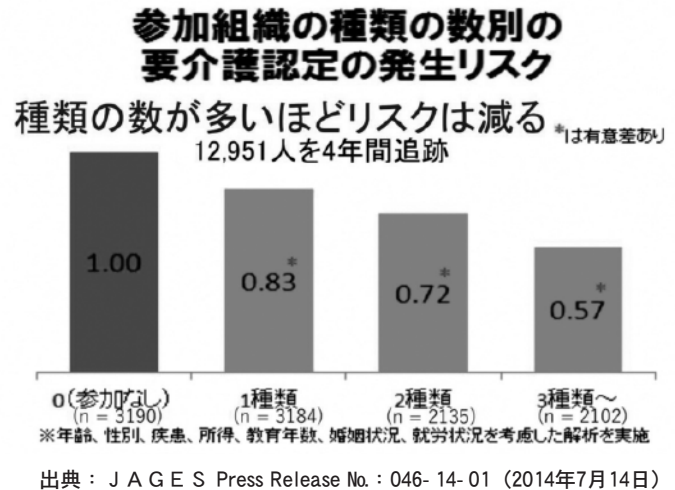
介護予防・健康づくり教室「元気アップ教室（脳トレ）」

(3) 狙い

一方で、高齢者が、社会グループ（ボランティアグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、町内会・老人クラブ、趣味の会など）に参加すること（「社会参加」）により、将来の要介護リスク・認知症発症リスクを低減する可能性があることが、学術機関の研究（JAGES「社会参加と要介護認定および死亡との関連について」）により分かってきたことから、趣味や運動、就労などにより、高齢者の「社会参加機会」や「社会活動量」の増加を図ることで、介護リスクの低

減を図り、人との様々なつながりを得るとともに、「生きがい」や「楽しみ」を得ることで、豊田市において、より「幸せ」を感じられる暮らしの実現を目指すこととした。

また、介護給付費の急激な増大や職員のリソース不足という課題に対しては、民間事業者のリソース、ノウハウ、アイデアをフル活用することにより、将来の財政負担を積極的に抑制するとともに、幅広いサービスを提供することができる枠組みづくりを目指すこととした。



2. プロジェクトのポイント

(1) 介護予防分野における全国初の大規模S I B（ソーシャルインパクトボンド）事業

事業期間5年間で、事業費が最大5億円規模となる介護予防事業は、介護予防分野の事業としては、全国初かつ国内最大規模のS I B事業である。

また、事業全体で年間参加者5,000人、5年で延べ2万5,000人を目標として、5年間で介護保険給付費の10億円削減を目指すもので、削減額については、第三者評価機関であるJ A G E Sが、プログラムに参加した高齢者と参加しなかった高齢者へのアンケート調査を行い、推定・算出することとしている。

(2) コロナ禍での心と身体の衰えを予防（「コロナフレイル」の予防）

コロナ禍による自粛生活の長期化が高齢者の活動量低下を招き、心身の衰えにつながる「コロナフレイル」が懸念されているが、そのような中であっても、安心して「社会参加」ができる仕組みとして、民間事業者がすでに有しているノウハウを活用することにより、「オンラインの活用」や、三密回避を徹底した「オフライン（対面）」によって、外出機会やコミュニケーション量の増加につながるプログラムを提供し、高齢者の心身の健康増進を後押しする。

(3) 体力測定から趣味・交流まで様々なプログラムの選択が可能

本プロジェクトでは、従来の介護予防でイメージされる「スポーツ・健康」だけにとどまらず、「趣味」、「エンタメ」、「コミュニケーション」などの様々なプログラムを提供することで、高齢者の多様な選択を可能としている。

また、プログラムを提供する事業者についても、行政からの「補助」ではなく、成果に応じた「報酬」を受け取る仕組みになっていることで、新たな事業展開（子供向けのプログラムを高齢者向けに転換するなど）に低リスクで挑戦するための後押しにつなげている。

3. プロジェクトの目標

(1) 介護給付費10億円の削減

本プロジェクトを契機とする「社会参加」により、参加者同士がつながり、「生きがい」や

「楽しみ」を得ることで、豊田市での暮らしにさらなる「幸福感」を見出すことを目指している。

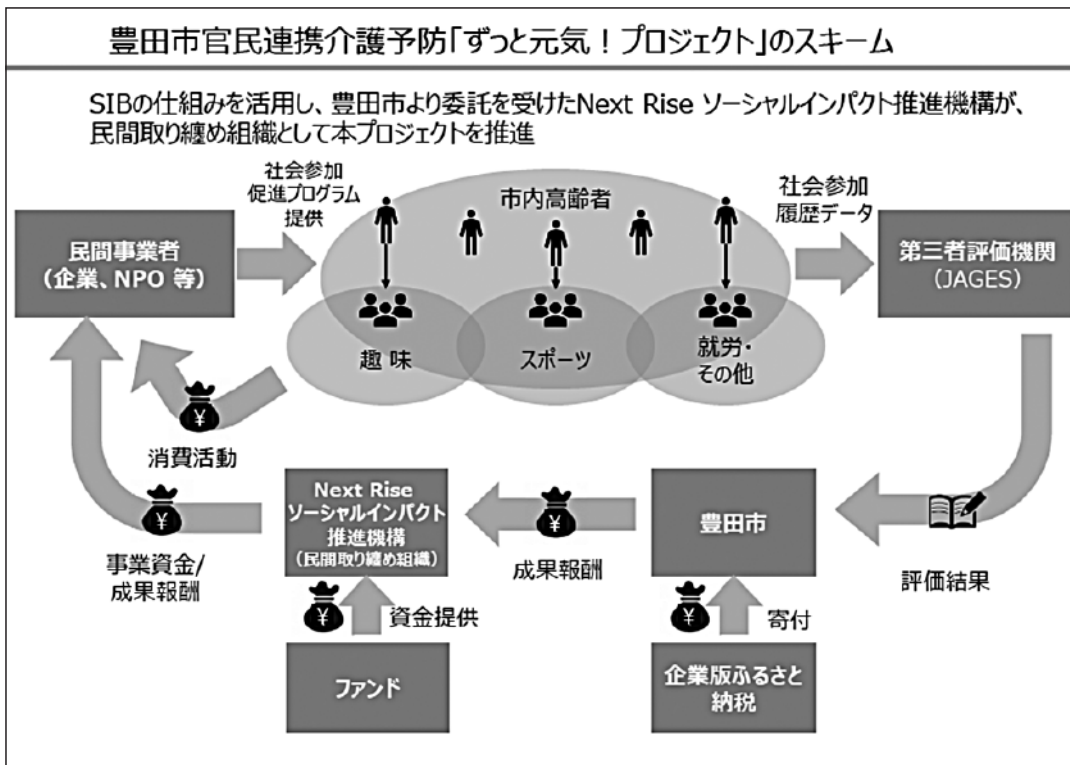
また、年間4,000～5,000人（事業期間（5年間）で延べ2万5,000人）の参加者を獲得することにより削減することができるかと推計されている、介護給付費10億円の削減を目指す。

(2) 本モデルの全国への展開

「介護リスク」の軽減は、全国的にも非常に大きな課題となっており、また今後、世界共通の課題になる。

本事業においては、三菱UFJ銀行ほか数社からの「企業版ふるさと納税」を原資として挑戦する新しい事業の仕組みであり、寄付企業においても、今後全国的な展開の可能性を探っていることから、そのためのノウハウの蓄積に加えて、介護予防に有効なモデルケースとして、全国に情報発信することとしている。

4. スキーム概要



(1) 地方公共団体（豊田市）

SIB運営組織（民間取りまとめ組織／合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構）と契約を締結し、成果報酬については、契約時に設定した成果指標の達成度について、第三者評価機関（JAGES）に測定・評価させ、検証した上で支払う。

なお、「ずっと！元気プロジェクト」においては、その事業費の財源として、三菱UFJ銀行ほか数社からの「企業版ふるさと納税」も活用している。

<p>【実施成果指標】 ※成果指標は、JAGESとも協議して設定した。</p> <p>① 参加人数 ② 継続参加人数</p> <p>【最終成果指標】</p> <p>③ 要介護リスク点数の低減度 ④ 介護保険給付費削減額（10億円）</p> <p>3年以内に要支援・要介護になるリスクを推定（1点当たりの給付費に与えるインパクトもエビデンス有）し、プログラム参加群・非参加群を統計的に比較し、その差を効果と認定（ステータス（年齢・性別・介護リスク度など）の近い群同士で比較）する。</p>
<p>【報酬の割合】</p> <p>○ 委託事業運営分：30%</p> <p>○ 成果報酬：70% （内訳）実施成果分：30%／最終成果分：40%</p>

(2) サービス提供者（民間事業者）

事業の実施主体として、各プログラムを提供する。現在、市内外の35事業者が、コロナ禍を踏まえた「オンライン」プログラム、三密回避による「オフライン（対面）」プログラムなど、約45の社会参加促進プログラムを提供しており、事業者間の連携も生まれつつある。

(3) サービス対象者（市内高齢者）

各プログラムの提供対象者。豊田市内に在住する65歳以上の高齢者。

(4) SIB運営組織（民間取りまとめ機関／合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構）

SIB事業の運営主体として、プロジェクトの企画・運営を行うほか、サービス提供者（民間事業者）を募集・選定し、資金提供者（SIBファンド「Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合」）からの資金提供を受けて、事業期間におけるサービス提供者への資金提供・成果報酬の支払い等を行う。

(5) 第三者評価機関（JAGES／Japan Agency for Gerontological Evaluation Study）

利害関係のない独立した第三者機関として、地方自治体（豊田市）からの依頼（委託）に基づいて成果指標を測定し、その評価結果をフィードバックする。

「ずっと！元気プロジェクト」においては、事業期間（令和3年7月1日～令和8年6月30日）終了後、プロジェクト参加群と非参加群とを統計的に比較し、その差を効果として認定（年齢・性別・介護リスク度などステータスの近い群同士で比較）することとしている。

(6) 資金提供者（SIBファンド「Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合」）

「ずっと！元気プロジェクト」においては、地方自治体（豊田市）は第三者機関（JAGES）による成果指標の測定・評価確定後にSIB運営組織（合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構）に対して成果報酬を支払うこととなっていることから、SIB運営組織においては、事業期間におけるサービス提供者（民間事業者）の事業資金・成果報酬について、株式会社DIソーシャルインパクトキャピタルにより組成された資金提供者（SIBファンド「Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合」）から資金提供を受けて支払う。

5. 事業開始以降の取組、成果、課題

(1) 参加者数・属性

令和3年7月の事業開始当初から9月頃までは低調であったが、新型コロナウイルス感染症が一時落ち着きを見せた10月以降は参加者が増え始め、年明け以降は新規の参加者も獲得できている。

新型コロナウイルス感染症の落ち着きに伴って高齢者の外出機会も増加傾向にあり、事業開始から半年で約1,300人の参加があったことから、年間3,000人程度の参加が見込まれる状況となっている。

参加者の属性については、事業開始当初、60歳代後半の高齢者の参加が多く見込まれるのではないかと考えていたが、実際には70歳代が75%以上を占めており、ターゲットとして想定した後期高齢を迎える、あるいは迎えた世代にアプローチできているのではないかと考えている。

また、これまで「社会参加」の実績がある方だけでなく、「社会参加」の実績がなかった方にも参加いただくなど、想定していなかった結果も現れている。

①年齢		
	人数	割合
65歳～69歳	347	24%
70歳～74歳	535	37%
75歳～79歳	368	26%
80歳～84歳	130	9%
85歳～89歳	55	4%
90歳～	7	0%
②社会参加実績		
	人数	割合
社会参加実績有り	745	51%
社会参加実績無し	703	49%

(2) 事業の広報・マーケティングの取組

事業の広報については、豊田市においても、市広報紙「広報とよた」や豊田市高齢者クラブ連合会機関紙「やすらぎ」を通じて事業全体の周知を図るなどの取組を行っているほか、プロジェクトの周知や参加者の増加を狙い、体験型のイベント等を各所で開催し、参加を促している。

また、各事業者においても、プログラム参加者を獲得するために折り込み広告の作成やチラシの配布などに取り組んでおり、市民への周知も図られている。

6. 今後の展開

本事業は、令和3年7月から5年間の実施としており、長期間かつ事業費も億単位と大規模となっているが、事業財源として「企業版ふるさと納税」を活用することで長期かつ大規模な事業の実施を実現することができた。

寄付をいただいた企業の期待に応えるべく、引き続き、様々な民間サービス事業者と協力して「社会参加」を促進するプログラムを提供し、よりハイリスクな高齢者へのアプローチを改善するなど、全国で展開できるモデルケースに成長させることで、社会的にインパクトのある取組にしていきたい。

さらに、他の社会課題においてもSIBを適用できないか、その可能性を検討し、サステイナブル（持続可能）な社会づくりを目指したい。

(参考) S I B 導入経緯

2020年2月 調査・研究覚書の締結（医療・健康，インフラ，防災などへの適用可能性を調査）

2021年1月 新春記者会見（市長会見）2021年度からの事業実施表明

2021年4月 委託契約締結（7月～事業開始）

※D I との関係

2010年～2014年「次世代エネルギー・社会システム実証地域」（経済産業省プロジェクト）に選定され，様々な企業・団体と共に実証事業を実施

【岐阜市】

「岐阜市総合防災安心読本」について

1. 岐阜市の概要

(1) 位置、面積等

岐阜市は、東京から約270km、大阪から約140km、名古屋から約30kmの距離にあり、わが国のほぼ中央の岐阜県の南部に位置している。面積は203.60k㎡。

(2) 地形

岐阜市は、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）からなる濃尾平野の北端に位置し、市の中央部から東北部にかけて稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部に区分される。

市内には、河川法の適用を受ける45の河川（1級河川27河川、準用河川18河川）がある。



岐阜市の河川・水路（位置図・水系図）

(3) 気候

岐阜市の気候は、東海型の気候を示し、夏は南東の季節風の影響を受けて高温多湿となり、冬は北西季節風の影響を受けて降雨は少なく、温暖となる。

降雨量は年間2,000mm近くに達し、特に6月、7月、9月は雨が多くなる。

(4) 土砂災害警戒区域の指定状況

長良川以北は山地となっており、がけ崩れの危険箇所336か所（うち、特別警戒区域を含む箇所333か所）、土石流の危険箇所280か所（うち、特別警戒区域を含む箇所214か所）が、県により土砂災害警戒区域に指定されている。

がけ崩れ	土石流
<p>土砂災害警戒区域 岐阜市内：336箇所 (特別警戒区域を含む箇所 333箇所)</p>	<p>土砂災害警戒区域 岐阜市内：280箇所 (特別警戒区域を含む箇所 214箇所)</p>
<p>特 徴 斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。</p>	<p>特 徴 山腹や川筋の凹、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。河速20km～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを破壊させる。</p>

土砂災害警戒区域の指定状況

(5) 岐阜市都市防災部について

① 分担任務

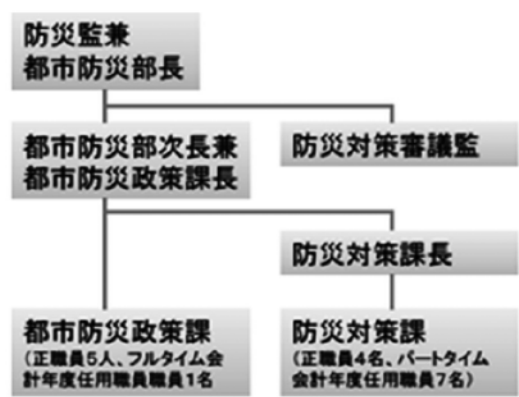
市民の災害に対する意識を高揚し、災害発生時等における市民や地域の安全を確保するなどの防災対策を進めること

② 目標及び取組

目標とする「災害に強いまちづくりの実現」に向けて、「大規模災害に備えた防災体制の充実強化」、「地域防災力の強化」、「実効性の高い防災意識・知識の普及啓発」に取り組んでいる。

③ 組織

都市防災部は、防災監兼都市防災部長をはじめ、正職員13名、会計年度任用職員8名からなる組織で、2課（各課1係）で構成され、市の組織の中でも小さい規模の部である。



岐阜市「都市防災部」の組織

④ 各課の業務

- 都市防災政策課（防災政策係）

防災施策の企画・調査，災害対策本部事務，防災会議，岐阜市地域防災計画，国民保護計画，自主防災組織

○ 防災対策課（防災対策係）

防災行政無線整備，避難行動要支援者支援，災害時応援協定，岐阜市総合防災訓練，備蓄品・資機材整備，防災施設・資機材の維持管理，帰宅困難者支援

2. 過去に発生した主な災害の概要

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
明治24. 10. 28	震災 (濃尾地震)	美濃一円	死者245人，負傷1,260人 全壊家屋942戸



濃尾大地震 岐阜市金津廊の惨状（岐阜市歴史博物館蔵）



市内の鉄道橋の崩落（岐阜市歴史博物館蔵）

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
昭和51. 9. 8 (災害救助法適用)	水害 (台風17号)	市全域	死者5人，負傷7人 全壊家屋6世帯，半壊家屋14世帯 床上浸水11,363世帯，床下浸水30,079世帯 罹災者数146,009人



長良川右岸、大森地先の堤防決壊による浸水状況（岐阜県安八郡安八町・大垣市墨俣町）

（出所：一般社団法人中部地域づくり協会）



岐阜市北西部の浸水状況



長良川右岸・長良橋上流の旅館街の状況

(出所：一般社団法人中部地域づくり協会)



長良川左岸・水防団による水防活動（岐阜市鏡島）



伊自良川の決壊氾濫等による浸水状況と救助（岐阜市折立）

(出所：一般社団法人中部地域づくり協会)

災害発生日月	災害の種別	被害地域	被害状況その他
平成30. 7. 7- 8 (災害救助法適用) (大雨特別警報発表)	水害 (梅雨前線)	合渡地域等	負傷1名, 床上浸水10件, 床下浸水16件 長良・大宮陸閘閉鎖 避難者209世帯432名



14年ぶりに閉鎖された大宮陸閘（岐阜市川原町地区）

【陸閘（りくこう）】

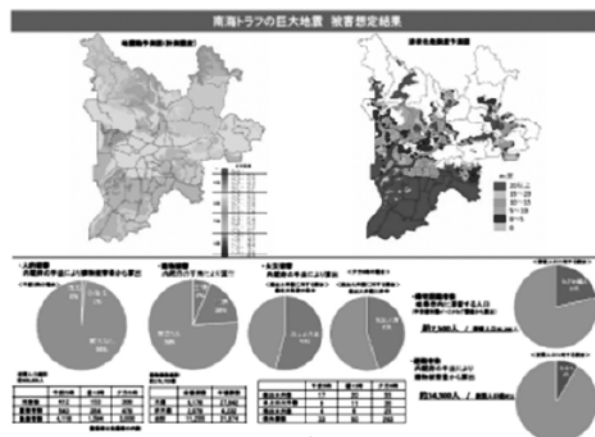
閉鎖することで海水の侵入を防止するとともに、開放することで堤防等の海側にある港湾、漁港、海浜等を利用するために人や車両等が堤防等を横断できるようにする施設

3. 南海トラフ巨大地震の被害想定

岐阜市では、令和2年度に南海トラフ巨大地震の被害想定を調査し、市全体では、震度6弱から6強になると想定しており、人的被害については、被害が最大になると考えられる午前5時に発生した場合、死者412名、負傷者4,118名（うち、重傷者543名）になると想定している。

また、建物被害については、市内の建物約17万9,700棟のうち、全壊1万1,255棟、半壊3万1,874棟の被害を想定している。

なお、避難者数については、内閣府の計算書に基づき、3万4,300人になると想定している。



南海トラフの巨大地震被害想定結果
（出所：岐阜市「災害被害想定調査（調査概要）」）

4. 「総合防災安心読本」改訂に至る経緯等

(1) 経緯

年度	経緯
平 14	「洪水ハザードマップ（長良川）」を作成
18	「洪水ハザードマップ（長良川より北部の河川）」を作成
19	「洪水ハザードマップ（長良川より南部の河川）」を作成
23	「洪水ハザードマップ（長良川・左岸）」を更新
24	「洪水ハザードマップ（長良川・右岸）」を更新 「南海トラフ巨大地震被害想定調査」を実施 「地震ハザードマップ（建物倒壊危険度・液状化危険度）」を作成
25	県による「土砂災害危険区域」指定後、「土砂災害ハザードマップ」を作成
26	
27	各ハザードマップを統合・冊子化した「岐阜市総合防災安心読本（初版）」を作成 ※市内全世帯・事業所・企業等へ配布（平成28年3月）
令元	「南海トラフ巨大地震被害想定調査（再調査）」を実施 市民意識調査「岐阜市の防災対策について」を実施（令和3年1月） ※市民モニター約200人を対象とする抽出調査
2	
3	水防法一部改正により、洪水浸水想定区域の指定に係る対象を拡大 河川管理者（岐阜県）が、平成30年7月豪雨の被害を教訓に浸水が想定される区域と浸水深さを表示した「水害危険情報図」を作成・公表 「総合防災安心読本・改訂版」を発行（令和3年12月） 「総合防災安心読本・改訂版」スマートフォンアプリを開発（令和3年12月） 「地域防災計画」を改正（令和4年3月）

(2) 課題と対応

今回の「総合防災安心読本（改訂版）」発行に向けて、防災意識に係る市民への調査を実施したところ、調査結果においては、平成28年3月に「総合防災安心読本（初版）」が配布された後、「記事や地図に目を通し、今も保管している」との回答が約3割にとどまった。この調査は、市政への関心が比較的高い市政モニター200人を対象とする抽出調査であったことから、市全体で平均するとさらに低い割合になると考えられ、防災意識の向上が容易でないことが明らかになった。

質問 岐阜市では、防災に関する学習記事と各災害のハザードマップを統合した「岐阜市総合防災安心読本」を作成し、平成28年3月に市内全戸に配布しました。 あなたは、「岐阜市総合防災安心読本」を見たことがありますか。	
配布された後、記事や地図に目をとおり、今も保管している	61人 (34%)
配布された後、記事や地図に目をとおりしたが、手元には残っていない	29人 (16%)
配布された後、読んだことはないが、家に保管している	28人 (15%)
配布されたことは覚えているが、読んだこともなく、手元にも残っていない	24人 (13%)
配布された覚えがない、見たことがない	39人 (22%)

改訂に向けては、初版作成時の課題として、紙媒体だけでは災害時の持ち運びが不便であり、十分に活用されないことが挙げられ、また昨今、多くの市民が携帯端末を所有するなどインターネットの普及を踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、災害時の持ち運びが可能で、さらに世帯に1冊ではなく、市民一人ひとりに自分に合った災害に対する備えが必要であることから、「総合防災安心読本」のデジタル化を推進することとした一方、デジタル・ディバイド（情報格差）への配慮として、紙媒体による発行も引き続き行うこととした。

5. 「岐阜市総合防災安心読本」の概要

「岐阜市総合防災安心読本」には、さまざまな災害が起きたときに市民がとるべき行動と、日ごろから家庭でできる対策のほか、市民が生活する地域で想定される被害や災害時に利用する避難場所・避難所を示したハザードマップが掲載されている。

(1) 地域のコミュニケーション

災害の被害を軽減するために重要とされる「自助・共助・公助」に触れ、日常的に地域住民がコミュニケーションをとること呼びかけ、また、「地域を守る「共助」の取組」として、自治会や自主防災組織の役割、災害時に避難のための支援が必要な避難行動要支援者を地域全体で助ける仕組みをつくるための「避難行動要支援者名簿登録制度」についても記載している。

(2) 災害対策編

災害が発生したときに「最低限覚えておきたいポイント」を示したページと具体的な対策を示したページで構成されている。

- ① 地震：「避難時の注意ポイント」、「地震発生時のタイムライン」、「南海トラフ巨大地震発生時に予測される被害」、「特に重要な事前対策」など
- ② 台風・大雨：「事前の備え」、「避難の時の注意点」、「立退き避難と屋内安全確保」、「増水・浸水時に危険な場所」など
- ③ 土砂災害：「土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とは」、「土砂災害の種類と前兆現象」、「避難のポイント」、「備蓄品の準備」など
- ④ その他災害：「原子力災害の特徴」、「原子力災害が発生したら正しい情報を得る」、「除雪作業の事故に注意」、「雪道運転の3つのNG」、「竜巻が発生しやすい気象条件」、「雷鳴がきこえたら」、「新型コロナウイルス感染症の恐れがある時の対応」、「避難所での健康管理」など

(3) 日常からの対策編（災害が起きる前に）

- ① 情報の入手方法：「注意報・警報，雨量，河川水位等に関する情報」，「主な伝達手段」，「情報収集に関する心構え」など
- ② 避難の準備：「「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の違い」，「命を守る最低限の行動」，「非常持出品」，「避難場所・集合場所の確認」など
- ③ 家庭でできる防災対策：「チェックリストを活用しよう」，「日常備蓄という考えかた（ローリングストック）」など
- ④ 企業防災
防災に関係する企業からの災害時に役立つ情報について紹介している。
- ⑤ 応急手当：「救命の手順」，「覚えておきたい応急手当」など
- ⑥ 災害時の生活術
- ⑦ 多様性への理解
- ⑧ 災害時の防犯対策
- ⑨ 被災者支援制度：「弔慰金，見舞金」，「市税の減免等」，「罹災証明書について」
- ⑩ コラム：「濃尾地震による被害」，「平成30年7月豪雨」，「災害の教訓を傳承しましょう。」
- ⑪ 減災力チェックリスト

(4) ハザードマップ

- ① 地震ハザードマップ
南海トラフ巨大地震が発生した場合の市内の被害に関し，岐阜市が独自に実施した被害想定調査（令和2年度）の調査結果を用いた，建物の倒壊危険度，液状化の危険度を地図上で表示している。
- ② 洪水ハザードマップ
水防法に基づき河川管理者（国（木曾川上流河川事務所）又は岐阜県）が作成した「浸水想定区域図」と「水害危険情報図」に，避難施設や水害時の危険箇所を重ねて表示したもの。表示している浸水の状況は，想定し得る最大規模の降雨による状況を予測したもの。（新たに中小河川の浸水想定を追加）
- ③ 内水ハザードマップ
平成2年以降の集中豪雨の際の浸水記録を元に，主に身近な水路からの浸水を対象に作成したもの。検討時点での平成2年以降の最大時間雨量（1時間に74mmの豪雨）を使用した。
- ④ 土砂災害ハザードマップ
土砂災害防止法に基づき岐阜県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に，避難場所，主な避難経路を重ねて表示している。（土砂災害警戒区域や特別警戒区域とその追加指定区域を表示）

(5) 巻末資料等

「災害時用の外国語指さし会話集」，「避難者カード」，「健康状態チェックカード」，「災害時の我が家のルール」，「覚えておきたい電話番号」

6. 「岐阜市総合防災安心読本」作成以降の取組，成果及び課題

(1) 取組，成果

- ① 「総合防災安心読本」アプリの配信（令和3年12月）
「総合防災安心読本」アプリにより冊子の持ち運びが不要となり，ハザードマップ（地震・洪

水・内水・土砂災害)をデジタルマップ上で確認することができ、ハザードマップを現在地表示とすることで、(岐阜市内であれば、)外出先からでも災害リスクを知ることができるほか、「岐阜市総合防災安心読本」の防災に関する学習記事を読むことができる。

また、情報・内容の更新に係る時間や経費の抑制につながるほか、全国で多発する災害に対する災害対策基本法などの防災関連の法改正等への迅速な対応が可能となった。

② マイ・タイムラインアプリ「防災サポート」の配信(令和3年12月)

マイ・タイムラインアプリ「防災サポート」では、「逃げ遅れゼロ」を目指して普及が進められている「マイ・タイムライン」について、居住地域(岐阜市内)を選択することで地域の特性に合わせて、スマートフォン上で簡単に作成・管理できる。

また、あらかじめスマートフォンで作成・登録しておくことで、一人ひとりにあった適切な避難行動がリマインド機能により通知されるほか、市が発令する避難情報をプッシュ通知で通知することができ、防災情報伝達の多重化を推進し、逃げ遅れを防ぐことができる。

(2) 課題

アプリの普及に向けた取組として、市教育委員会の協力を得て、児童生徒用、教職員用、教育委員会用のiPad(約32,000台)にアプリを配信したほか、市内の携帯電話販売店の協力を得て、チラシを配置するなど、普及に向けた取組を行っているが、十分に普及している状況にない。

7. 今後の展開等

今後も、市内で編成されている自主防災組織(50地域)が実施する「防災訓練」や、都市防災部の職員が講師となって地域や各種団体で開催する「防災出前講座」、小中学校における「防災授業」でのマイ・タイムライン作成、「防災フェア」における高齢者向け「スマートフォン教室」でのアプリ紹介などを行いながら、粘り強く周知し、防災対策の充実強化を図ることで「暮らしを守り支える、安全・安心なまち」づくりに努めていく。

市民文教委員会行政調査報告から

【函館市】

義務教育学校「函館市立戸井学園」について

1. 義務教育学校について

① 義務教育学校とは

小・中学校を1つの学校とすることで、義務教育9年間のカリキュラムを一貫した指導の下で柔軟に運用できる新しい学校制度である。教員が9年間を見通して学年間で指導内容を入れ替えることや学習指導等を行うことが可能なことから学力向上等の効果が期待できる。

《日本の義務教育学校の法制化》

- ・小中一貫教育→各自治体，教育現場で10数年蓄積
- ・小中別々の学校制度設計の限界を超えて一層高度化し，正式な学校制度として法制化すべきとの要望
- ・平成27年6月通常国会で「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法成立 平成28年施行
- ・函館市は，平成30年 戸井地区の統合校を義務教育学校とすることを決定

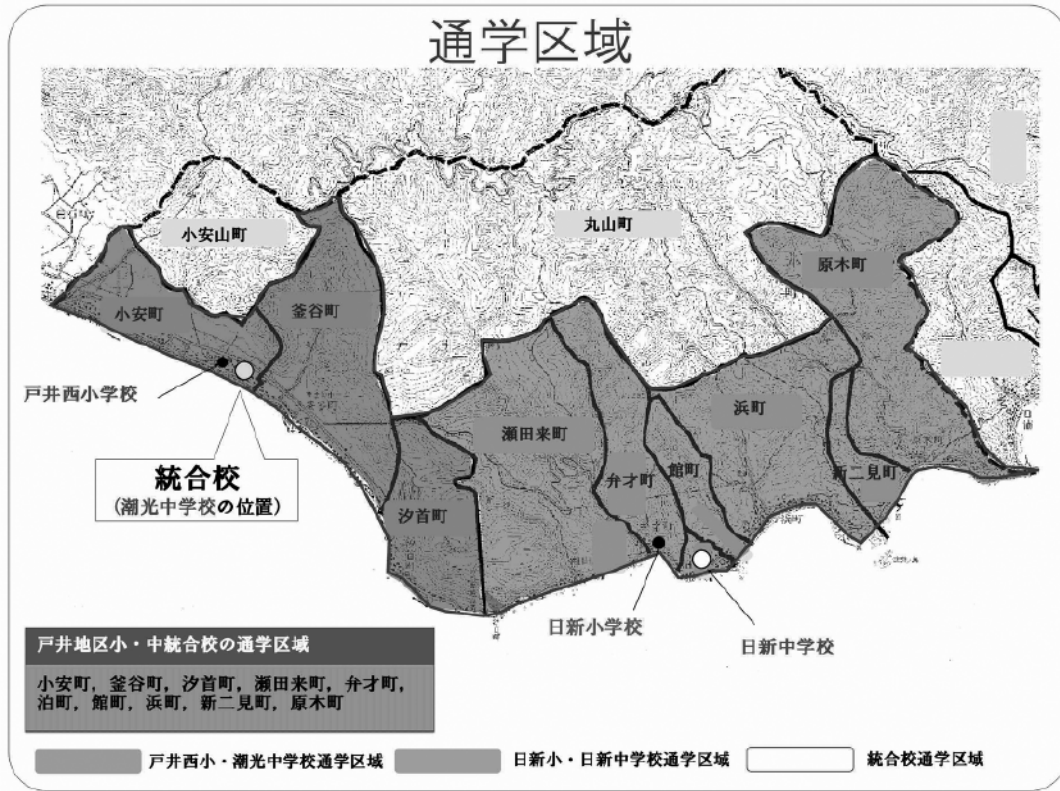
② 戸井地区への導入 について

小・中学校の接続を円滑にすることや，地域における魅力ある学校づくりの観点から，保護者等のご理解を得ながら，戸井地区の統合校を函館市初の義務教育学校として，令和3年に開校した。

2. 義務教育学校導入までの流れ

平成23年度	3月	○函館市立小・中学校再編計画の策定
平成27年度	12月	○幼・小・中学校PTAの連名で，戸井地区の小学校（2校）および中学校（2校）の統合について，市教委に要望書提出
平成28年度	7月	○函館市学校教育審議会（現 教育振興審議会）へ戸井地区の小・中学校の再編について諮問
	12月	○上記審議会から戸井地区の小・中学校の再編について答申
審議会答申 再編後の学校数および統合校の位置（答申） 学 校 数：小学校2校（戸井西小・日新小），中学校2校（潮光中・日新中）をそれぞれ1校にする。		

統合校の位置：統合校の位置については、4校の施設環境、地理的条件、保護者や地域住民の意向を考慮し、戸井地区の小・中学校を西部地区に集めることにより、学校同士の連携を図ることや、行事等を合同で行うことなども勘案し、小・中学校ともに現潮光中学校の位置とすることが望ましい。



平成29年度	7月 8月 9月 11月 2月 3月	○小中4校への保護者等説明会実施 ○統合方針の決定（教育委員会議決） ○保護者・地域・教員向けの説明会を開催 ○先進事例視察 ○義務教育学校に係る説明会（保護者等） ○統合方針変更の決定（教育委員会議決） ※義務教育学校設置（4校を1校とする）
平成30年度	4月 6月	○戸井地区小中4校にコミュニティ・スクール導入 （潮光中・戸井西小合同、日新中・日新小合同） ○統合準備委員会設置 （4校および幼稚園のPTA・学校関係者・地域住民） ※開校まで計8回全体会の開催（随時各部会で検討） 第1回統合準備委員会 準備委員会の設置要綱を決定し、正副委員長を選出 5つの検討部会設置し、各部の正副部長を選出 （総務、教育課程、生徒指導、事務設備、渉外） ※事務局は4校の教頭で組織し、市教委は随時、各部会・準備委員会に参加。

	<p>9月</p> <p>12月</p> <p>1月</p> <p>3月</p>	<p>学校像については下記の5点を念頭において検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小から中への緩やかなつながりが実現できる。 ・学力・学習意欲の向上につながる。 ・中1ギャップの解消につながる。 ・教職員数が増え、効果的な指導・支援が図られる。 ・豊富な地域資源を生かした学校づくりが実現できる。 <p>第2回統合準備委員会 各検討部会業務内容・推進日程の確認や総務部会より、校名案と学年段階の区切りについて提案し、協議を行った。 校名（案）について：市教委に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸井：戸井地域（旧町名）を象徴する名前 ・戸井海峡：戸井地域（海）をイメージする名前 ・戸井新光：4校の校名を残す名前 <p>学年段階の区切りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等部：1～4年生 ・中等部：5～7年生 ・高等部：8～9年生 <p>第3回統合準備委員会 教育委員会より校名の発表 戸井学園：「戸井」地区の学校を分かりやすく表現 「学園」言いやすくシンプルであり、全国的に義務教育学校への使用例が多い。 学校教育目標（グランドデザイン）案を協議 新制服・体操服選定の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒，保護者，教職員の意見を基にサンプルを依頼 ・7年生からの着用で検討 <p>メモリアルルームの取組状況</p> <p>○校名決定「戸井学園」（教育委員会議決） ○先進事例視察</p> <p>第4回統合準備委員会 校章デザインの募集，平成31年度研究主題の4校1園共通設定，新制服・体育服の選定について協議</p>
<p>令和元年度</p>	<p>4月</p> <p>5月</p> <p>10月</p>	<p>○戸井幼稚園にコミュニティ・スクール導入 （潮光中・戸井西小合同）</p> <p>第5回統合準備委員会 校歌依頼者の決定，校章デザイン募集開始を確認</p> <p>第6回統合準備委員会 校章デザインの応募状況と投票，決定 総合的な学習の時間の計画について 制服・体操服等についてのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の新中学生から着用 <p>ガラス棚の閉校記念品展示計画案について 同窓会の設立について 各部会の進捗乗降の確認 函館市教育委員会より校舎の増築に関わる図面の提案と説明</p> <p>○校章・校歌・制服などについて決定 ○学校設置条例改正（12月），通学区域規則改正（1月）</p>

令和2年度	4月	○校舎増築工事 (潮光中・戸井西小合同)
	7月	第7回統合準備委員会 現状の確認と各部会の活動報告 ・戸井学園の学校の方針 ・通学路について(教育委員会から) ・通学について, 交流学习について ・物品移動に関わることについて ・PTA活動等について
	11月	○校訓・教育課程・児童生徒会組織・部活動・通学路, スクールバスの運用などについて決定 ○4校の交流事業実施(計8回) 第8回統合準備委員会 各部会からの報告・協議, スクールバスについて説明(函館市教育委員会より)
令和3年度	4月	○義務教育学校「戸井学園」開校

統合前後の学校規模の見込(中学校) H29.5.1現在

〈統合前〉通常学級

○潮光中

	H 29実数		H 30推計		H 31推計		H 32推計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
1年	1	9	1	1	1	8	1	3
2年	1	7	1	9	1	1	1	8
3年	1	6	1	7	1	9	1	1
計	3	22	3	17	3	18	3	12

○日新中

	H 29実数		H 30推計		H 31推計		H 32推計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
1年	1	6	1	6	1	6	1	3
2年	1	8	1	6	1	6	1	6
3年	1	5	1	8	1	6	1	6
計	3	19	3	20	3	18	3	15

〈統合後〉通常学級

※特別支援学級は, 状況に応じて開設

	H 33推計	
	学級数	生徒数
1年	1	15
2年	1	6
3年	1	14
計	3	35

統合前後の学校規模の見込（小学校）H29.5.1現在

＜統合前＞通常学級

○戸井西小

	H 29実数		H 30推計		H 31推計		H 32推計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
1年	1	5	1	4	1	5	1	5
2年			1	5	1	4	1	5
3年	1	11				5		4
4年		3	1	11			1	5
5年	1	10		3	1	11		
6年		3	1	10		3	1	11
計	3	32	4	33	3	28	4	30

○日新小

	H 29実数		H 30推計		H 31推計		H 32推計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
1年	1	2	1	4	1	4	1	4
2年		5		2		4		4
3年	1	4	1	5	1	2	1	4
4年		3		4		5		2
5年	1	5	1	3	1	4	1	5
6年		5		5		3		4
計	3	24	3	23	3	22	3	23

＜統合後＞通常学級

※特別支援学級は、状況に応じて開設

	H 33推計	
	学級数	児童数
1年	1	6
2年	1	9
3年	1	9
4年	1	8
5年		7
6年	1	5
計	5	44

※小学校1年生は、連続する2つの学年が8人以下の場合、小学校2～6年生は、連続する2つの学年が16人以下の場合、複式学級となります。

戸井学園に係る学級数・児童生徒数，教職員数（R 4. 5. 1 現在）

【学級数・児童生徒数】

	R 4 実数	
	学級数	児童数
1 学年	1	10
2 学年	1	5
3 学年	1	6
4 学年		8
5 学年	1	7
6 学年	1	7
7 学年	1	5
8 学年	1	13
9 学年	1	5
小計	8	66
特別支援学級		
知的	1	2
情緒	1	3
小計	2	5
合計	10	71

【教職員数】

教員数	
校長	1
教頭	2
教諭	17
養護教諭	1
計	21
職員数	
事務職員	2
その他	5
計	7

函館市立戸井学園の生徒および保護者に対するの学校再編についてのアンケート調査結果

(令和3年10月実施)

- ・友達が増えて嬉しい。(児童)
- ・スピードを出す車が多く，熊や鹿が出ることもあるので，通学が心配だ。(保護者)
- ・子どもが楽しく学校に通っているので安心した。(保護者)
- ・6年生が最高学年としての経験がないまま9年生になるのが心配だ。(保護者)
- ・部活動を小学3年生からできるようにしてほしい。(保護者)
- ・他学年との交流をもっと増やしてほしい。(生徒)
- ・部活動で帰り道が暗い時は通学バスに乗せてほしい。(保護者)
- ・7年生は中学生なのに別扱いされている。(生徒)

【青森市】

いじめ防止等の取組について

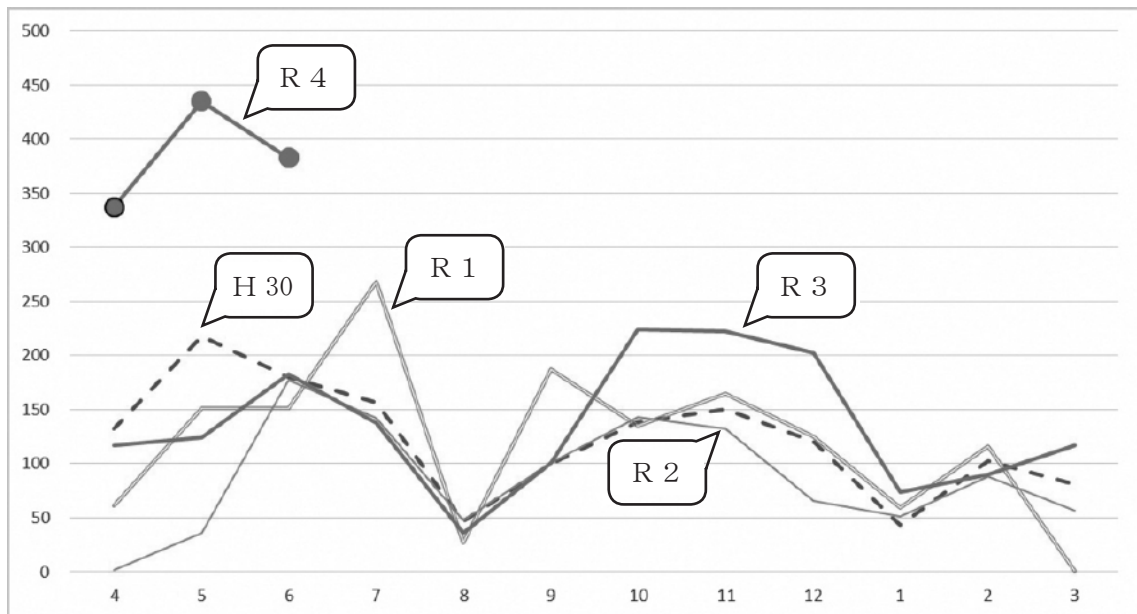
1. いじめ認知の状況

(1) 令和2年度における1,000人当たりのいじめ認知件数

	小学校	中学校
全国	66.5件	24.9件
青森市	58.8件	31.8件

(出典：文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」)

(2) 月別いじめの認知延べ件数（令和4年7月7日現在）



月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	認知 件数	千人 当
29年度	99	146	112	84	43	82	113	231	214	77	109	70	1,380	65.7
30年度	132	218	180	157	47	100	139	150	121	43	103	81	1,471	72.0
元年度	61	151	151	268	27	187	135	165	125	59	116	1	1,446	72.7
2年度	2	36	177	142	48	101	143	132	66	51	88	57	1,043	53.9
3年度	117	124	183	138	36	101	224	222	203	74	90	117	1,629	85.9
4年度	338	435	383										1,156	

2. 学校のいじめ防止等の取組

青森市におけるいじめの認知件数は、学校間において差が大きく、学校の取組に差があることが懸念されている。また、SNS等によるいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いことから認知されない状況もある。このような状況を踏まえ、青森市では、いじめを漏れなく認知するために、全ての教職員がいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を理解し、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取組を行うことが重要としている。

(1) 積極的な認知

① 教職員の取組

教室や休み時間における日常的な観察や定期的な面談やアンケートのほか、保護者や地域への聞き取りにより、早期発見に努め、些細な兆候や懸念、訴えを直ちに対策組織（校内いじめ防止等対策委員会）に報告・相談する。個人で対応不要であると判断しない。

② 組織（校内いじめ防止等対策委員会）での取組

校内いじめ防止等対策委員会は、事実関係を把握し、いじめか否かを判断するとともに、指導、支援体制を構築する。

③ 校長の取組

校長は、教室の巡回による観察等により自校の全ての教室の状況を把握するなど、マネジメントを行うとともに、報告が上がってきやすい環境を構築する。

(2) 早期の組織的な対応

① いじめ発覚後の対応

いじめが発覚した場合、丁寧な情報収集により速やかに事実の有無を確認する。

② 保護者への対応

つながりのある教職員を中心に即日、加害者、被害者の関係児童の家庭訪問等で事実関係を伝え、今後の連携方法を確認する。

③ 子供への継続的な指導・支援

ア. いじめられた児童生徒に対して

いじめから救い出し、徹底的に守り通すとともに、信頼できる人に寄り添える体制をつくる。

イ. いじめた児童生徒に対して

いじめは、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

ウ. いじめを見ていた児童生徒に対して

いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持たせる。

(3) 日常的な取組

① ネットいじめ・情報モラル教育の推進

② 「心の教育指導計画」に基づいた教育活動の充実

③ いじめ基本方針の見直し

④ 校内研修の充実（いじめ認知の認識、法・方針の理解）

⑤ 保護者との合同勉強会の実施

⑥ 複数の目による指導体制の整備（複数担任制、小学校3年生からの教科担任制の実施）

3. 教育委員会のいじめ防止等の取組

(1) 未然防止の取組

① いじめ防止対話集会の開催（令和3年度の開催状況）

趣 旨：青森市内小・中学校の児童生徒が集い、交流する機会を設け、いじめ未然防止を推進する。

日 時：令和3年8月20日（金）

参加者：各小・中学校代表1名
（小6，中2）

内 容：コロナの感染等を題材に取り上げ、「差別や偏見に負けない心を持って生活するためには」という題材で話し合いを行った。



② いじめ防止に係るカード・ポスター、いじめ防止啓発リーフレットの作成・配布

ポスターについては、対話集会の様子や、各学校のいじめ防止等に関わる活動を掲載し、市内小・中学校の各教室及び市民センター、教育委員会の関係機関等に掲示している。

このポスターを全学級に掲示することで、いじめの問題に対して、「社会全体で絵がかりになって取り組むこと」や「自分自身にできることは何か」について考えようとする意欲を醸成している。



(2) 早期対応の取組

① 教育相談を基にした各学校への指導

② 緊急支援チームを活用した支援

③ 教育相談体制の充実

令和3年度は62校に19名のスクールカウンセラーを派遣

④ 「いじめ対応報告シート」, 「(月例) いじめの状況報告書」の点検・指導

(3) いじめ防止対策の徹底を図る取組

① 青森市いじめ問題対策連絡協議会の開催（年3回）

関係機関等との意見交換

② 青森市いじめ防止対策審議会の開催（年3回）

いじめ防止対策及び重大事態の調査審議

③ いじめ防止対策研修講座の開催（年3回）

指導課職員による説明やいじめ撲滅委員会の心理士による講演などいじめ防止対策に特化した研修講座を開催

(4) ネットいじめ防止の取組

① 指導主事等による情報モラルに関する出前講座

対象：児童生徒・教師・保護者・地域住民

② 入学説明会での出前講座

対象：新小1，新中1の児童生徒及びその保護者

③ ネットパトロール

ネットパトロール員2名が，生徒がインターネット上に上げるSNS画像等の監視・見守りを実施。必要に応じて学校へ情報提供を行う。

4. 教育相談の充実

(1) 教育相談の種類ごとの概要

相談業務	相談日時		方法 (場所)	対 象	対 応 者	児童生徒 相談件数 (割合)	全体 相談件数 (割合)	
	日	時 間						
フレンドリーダイヤル	来室相談	月水金 火木	9:00~16:30 9:00~21:00	面談 (研修センター)	児童生徒 保護者 他	教育相談員	0件 (0%)	62件 (10.2%)
	電話相談 017-743-3600	365日	9:00~21:00	電話	児童生徒 保護者 他	教育相談員 電話相談員	7件 (2.3%)	122件 (20.1%)
	メール相談 friendly_dial@city.aomori.aomori.jp	365日	24時間	メール	児童生徒 保護者 他	電話相談員	1件 (0.3%)	19件 (3.1%)
1人1台端末を活用した教育相談 (R3.7開始)	365日	平日13時~21時 休日 9時~21時	端末等	小3~中3	電話相談員	299件 (97.1%)	299件 (49.2%)	
駅前庁舎 来庁相談・電話相談	月~金	8:30~15:45	面談 (アウガ)	一般市民	特命相談員 (指導主事)	1件 (0.3%)	106件 (17.4%)	

(2) 各学校が独自で活用できる1人1台端末を利用した教育相談

	内 容
心とからだの健康チェック (R3.7.30~)	コロナ禍における児童生徒が抱える心身のストレス状況の把握
健康相談 (R3.8.6~)	児童生徒の心と体の健康における様々な不安や悩みに対応 (女子については、生理用品についての項目あり)

(3) 1人1台端末（Chromebook）を活用した教育相談

	人数																																					
相談方法	①児童生徒用の端末の検索画面を表示すると「教育相談」のブックマークが表示される。 ②「教育相談」を選択し「教育相談室」のGoogleフォームを選択する。 ③Googleフォームに相談を記入し送信する。																																					
対象	青森市内の小学校3年生から中学校3年生																																					
R3の相談件数	小学校 225件 中学校74件 合計299件 (令和3年7月22日～令和4年3月31日)																																					
相談の件数の内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小3</th> <th>小4</th> <th>小5</th> <th>小6</th> <th></th> <th>中1</th> <th>中2</th> <th>中3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男子</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>33</td> <td>16</td> <td>男子</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>女子</td> <td>14</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>63</td> <td>女子</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27</td> <td>50</td> <td>69</td> <td>79</td> <td>合計</td> <td>32</td> <td>12</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			小3	小4	小5	小6		中1	中2	中3	男子	13	14	33	16	男子	9	4	13	女子	14	36	36	63	女子	23	8	17	合計	27	50	69	79	合計	32	12	30
	小3	小4	小5	小6		中1	中2	中3																														
男子	13	14	33	16	男子	9	4	13																														
女子	14	36	36	63	女子	23	8	17																														
合計	27	50	69	79	合計	32	12	30																														
小中相談内容項目別割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自分自身のこと</th> <th>友達のこと</th> <th>家族のこと</th> <th>先生のこと</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>30.3%</td> <td>27.7%</td> <td>17.0%</td> <td>11.7%</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>38.2%</td> <td>20.2%</td> <td>23.6%</td> <td>4.5%</td> <td>13.5%</td> </tr> </tbody> </table>			自分自身のこと	友達のこと	家族のこと	先生のこと	その他	小学校	30.3%	27.7%	17.0%	11.7%	13.3%	中学校	38.2%	20.2%	23.6%	4.5%	13.5%																		
	自分自身のこと	友達のこと	家族のこと	先生のこと	その他																																	
小学校	30.3%	27.7%	17.0%	11.7%	13.3%																																	
中学校	38.2%	20.2%	23.6%	4.5%	13.5%																																	
1人1台端末を活用した教育相談の利点	①1人1台端末を利用することで、より多くの児童生徒が相談できる。 ②児童・生徒が周囲の目を気にすることなく、安心して相談できる。 ③児童・生徒の悩みの早期発見、早期対応ができる。																																					

【大田区】

不登校特例校分教室大田区立御園中学校「みらい学園中等部」について

1. 大田区の不登校に関する実態と現状

(1) 不登校児童生徒数と出現率及び復帰率（令和元年度）

	不登校者数	在籍者	出現率	復帰者	復帰率
小学校	209人	29,339人	0.71%	69人	33.0%
中学校	584人	10,946人	5.34%	91人	15.6%

小学校の出現率については、都の数値を下回るものの29年度以降、国や都と同様、増加傾向にある。一方、中学校では、国や都の出現率より高い傾向にあり、28年度以降、国や都と同様、増加傾向にある。

また、復帰率については、中学校が15%程度であることを踏まえると、一度不登校の状態に陥ると学校復帰に結びつきにくい状況となることが見て取れることから、不登校児童生徒を生み出さない未然防止が重要な意味を持つとされている。

(2) 大田区における不登校になったきっかけと考えられる状況

区分		小学校（人）	中学校（人）	計（人）
学校に係る状況	いじめ	1	0	1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	33	130	163
	教職員との関係をめぐる問題	7	6	13
	学業の不振	31	72	103
	進路に係る不安	2	7	9
	クラブ活動、部活動等への不適応	0	8	8
	学校の決まり等をめぐる問題	11	4	15
	入学、転編入学、進級時の不適応	11	56	67
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	13	23	36
	親子の関わり方	76	70	146
	家庭内の不和	7	21	28
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、遊び、非行	38	64	102
	無気力、不安	92	247	339
不明		2	0	2
計（人）		324	708	1,032

※複数回答可

不登校になったきっかけと考えられる状況は個々に異なり多種多様である。また、複数の状況がきっかけになっているケースも多く複雑である。

2. 不登校特例校について

(1) 設置の経緯と目的

令和3年度に全中学校の特別支援教室設置に伴い廃止となる情緒障害等通級指導学級（相談学級）の円滑な移行と不登校対策の充実を図るために設置を行ったものである。

(2) 不登校特例校及び分教室の概要

① 不登校特例校

特別の配慮を要する生徒の実態に配慮した教育を実施するために、特別な教育課程の編成が文部科学省から認められる学校である。

- ・ 正規の教員が配置される。
- ・ 学習指導要領の内容を適切に取り扱う。

② 分教室

一般的に、本校から分離し、他の建物の一部を使用して設置する教室である。大田区が設置した「みらい学園中等部」の本校は御園中学校で、旧池上図書館の建物を活用した。

なお、約10年後の令和12年度を目途に、不登校特例校を新規に開校することとしている。

(3) 他の機関との違い

教育支援センター（つばさ教室）との違いは、在籍校への復帰を目的としておらず、分教室で卒業を迎える。また、フリースクールとの違いは、教育課程が明確で、定められた指導計画にのっとり教育活動が進むところである。

3. 「みらい学園中等部」について

(1) 開校日

令和3年4月

(2) 場所

旧池上図書館2階、3階

(3) 対象生徒

- ① 大田区立中学校に在籍している生徒
- ② 心理的に不安の傾向等があり、連続または継続して30日以上欠席した不登校生徒
- ③ 分教室入退室検討委員会が適当と認めた生徒

(4) 定員

各学年8名で合計24名

※令和4年7月14現在：1年生6名、2年生7名、3年生7名

随時入室可

(5) 入室までの流れ

- ① 保護者は在籍校に「体験入室希望票」を提出。

↓

- ② 在籍校は希望票を御園中学校（みらい学園中等部）に提出する。

↓

- ③ 保護者及び生徒は、施設見学及び御園中学校長面接を行う。

↓

④ 保護者及び生徒は、みらい学園中等部で体験入室（４週～８週）を行う。

↓

⑤ 保護者は「分教室入室申請書」を御園中学校（みらい学園中等部）から受け取り、在籍校に提出する。

↓

⑥ 在籍校は「分教室入室申請書」を区教育委員会に送付する。

↓

⑦ 入退室検討委員会※により、入室の可否を判断する。

↓

⑧ 入室可の場合：転学手続を行う。 または 入室不可の場合：他の支援を行う。

※入退室検討委員会の構成

御園中学校長，分教室学級担任，教育委員会学務課長，
教育委員会指導課長または指導企画担当課長，教育センター所長，
教育委員会指導課統括指導主事，教育委員会指導課指導主事，有識者，心理士，
その他，教育委員会が必要であると認める者

このほか，必要に応じて，在籍校の校長及び担任，登校支援コーディネーター等の出席について要請することができる。

(6) 学園の特色

① 授業時数の配慮

・年間総授業時数を980時間に削減

※国・数・英は個別学習の時間を含む。

・総合的な学習の時間と特別活動を合科的に扱う「キャリア教育」を実施

② 登下校，時間割及び個別学習時間への配慮

・午前9時までに登校

・午前3時間，午後2時間の時間割

・下校は午後3時35分

・本人の進捗状況に合わせた25分間の個別学習（15：00～15：25）を実施

国語，数学，英語でのタブレットの活用

<時間割>

	時間	月	火	水	木	金
	～9:00	登 校				
	9:00～9:05	朝の学級活動				
	9:05～9:15	朝のリフレッシュタイム（保健体育）				
1	9:20～10:10	国語	数学	社会	理科	保健体育
2	10:20～11:10	国語	外国語	社会	キャリア	保健体育
3	11:20～12:10	国語	外国語	社会	音楽/美術/キャリア	技術・家庭
昼	12:10～12:55	昼食・昼休み				
4	13:00～13:50	数学	外国語	理科	美術	技術・家庭
5	14:00～14:50	数学	国語/数学/外国語	理科	音楽	道徳
				帰りの学級活動		
	15:00～15:25	国語	数学		外国語	国語/数学/外国語
	15:25～15:35	帰りの学級活動			帰りの学級活動	
		最終下校（水曜日のみ15:00下校）				

③ キャリア教育の実施

ア. 目的

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につける。

イ. 実施概要

- ・地域の団体・企業・NPO等と連携し、児童生徒が社会との結びつきを強めるような様々な体験活動を実施したり、学校外の多様な人材の協力により、児童生徒に多様な学習の機会を提供するなどする。
- ・体験活動を通して、児童生徒が自らの生き方や将来に対する夢、目的意識について考えるきっかけを与える取組、指導を行う。

(7) 設置に係る事業費（令和3年度予算）

内容	予算額（万円）
旧池上図書館改修工事	約4,300
備品費（棚・ロッカー・保健室）	約255
消耗品費（学習指導用品・保健室）	約580
複合機・電子黒板利用経費	約95
人件費（講師・SC・事務補助等）	約1,900
外国人英語指導員（ALT）	約475

※光熱費・各種保守経費等は含まない。

(8) 成果と課題

① 成果

- ・みらい学園中等部に在籍している多くの生徒が、不登校状態から改善した。(87.2%)
- ・リモートを活用するなど相談体制が充実している。
- ・オンライン配信で教室の様子が分かる。

<生徒の視点>

- ・少人数指導だから丁寧に学習をみてもらえる。
- ・同じ境遇の仲間だから、気持ちを理解してもらえる。
- ・教員室がガラス張りで声をかけやすい。
- ・全ての先生が在籍する生徒の先生だから安心できる。

② 課題

- ・定員を超える希望者への対応
- ・本校化に向けた準備（小学部の設置に向けた検討，中学部のカリキュラムの見直し，新築校舎の基本構想・基本計画，指導者の指導力向上）

産業観光企業委員会行政調査報告から

【川越市】

観光によるまちづくりについて

1. 観光によるまちづくり

(1) まちづくりの取組

① 昭和後期

明治26年の川越の大火によって蔵造りの耐火性が証明されたことで、蔵造りの建物は明治後期に数多く建てられたが、昭和後期になると、不便なことから取り壊されるものが相次いだ。

さらに、南部に鉄道ができたことで、駅周辺へ移転する店舗も多く、北部商店街が衰退し、蔵造り商家の価値も見出されなくなった。

② 昭和末期～平成初期

専門家による問題提起を受け、それに呼応する市民により、川越蔵の会（現NPO）を中心とする民間側の町並み保全・まちづくり活動が始まった。住民主導の歴史を生かしたまちづくりが展開されるのと並行して、市では平成元年に電線類地中化事業（蔵造りの町並みは平成3～4年）、平成2年に歴みち事業による石畳化を進めたことで、蔵造りの町並みは整備され、観光客の増加とともに地域には活力が戻った。

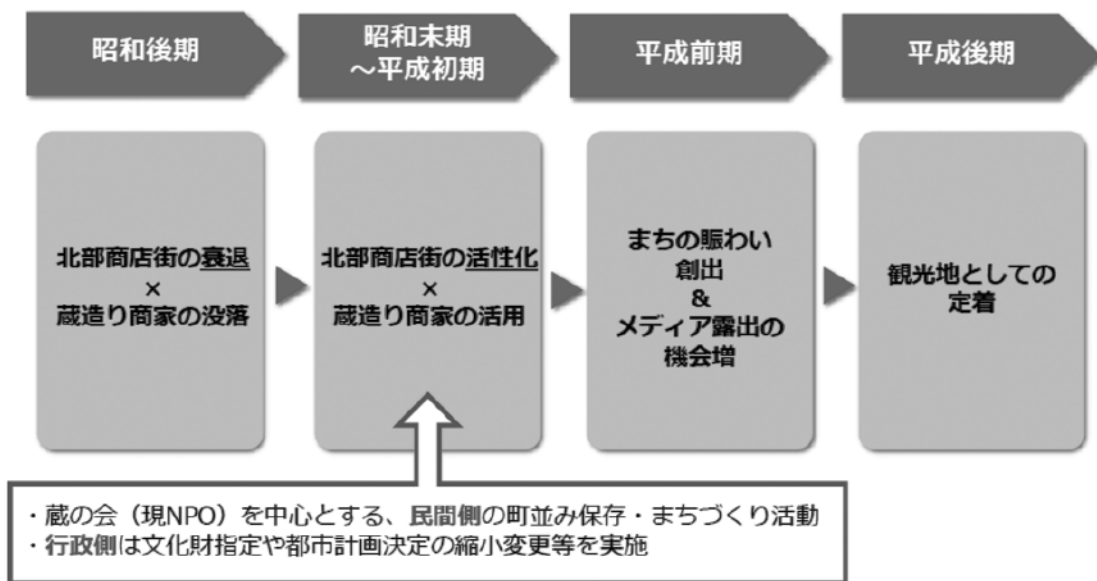


これらの歴史を生かしたまちづくりの取組が評価されたことが後押しとなり、平成11年に都市計画道路について、都市計画を実質的に取りやめる形で都市計画の縮小変更が行われ、伝統的建造物群保存地区が都市計画決定され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

・都市計画道路の縮小変更

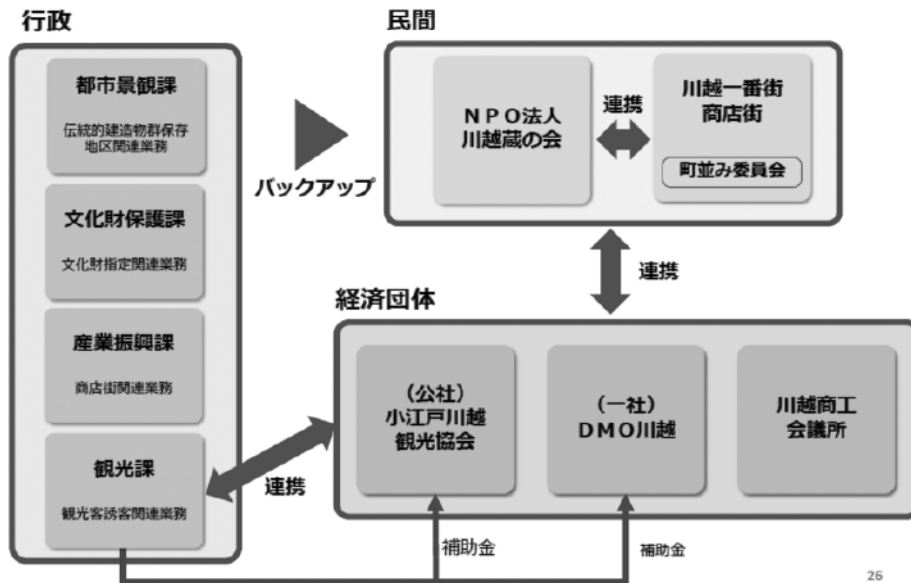


当時の計画幅員 16m



(2) 観光まちづくりの推進体制

川越市は観光とまちづくりを一体的に行っており、行政が民間団体をバックアップし、経済団体と連携しながら、一体となって観光まちづくりを推進している。



26

2. 市民視点での観光によるまちづくり

(1) 取組に至った経緯

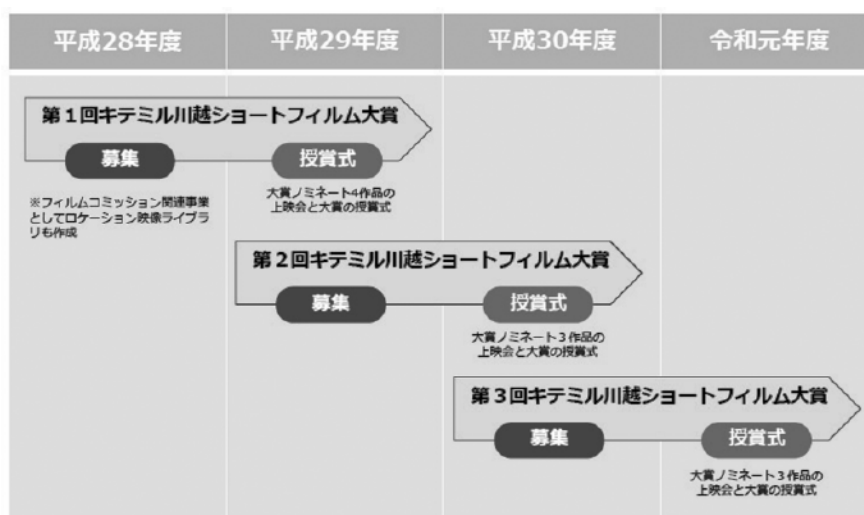
川越市では、観光行政を円滑に進めるためには行政単独では限界があることから、市民が観光に関わり、市民自らも観光を楽しむ環境づくりを進めるために、第二次川越市観光振興計画における基本方針において「市民視点で観光まちづくりを進めよう」を掲げ、政策として「市民発・市民参加型の観光振興」を実施し、市民が観光に関わり、市民自らも観光を楽しむ環境づくりを進めている。

(2) 「市民発・市民参加型の観光振興」の施策内容

施策	施策概要	所管課	事業名	事業内容
【施策64】 市民参加型観光事業の実施	市民が住んでいるまちに誇りと愛着を持つことができるよう、市民が参加し、自ら楽しめるようなイベント・企画等を実施します。	広報室	キテミル川越	地域の観光資源に関する課題を整理するための情報提供にあたるものとして、キテミル川越ショートフィルム大賞を実施することで、本市のフィルムコミッション事業への取組みを広く発信する。
【施策65】 市民に向けた観光情報の提供	広報紙やホームページを通じて、観光情報や観光行政の取組などの情報を市民に分かりやすく提供します。	観光課	観光情報の発信	観光事業について、広報紙や市ホームページに情報を掲載する。
		広報室	広報川越発行及び市公式HP管理	全戸配布している広報川越及び、市公式HPを通して、観光情報や観光行政の取組などの情報を市民等に分かりやすく提供する。
【施策66】 市民からの情報発信	市民発の観光情報や市民主催のイベント情報を、市民から発信できる環境を整備していきます。	観光課	観光情報の発信	市民や観光客からのFacebookやインスタグラムでの情報発信を促進する。
【施策67】 観光客と市民の交流の場の提供	空き店舗をリノベーションして活用し、観光客が市民と交流することができる場を提供します。	産業振興課	リノベーションによる空き店舗等再生事業	リノベーションによる建物の再生とそれを活用する人材を発掘、支援することで空き店舗等の解消を図るとともに、同過程を通じ、担い手の育成を行い、民間事業者による事業推進を図る。

① 施策64市民参加型観光事業の実施 事業：キテミル川越ショートフィルム大賞
・事業内容

川越市内の魅力ある地域資源を発掘し、映像による発信を行うことを目的として、市内で撮影を行った映像作品を対象としたコンテスト「キテミル川越ショートフィルム大賞」を開催し、クリエイターの方々に川越市内で映像作品を撮影してもらい、また、作品を見ていただくことで、川越市内への観光客増を目指し、平成28年度～令和元年度まで、計3回実施した。



② 施策67観光客と市民の交流の場の提供 事業：リノベーションによる空き店舗等再生事業
・事業内容

リノベーションにより空き店舗の再生を図るとともに、入居する創業者を発掘、支援することで、魅力的な店舗をまちに呼び込み、地域の活性化やエリア価値の向上を図ることを目的として、エリアリノベーションシンポジウム、かわごえデザイン会議等を実施し、官民共同でリノベーションに対する気運の醸成を図った。



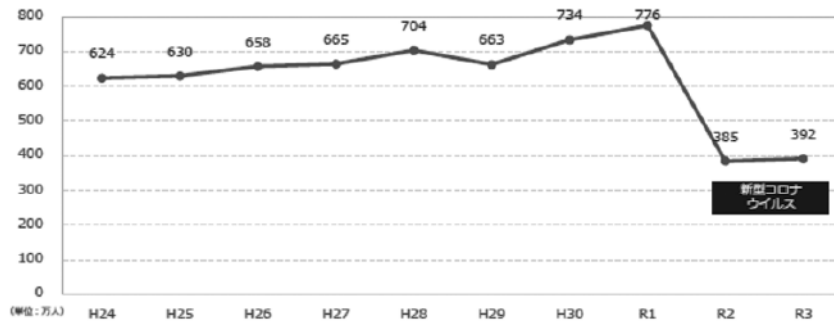
3. これまでの取組による実績・効果

(1) 観光客数の推移

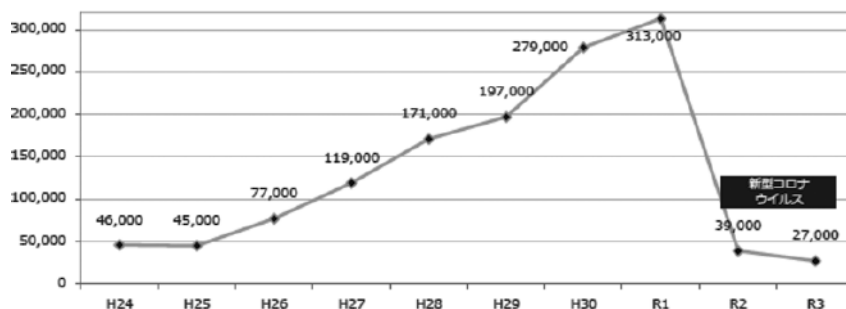
川越市入込観光客数は、令和元年までは右肩上がりであり、令和元年に過去最高の775万7千人に達したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には半減した。しかしながら、非常に立地がよく、主に首都圏の都内、神奈川から訪問しやすいことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着くと比較的回復が早いとみられ、半減で抑えられていると考えられる。

外国人観光客数についても、令和元年には31万人を超えていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により9割程減少し、令和3年には2万7千人という状況である。

川越市入込観光客数



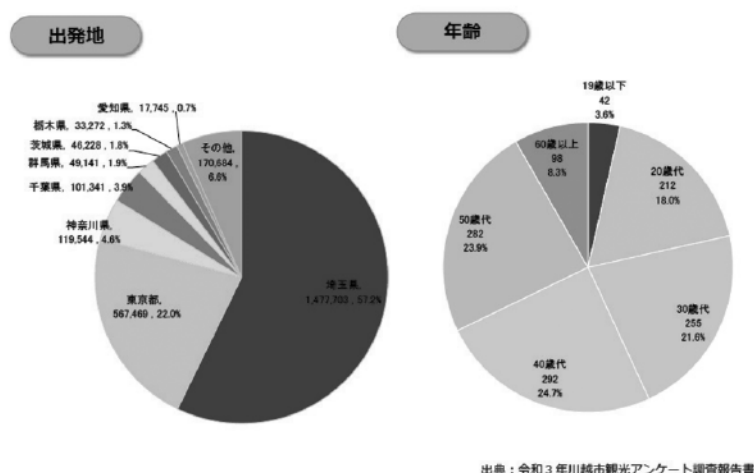
外国人観光客数



(2) 観光客の特性の変化

令和3年のアンケートによると、出発地については埼玉県内が最も多く、やはり、新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅近隣への観光が進展し、以前から県内や都内からの観光客は多かったが、県内からの割合が非常に増加し、また都内、神奈川県からの観光客が多い状況である。

年齢層に関しては、以前は20代の観光客は少なかったが、民間の取組により若い観光客が増えて、世代の偏りがなくなり、バランスよくなっている。



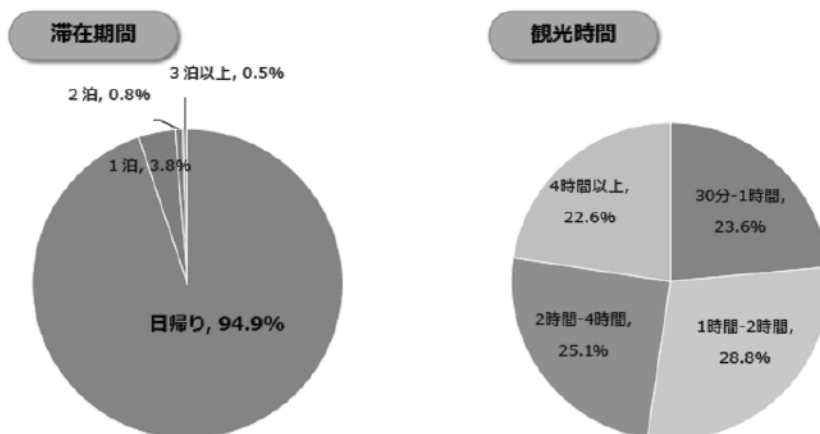
4. 課題及び今後の取組

(1) 課題

- ① 観光時間が日中の短時間となっており、伸び悩んでいる

川越市への観光客は日帰りが約95%である。市内に宿泊施設が少ないわけではないが、遠方からの観光客は東京に泊まって、川越市に日帰り観光をする割合が多くなっている。また、観光時間についても4時間以内が4分の3を占めていることから、時間もかなり短い点が課題である。

課題解決のために、夜の観光事業（ライトアップ）等を実施しているが、滞在期間や観光時間を抜本的に変化させるほどの成果は上げられていない。



② ICTの活用が不十分である

川越市では、蔵造りの町並み周辺等の主要エリア観光客数、主要エリア外観光客数、イベント観光客数の3つを積み上げたものを観光客数として発表しており、令和2年までは主要エリア観光客数についてはカウンタを用いて人力で計測していたが、DMO川越に業務委託を行い、GPSデータを活用した手法に変更し、事務の簡素化を実現した。

③ 外国人観光客の受入環境が不足している

外国人観光客が自由にまち歩きを楽しめる受入環境の整備が求められている。

④ 観光客の増加により交通の安全性不足とゴミ環境問題が生じている

市中心部は城下町の道路構造を基本的に残しており、歩道が狭いため混雑しやすい状況にある。また、食べ歩き観光の普及により、土日や観光シーズンのごみのポイ捨てが深刻化している。

⑤ 地域内外の連携が不足している

多くの関係者や周辺地域との連携向上により、さらなるまちの賑わい創出や広域観光の推進が求められている。

(2) 今後の取組

① コロナ前の平常への回復を進める

イベントを実施するだけでなく、質を高めて実施する必要がある。

② コロナで打撃を受けた経済対策を進める

国の地方創生臨時交付金を活用して、スタンプラリーを実施しており、スタンプ条件を加盟店でのお買い物（飲食等）とすることで消費を促進するとともに、景品を地元の特産物にすることで製造業・小売業を支援する、二重構造の支援として実施し、経済の活性化を図っている。

③ 積年の課題を解決するための対策を進める

【盛岡市】

スマート農業導入促進事業について

1. 事業の概要

(1) 盛岡市の農業の概要

盛岡市は、生産地でありながら、県内最大の消費地である強みを生かし、都市部との交流を図りながら、地産地消をベースとした農業を行っており、水稻、トマトやネギ等の野菜、リンゴ等の果樹、和牛や鶏等の畜産等との組み合わせによる複合的な経営を中心とした多種多様な農産物の生産が特徴であるが、農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、農地面積の減少や生産力の低下という課題を抱えている。

(2) 事業の概要

① 事業の内容

農業用ドローン本体の取得とオペレーター講習の受講量及び遠隔操作等草刈機の取得に係る経費の一部を助成し、スマート農業を導入する農業者を支援するもの。令和2年度、3年度は農業用ドローンの本体とオペレーター講習の受講経費のみを補助対象としていたが、4年度からは補助対象を遠隔操作等草刈機にも拡充して実施している。

補助内容	補助率等
農業用ドローンの購入経費の補助	税抜き経費の2分の1を補助。1台当たり60万円上限。1経営体につき、2台まで。
オペレーター講習の受講経費の補助	税抜き経費の2分の1を補助。受講者1人当たり15万円上限。1経営体につき、2人まで。
遠隔操作等草刈機の購入経費の補助	税抜き経費の2分の1を補助。1台当たり60万円上限。1経営体につき、2台まで。

※遠隔操作等草刈機とは

草刈りを遠隔操作により、または自動的に
行う機械であって、農地に用いるもの。



(全自動草刈機(広報もりおか 令和4年2月1日号より))

② 申請対象者

盛岡市の地域農業マスタープランにおいて中心経営体として位置づけられている者または中心経営体に準ずると市長が認める者で、市税を滞納していない者。

事業を活用した場合は、事業実施年度を含めて3年間、毎年、報告書を作成・提出する必要がある。

(3) 期待される効果

① 農業所得の向上

農作業の効率化と生産性の向上が実現されることにより、労働負担の軽減や経営耕地面積の拡大につながり、農業所得の向上が図られる。

② 新規就農者の確保・育成

農業は厳しく、危険な作業というイメージを持っている方がいるが、スマート農業により、そういったイメージが少しでも解消され、スマート農業技術に関心を持つ若者が増えることにより、新規就農者の確保、育成を期待している。

③ 「盛岡りんご」の生産振興

全自動草刈機は主に樹園地での活用が想定される。盛岡市は非常にリンゴの生産が盛んであり、県内一の生産量となっていることから、市の特産品ブランドである「盛岡りんご」の生産振興との相乗効果を期待している。

2. 事業開始に至った背景・経緯

(1) 事業実施の理由

- ・担い手の高齢化や減少が深刻化し、農作業の効率化や労働力の確保が喫緊の課題となっており、スマート農業を活用することで課題の解決を図ろうと考えた。
- ・スマート農業を支援する国の事業はあるが、採択要件が厳しく、事業の活用を希望しても申請や採択が難しい。
- ・農業者や政治団体等から事業の創設を求められた。

(2) ドローンに特化して事業を開始した理由

- ・農機の完全自動走行や収穫ロボットなど、今では販売されているものは多くなっているが、以前は開発が待たれるものが多くある中で、ドローンが急速発展していた。
- ・ドローンの値段は年々上昇しているが、スマート機器に比べて、比較的安価であり、導入しやすい。
- ・ドローンは主に水田の農薬散布での活用が想定されるが、盛岡市の農業形態として、大半が稲の作付けをしていることから、農家のニーズが高く、農業委員会、JA、政治団体からドローン導入に対する支援の要望があった。

(3) 市が補助を行う理由

スマート農業の導入を支援する国や県の事業もあるが、個人での申請が難しいものや、融資、リース導入が条件で、高い目標をクリアしなければいけないものもあり、非常にハードルが高い。

盛岡市における農業の担い手は、小規模自給農家や兼業農家が多数を占めるため、将来にわたり安定した食料生産と農地の維持を図るには、担い手の規模拡大と同時に、経営規模にかかわらず、意欲ある農家が経営を持続できるよう、持続可能な農業構造の確立が必要であることから、市で補助を実施する必要がある。

また、農協にもスマート農業の導入を支援する事業があるが、農協系統以外の生産者が増えていることも理由に挙げられる。

(4) 事業開始までのスケジュール

○平成30年度

- ・農業用ドローンの導入に関する意向調査（1回目）
⇒今後5年以内にドローンの導入とオペレーター講習の受講を検討している農家が、一定数いることが確認された。
- ・盛岡市農業まつりで、ドローンのデモンストレーションを実施

○令和元年度

- ・農業用ドローンの導入に関する意向調査（2回目）
⇒より具体的な制度設計や予算要求を視野に入れ、改めて約260経営体を対象に意向調査を実施した。
- ・ドローンを活用している経営体に聞き取りを実施
- ・先行してスマート農業導入を支援している近隣の自治体に聞き取りを実施

○令和2年度

- ・事業実施

○令和4年度

- ・事業拡充（遠隔操作等草刈機）

3. 取組実績・効果

(1) 補助事業の実績

補助内容	事業年度	補助対象者	補助額
ドローン本体	令和2年度	3台（3経営体）	1,800千円
	令和3年度	3台（3経営体）	1,729千円
オペレーター講習	令和2年度	17人（11経営体）	1,884千円
	令和3年度	11人（7経営体）	1,242千円

(2) 効果及び実施主体の意見

- ・2年度に補助事業を活用して、ドローンを導入した3経営体の導入前後における防除に係る作業時間を比べると、平均して作業時間が53%短縮している。
- ・人件費と時間を大幅に削減でき、空いた時間や労働力や時間を他の作業にまわせる。
- ・水稲での作業を見込んでいたが、水稲以外にも麦・じゃがいもの防除でも活躍している。
- ・防除で高い効果を得るには、適期に薬剤散布を実施することが重要だが、ドローンを活用することにより作業負担が減り、全体の農作業時間も減ることから、適期を逃さず防除が可能となった。
- ・女性でも少ない労力で薬剤散布ができる。
- ・農薬の暴露が少なくなる。
- ・防除の際に圃場に踏み入らずに済むため、作物を傷めず作業ができる。

(3) その他の取組実績

① 実演会の開催

令和3年度は、農地利用集積が進みにくく、生産条件が不利な中山間地域での圃場分散型農業の対策として農業用ドローン活用の可能性を探るため、市内の中山間地域で実演会を実施した。令和4年度は、新たに補助対象となった遠隔操作等草刈機の実演会を実施予定であり、多数の農家からの申込みがあることから、注目度の高さを感じられる。

(令和3年度実演会)



② 「広報もりおか」にスマート農業の特集記事を掲載

スマート農業の普及を目指し、盛岡市の広報紙「広報もりおか」にスマート農業の特集記事を掲載した。スマート農業を身近なものに感じられるように、盛岡市でもスマート農業を導入している農家がいるということを紹介した。

(広報もりおか 令和4年2月1日号 2～3ページ)

4. 今後の課題・取組

(1) 事業スケジュールの見直し

ドローンは5月から8月頃までの活用が想定されるが、現在の事業スケジュールの場合、実際にドローンを導入できるのは、早くても8月頃となっており、ドローンの導入が作業に間に合わず、実際に活用するのは翌年度からになってしまう。

(2) 補助対象機器の検討

現在はドローン関係の補助と、遠隔操作等草刈機に限定して補助を実施しているが、農家の意向やニーズを把握し、補助対象機器を拡大するか、もしくは機種を限定せず、スマート農業全般に対して補助を行う制度設計にするのか検討する必要がある。

【柏市】

下水道事業における包括的民間委託の導入について

1. 柏市の概要

柏市は都心から30km圏内に位置する、人口約43万人の中核市である。都心へのアクセスも良く昭和30年代にベッドタウンとして急激な人口増加を迎えた半面、近隣の河川湖沼では深刻な汚染状態が続いていた。柏市の下水道事業は、地域の水質及び生活環境の改善を目的として昭和35年に始まり、急ピッチで進められた下水道の整備により、地域の水質は改善され、汚水処理の普及率も90%を達成した。

一方で設置から50年を経過した管路が年々増加し、下水道を起因とした道路陥没や管路の詰まり等の発生も年間50～100件程度と多くなり、下水道施設の老朽化対策が急務となっている。

2. 導入経緯

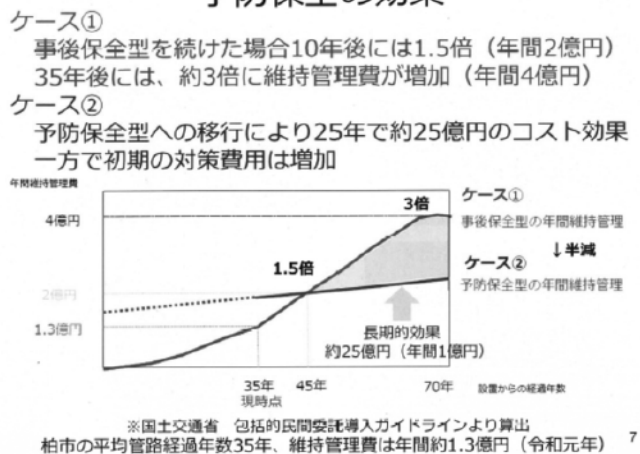
下水道管の包括的民間委託（管路包括）の導入検討のきっかけは、平成28年に策定したストックマネジメント計画である。ストックマネジメント計画とは、ストック（下水道施設）のマネジメント（経営管理）といわれ、目先の維持管理、小さい単位での施設管理でなく、施設全体での中長期の管理計画を定めるものである。国でも平成28年に計画の策定が義務付けられ、柏市においても直ちに計画を策定した。

今後の下水道施設を健全に保つためには、令和7年度時点で敷設年数が35年を経過した管路を対象とし、点検・調査で560km、そのうち70kmを改築更新する必要がある。この計画を実行するためにかかる費用を試算したところ、年間で点検・調査で1.3億円、改築更新で10億円の支出が算出された。

当時、柏市の下水道事業は、汚水処理の未普及対策、浸水対策をメインに実施しており、年間約35億円の規模で事業を進めていた。しかし、ここに新たな予防保全として11億円ほどの事業費が発生するとすると、予算や人員の増加が懸念され、何らかの対応策を検討する必要性が発生した。

そこで、民間のノウハウを活用しながら効率的かつ効果的に維持管理を行うことができるPPP/PFIなどの官民連携手法に着目するに至った。

予防保全の効果



3. 導入準備

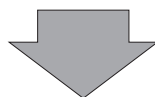
本格的な管路包括の検討に入ったのはストックマネジメント計画を策定した平成28年からである。主たる業務は①執行体制及び業務内容の整理、②民間市場調査、③導入による効果、④契約書や要

求水準書等の策定である。検討項目は多岐にわたるが、一連の検討をした中で、一番重要だと感じたことは民間市場調査である。

民間市場調査の結果

H28～H29に3回実施

- 1 全国規模の管更生メーカー、管路維持管理企業
 - ・事業への興味関心、参加意欲 高い
 - ・事業期間は3年以上を希望
 - ・計画的維持管理（特に改築）は含まないと、参画意欲が減少
- 2 柏市建設業協会、東葛管内の管路維持管理企業
 - ・事業への興味関心、参加意欲 高い
 - ・事業期間は1年～3年以上を希望
 - ・計画的維持管理、日常管理業務をすべて事業範囲に含むことで良い
- 3 現在下水道管路施設の日常管理業務を実施している市内の業者
 - ・事業への興味関心はあるが、参画意欲は現時点では判断できないとした企業が多い
 - ・事業期間は、1～3年を希望（長期契約は現状どおり受注できるかが不安）
 - ・緊急対応、定期清掃・修繕等の日常管理業務を事業範囲に含むことには反対



地元企業の育成と保護を目的

日常管理業務（緊急対応、定期清掃、修繕）は従来どおり市内業者へ
計画的維持管理業務を包括的民間委託で実施（改築は管更生のみ）

4. 管路包括のコスト効果

導入にあたっては、従来の直営体制で実施した場合と、管路包括で行った場合の事業費の比較を行っている。

国土交通省が平成29年3月に示した「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集」の、定量的効果の事例において、維持管理業務で約5%、改築更新業務で約10%のコスト削減効果を参考値として採用している。また、事業のパッケージ化により経費等の圧縮を図っている。

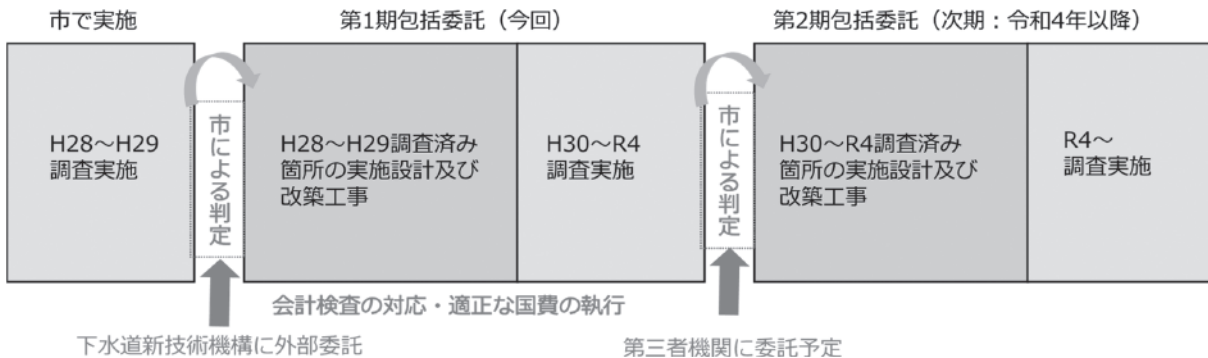
さらに直営業務から包括委託することにより、職員の4名削減を図ることが導入検討の中で示されています。これらのデータを基に、本業務の事業スキームに当てはめ、柏市における管路包括委託の導入効果の検証を行った結果、設計ベースで約6%のコスト削減が算出された。事業費ベースでは、年間約1億円のコスト効果が出ている。

5. 包括委託の概要

事業費	33億円
事業期間	平成30年10月から令和4年9月（4カ年）
業務内容	計画的な点検・調査業務 約500km 6億4千万円
	計画的な改築業務 約4km 25億1千万円
	その他業務 1億5千万円
	（ストックマネジメント見直し業務も包括内で実施）

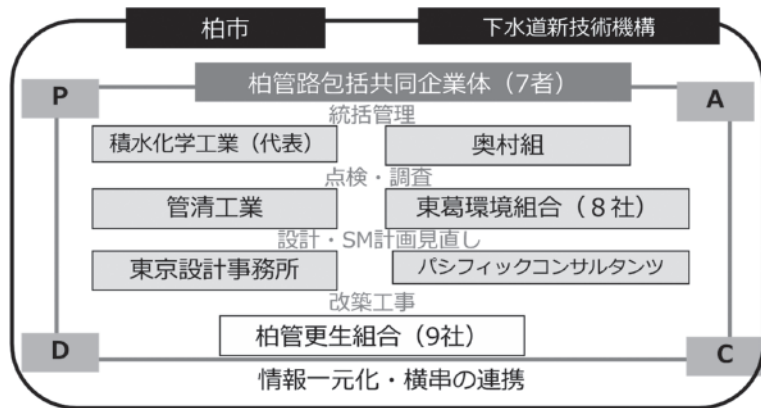
本委託の特徴の一つとして、管路包括で実施する改築工事（管更生）は、平成28～29年度に柏市で別途調査した箇所になる。また、今期調査する箇所の改築工事は、次期の包括委託で実施する予定である。本来であれば今期の管路包括で調査した箇所も同委託の中で改築工事を実施するのが理想である。しかし、多額の工事費の財源は国の交付金を活用するため、適正な事業費の算出、優先する工事箇所や工法の選定等が必要となる。これらの点を踏まえ、管路包括のスキームは調査と工事の時期をずらしたものになっている。

発注形態



6. 受託業者の選定

本委託は2者から応募があり、プロポーザル方式による選定の結果、積水化学工業（株）を代表企業とする、柏管更生有限責任事業組合、東葛環境整備事業共同組合、管清工業（株）、（株）東京設計事務所、パシフィックコンサルタンツ（株）、（株）奥村組の7者のJV（柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務共同企業体）となっている。二つの組合の中には個別の地元企業が多数おり、全体で22社の大規模な共同企業体となっている。

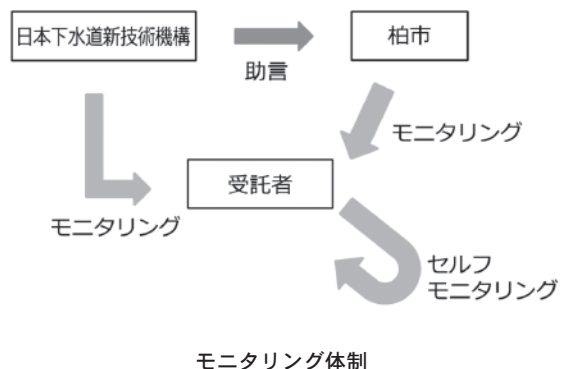


柏管路包括共同企業体の業務形態

7. 履行監視

柏管路包括共同企業体は全国企業及び地元企業から構成され、統括管理、点検・調査、設計、ストックマネジメント計画の見直し、改築工事業務と多岐にわたる業務を実施しているため、日々蓄積される各社、各地域の情報は、JV内でタブレットとクラウドを活用し共有を行い、月1回以上のJV会議の実施により共通認識を図っている。

一方で、柏市は監督者として、事業の進捗状況を把握することが重要となるので、書面や現場でのモニタリングや検査を行い、適正な業務が実施



されているか履行確認を行っている。本委託では、①受託者によるJV内会議とセルフモニタリング、②柏市と受託者による月例報告会、モニタリングの実施、適時書類及び実地検査、③四半期に1回、第三者機関（(公財)日本下水道新技術機構）によるモニタリングを実施し、3者によるクロスチェックで、適切な履行確認を図っている。

8. 性能発注

今期の管路包括では性能発注の要素として、業務に対する目標値（アウトカム指標）を設けており、例えば1年間に道路陥没を15箇所以内に収めるよう受託者に求めている。

アウトカムの目標値は、柏市の過去5年の実績値を平均化したものである。もしアウトカム指標を達成できなかった場合は、統括管理業務の契約金額から最大10%（約700万円）をペナルティーとして減額する。一方で、インセンティブとして、プロセス指標やアクション指標を評価の対象とし、先の減額を相殺できる仕組みにしている。令和元年度においては、陥没、溢水、詰まりが、ともに5～7割程度減少しており、受託者の企業努力が発揮されたところである。

性能発注（アウトカム指標の設定）



9. 業務の紹介

今回の管路包括では大きく分けると三つの業務に分類される。点検・調査をメインとする「計画的維持管理業務」、設計・工事をメインとする「計画的改築業務」、民間のノウハウを活用した「企画提案業務」である。

(1) 計画的維持管理業務

点検・調査の流れとしては、まず、簡易カメラ調査によるスクリーニングを実施する。スクリーニングの結果、異常が認められた管路について、詳細な目視調査を実施し、管路の健全度を判定する。スクリーニングを行い、対象管路を絞ることによりコストの削減を図っている。

(2) 計画的改築業務

今期の改築業務は、平成28,29年度に柏市が直営で調査し手当てが必要と判断された箇所について、物性試験や劣化度の精査を行い、実施設計を踏まえて改築工事を実施している。

(3) 企画提案業務

公募型プロポーザルの企画提案により、受託者より三つの提案を受けている。①広報活動（柏まつりに下水道ブースの出展）、②地域貢献活動（河川清掃活動）、③出前授業（市内の小学校4年生を対象に下水道に関する授業）の実施である。

これらの提案については、柏市が予め定めたものではなく、受託企業の企画提案、企業努力によって生まれたものであり、官民連携事業のメリットの一つとなっている。



10. 包括管路の成果

(1) 管路の実態把握

期待寿命が長くなったことにより、改築期間を長くとることが可能となり、改築工事費の抑制と平準化が可能となる。対象管路の約560km（幹線74km・枝線487km）の調査を実施した結果、当初の予測より劣化が少なく状態が良いことを確認できた。

(2) ハザードマップによる見える化

各種のハザードマップを重ね合わせ、総合分析によるリスク予測図を作成し、将来の改築計画に反映することが可能となった。



(3) 事業期間の短縮と品質の向上

市職員で工種ごとに別々に発注していた時より2年程度工期が短縮された。事業のPDCAサイクルを回すことにより、手戻り工事の減少と品質の向上が図られた。

従来方式の市直営では工事完了までに約3年8カ月かかっていたものが、包括委託により約1年5カ月で業務が完了した。また、各種事務手続きが減少し、職員の負担が軽減された。

包括委託内の構成員が一体として連携を図り、PDCAサイクルによる業務のブラッシュアップを図ることにより、精度・品質の向上につながった。

(4) コスト効果

予防保全型の維持管理へ移行したことにより、アウトカム目標とした道路陥没・ツマリ・苦情等が大幅に減少し、削減率は約6割以上となった。管路の修繕費は年度ごとに多少の前後はあるが、包括委託開始以降、年平均で1,500万円程度減少している。

建設消防委員会行政調査報告から

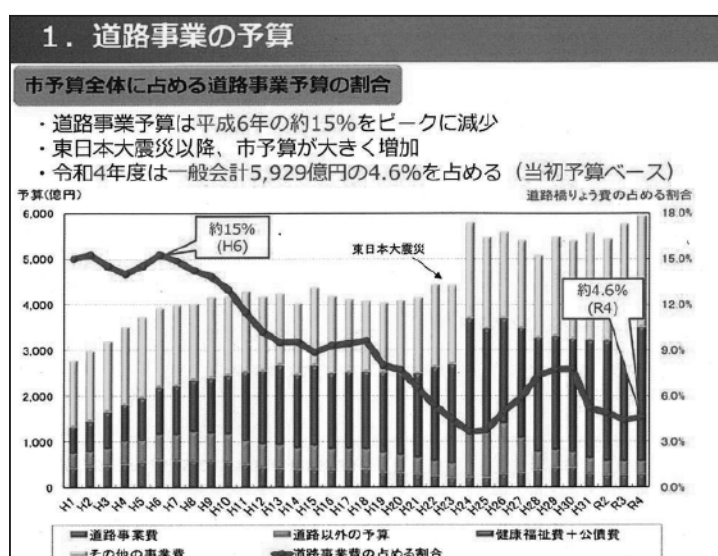
【仙台市】

仙台市道路事業方針等について

1. 道路事業の予算状況

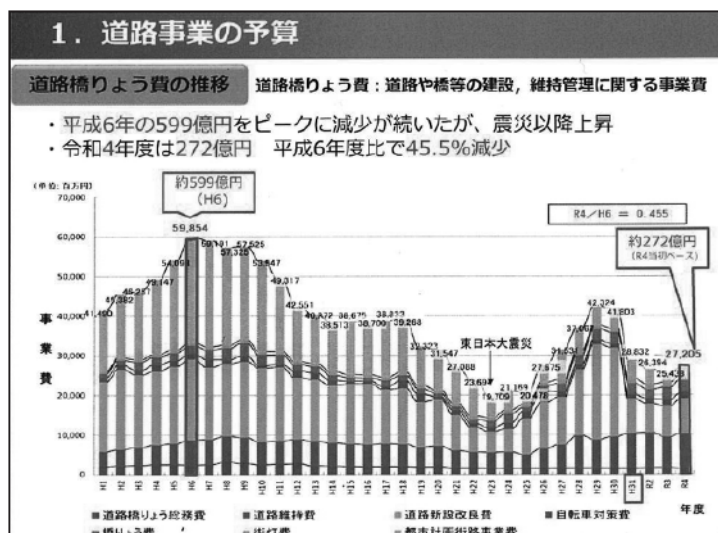
(1) 市予算全体に占める道路事業予算の割合

- 道路事業予算は平成6年の約15%をピークに減少しており、東日本大震災以降は市予算が大きく増加しているものの、健康福祉費などの増加が主であり、道路事業費の増加はあまり見られず、令和4年度は一般会計5,929億円に対して4.6%まで減少している。



(2) 道路橋りょう費の推移

- 平成6年の599億円をピークに減少が続いていたが、東日本大震災以降は上昇しており、令和4年度は272億円で、平成6年度比で45.5%まで減少している。
- 近年は道路新設改良費を道路維持費が上回るようになっており、道路事業のより効率的・効果的な運用が求められている。



2. 仙台市道路事業方針策定にかかる背景・概要

仙台市は、平成24年度に策定した前道路事業方針に基づき、23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興をはじめとした様々な取組を行い、着実な事業推進を行ってきたが、策定から間もなく9年が経過する中で、安全対策や自然災害に対する防災・減災への取組の必要性の高まりなど、道路事業を取り巻く社会情勢等の変化に対応するため、上位計画である仙台市基本計画※に合わせ、次の10年を見据えた新たな道路事業方針を令和3年度から運用しており、計画期間を3年度（2021年度）から12年度（2030年度）、までの10年間と定めている。

※「仙台市基本計画」の概要について

(1) まちづくりの理念

・ 連綿と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤として、世界からも選ばれるまちを目指し、まちづくりの理念に「The Greenest City」という世界的にも使われ始めている、都市の住みやすさを表現する言葉を掲げる。

(2) 目指す都市の姿

・ 4つの目指す都市の姿を掲げており、それぞれ「①杜の恵みと共に暮らすまちへ」、「②多様性が社会を動かす共生のまちへ」、「③学びと実践の機会があふれるまちへ」、「④創造性と可能性が開くまちへ」を掲げる。

3. これまでの取組

前道路事業方針（平成24年度策定、28年度見直し）では、次の5つの方向性に基づき道路事業の取組を進めてきた。

- (1) 津波からの減災による東部地域の再生に資するみちづくり
- (2) 全ての人が安全・安心に利用できるみちづくり
 - ・ 災害リスクと老朽化への対応
 - ・ 暮らしの安全への対応
- (3) 公共交通の利便性の向上を図り、利用を促進するみちづくり
- (4) 交流・物流を支援し、地域経済の成長に資するみちづくり
- (5) 杜の都にふさわしい美しい景観・街並みを形成するみちづくり

4. 仙台市道路事業方針と主要施策

(1) 基本方針1 安心で安全な暮らしを支えるみちづくり

市民の日常生活を支える道路において、更なる安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図っていく必要がある。市民が日常的に利用する道路の交通安全対策やバリアフリー化を進めるとともに、道路の維持管理を適切に行うことで、子供や高齢者をはじめとした市民一人ひとりの安全で安心な暮らしを支えるみちづくりを進めるもの。

① 生活道路の整備推進

・ 交通安全対策、歩道整備、自転車通行空間の整備 など

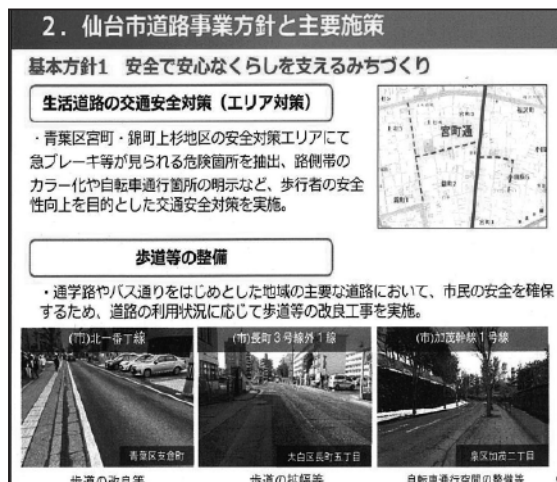
② 道路のバリアフリー化

- ・歩行空間のバリアフリー化，街路樹の根上がり対策

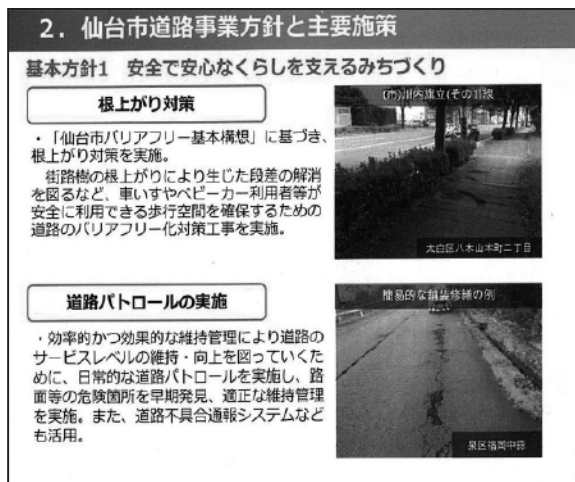
③ 道路の維持管理

- ・道路パトロールの実施，道路不具合通報システムの運用※，冬道対策の推進

<参考写真①>



<参考写真②>



※「道路不具合システム」について

仙台市では、修繕が必要となっている道路の不具合に関する市民の方々からの通報手段を拡充するため、民間会社が運用するアプリ「Fix My Street Japan (フィックスマイastreetジャパン)」を利用し、スマートフォン等により位置情報や写真を添えて、状況を通報していただくシステムを運用している。

- ・本格運用

平成30年4月1日から（試行期間：29年10月2日から30年3月31日まで）

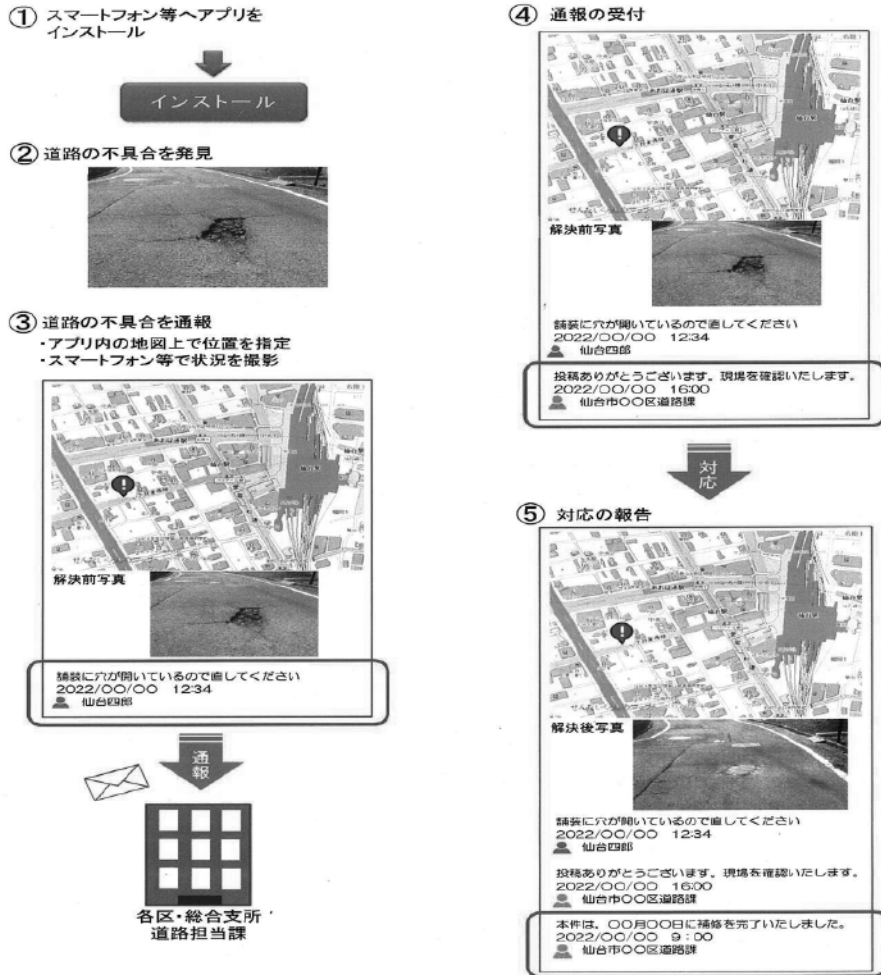
- ・通報の対象

仙台市が管理する道路の不具合（路面の段差・穴ぼこ，側溝・防護柵，カーブミラーの破損等）を対象とする。

- ・システム導入後のメリットとその効果

メリット	効果
GPS機能による正確な位置情報により、不具合箇所の特定が容易	市民が気軽に参加できるツールの一つとなっており、アプリ上に通報された道路の問題点やそれへの対応をアップすることにより、市民と行政及び市民同士での情報共有が図られ、同じ場所の重複する通報の減少や行政側の問題点の把握状況を市民へ周知することができるようになった。
写真での通報で現状が把握でき、手軽かつ的確に修繕内容が伝えられる	
緊急性の有無などを早期に判断することができる	
補修完了までの対応状況が一目で分かり整理がしやすい	

《道路不具合の通報から対応までのイメージ》



(2) 基本方針2 魅力的で活力ある都市を支えるみちづくり

交流・物流を支える交通環境の形成や、鉄道を基軸とした公共交通体系のさらなる充実など、本市の新たなまちづくりを道路事業から支えていく必要があり、広域的な道路ネットワークの整備や鉄道駅周辺の道路環境整備を進めるとともに、まちに賑わいをもたらす道路空間の利活用を行うことで、魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりを進めるもの。

- ① 広域的な道路ネットワークの整備
 - ・都市計画道路の整備，国道・県道の整備 など
- ② 鉄道駅周辺の道路環境整備
 - ・仙台駅西口駅前広場の再整備，鉄道駅周辺の道路環境整備
- ③ 道路空間利活用の推進
 - ・道路空間の利活用，道路空間の再構成

<参考写真①>



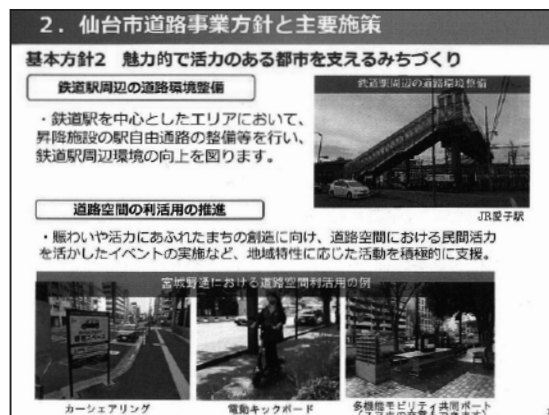
<参考写真②>



<参考写真③>



<参考写真④>



(3) 基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり

激甚化・頻発化する自然災害のリスクに備え、人や物の輸送を将来にわたって安定的に確保できる、災害に強い道路ネットワークの強化を図る必要があり、緊急輸送道路をはじめとした道路の防災対策や機能強化を進めるとともに、防災・減災に資する無電柱化の推進や将来にわたって安定的な都市インフラを確保する道路施設の長寿命化を行うことで、持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりを進めるもの。

① 道路の防災・減災対策

- ・緊急輸送道路等の機能強化，橋梁の耐震補強，道路の浸水対策 など

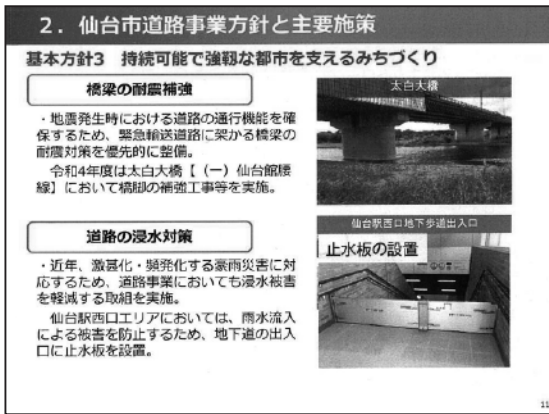
② 無電柱化の推進

- ・無電柱化整備の推進，電柱・電線の新設抑制

③ 道路施設の長寿命化

- ・道路施設の長寿命化

<参考写真①>



<参考写真②>



4. 今後の展開

(1) 仙台市を取り巻く状況と変化

- ・仙台市の交通事故は、事故件数及び死者数ともに減少傾向にあり、交通安全対策や生活道路の整備など、全ての人々が安全・安心に利用できるみちづくりに一定の効果があったものと考えられ、引き続き交通事故の減少に寄与する取組を進めていく必要がある。
- ・宮城県内では、宮城県渋滞対策連絡協議会を設置し、道路管理者（国・県・各市町村）、交通管理者（宮城県警）、交通事業者が一体となり渋滞対策に取り組んでいるが、協議会において速度状況のモニタリング等を行い、平成24年度に県内の主要渋滞箇所251箇所を指定したところ、仙台市内が約5割を占め、都心部を中心に慢性的な渋滞が発生していることから、対策が必要となっている。
- ・令和2年4月1日現在において、都市計画道路の整備率は約85%になっており、近年では環状道路や放射状道路など、都市の骨格をなす幹線道路の整備を優先的に進めているが、ネットワークが形成されていない区間も存在することから、円滑な交通を図るため、引き続き都市計画道路の整備を推進していく必要がある。
- ・経済・交流の中心的舞台である仙台都心に新たな息吹を吹き込み、都市機能の向上を図る「せんだい都心再構築プロジェクト」が元年7月に始動したが、都心全体の回遊性や賑わい向上のため、より一層の道路空間の利活用を図る必要がある。
- ・道路関係事業費は、ピーク時の平成5年度～10年度と比較して大きく減少しており、道路のサービスレベルを維持しつつ、新たな整備を推進していくために、より効率的かつ効果的に予算を執行していく必要がある。

(2) 道路事業に関する全国的な動向

- ・近年では毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する国土強靱化の推進が求められており、仙台市の道路においても、令和元年東日本台風により道路のり面の崩壊等の被害を受けたことから、引き続き、道路の防災・減災対策を進める必要がある。
- ・近年の災害の頻発化・激甚化、高齢化の進展、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されたが、令和元年房総半島台風では、電柱約2千本が破損・倒壊し、最大停電戸数が約93万戸に及ぶな

ど、大規模な被害が発生したことから、防災対策として、今後も無電柱化を推進することが強く求められている。

(3) 計画の見直し

計画期間中に道路事業をとりまく社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本事業方針の見直しを行う。

【豊島区】

空き家活用事業について

1. 空き家の現状

(1) 住宅総数・空き家数・空き家率の推移

- ・ 空き家数 約3万戸→約2.7万戸
- ・ 空き家率 15.8%→13.3%
- ・ 空き家の内訳 約8割が賃貸用→約9割が賃貸用

住宅総数・空き家数・空き家率の推移（豊島区）



2

(2) 23区別の空き家数・空き家率の推移

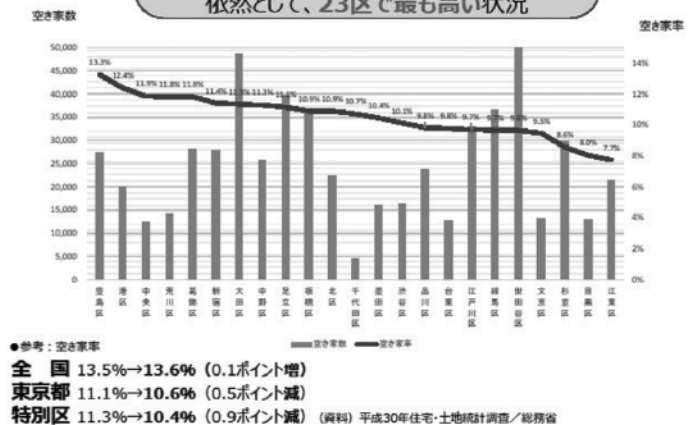
- ・ 空き家率は15.8%が13.3%になったものの、依然として東京23区で最も高い状況である。

(3) 空き家率が高いのは賃貸住宅の空室が原因

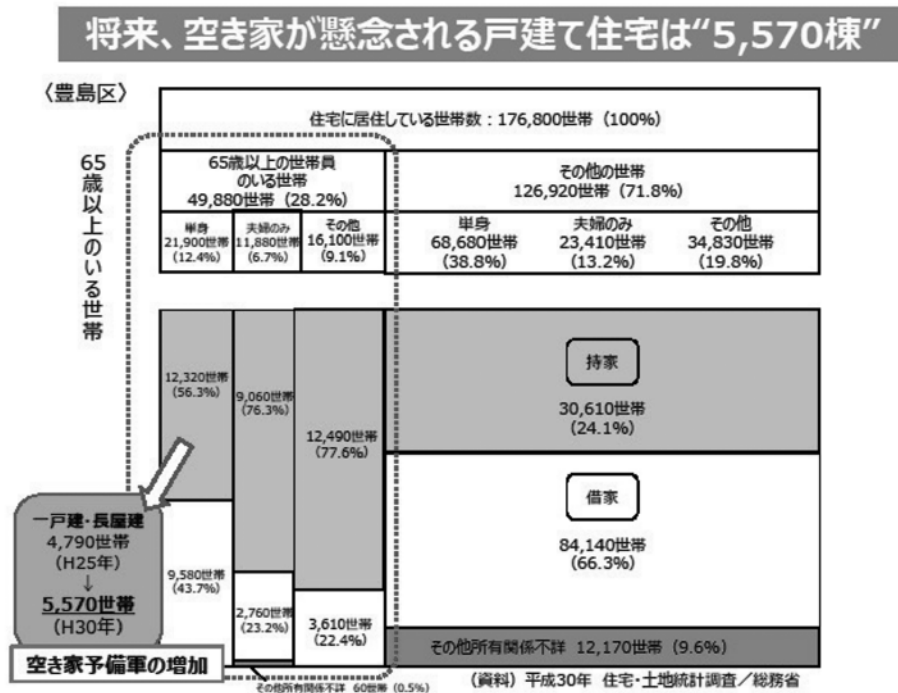
- ・ 賃貸住宅の空き家率は常に高水準
- ・ 問題となりやすい「その他の空き家の空き家率」は直近で半減し低水準

23区別 空き家数・空き家率の比較

空き家率は15.8%が13.3%に、依然として、23区で最も高い状況



(4) 将来、空き家が懸念される戸建て住宅は5,570棟



2. 空き家対策の取り組み

(1) 空き家等発生メカニズム分析調査（平成29年3月）

① 対象

区内の戸建て住宅、民間賃貸住宅及び分譲マンションの空き家

② 調査期間

平成28年9月20日～平成29年3月31日

③ 調査方法

- ・現地調査
- ・所有者意向調査（戸建て住宅の空き家，空き室が概ね3割を超える民間賃貸住宅の所有者）
- ・分譲マンション実態調査ほか

④ 調査結果

- ・空き家の所有者は高齢者が多く，54.6%が65歳以上
- ・空き家の87.2%が木造で，昭和45年以前築の古い建物が半数を占めている。
- ・「前面道路の幅員が4メートル未満」が76.6%、「接道間口が2メートル未満」が26.7%ある。
- ・空き家の45.0%が5年以上前から空き家
- ・建物についての困りごとは，空き家所有者の39.1%が「特に困っていない」と回答しており最も多い。
- ・空き家所有者の45.9%が「利活用したくない」という意向を持っている。

(2) 空家活用条例制定（平成30年4月1日施行）

・空家登録制度

空き家の所有者等が、空き家を活用するため区に登録を申請

・事業者登録制度

修繕・リフォーム，不動産仲介事業者の情報を豊島区のホームページで公開

・家族的な住まい方の認定

空家の所有者等が、家族的な住まい方で建築物を活用する場合に申請

(3) 地域貢献型空き家利活用事業

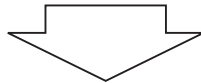
① 事業の目的

地域交流の活性化，地域コミュニティの再生，地域まちづくりの推進等の公益目的のために空き家活用を進めるとともに，空き家の解消を図る。

② 事業の内容

・戸建空き家を地域貢献のために提供したいと考えるオーナーと，地域貢献活動を展開したいNPO法人や社会福祉法人等の団体をマッチングする。

・活動に必要な建物のリフォーム工事費等の2/3（上限200万円）を補助



<効果>空き家の発生予防に向けた取り組み・備えの促進

戸建空き家の発生予防

地域コミュニティの創生および活性化

<活用例>多世代交流が生まれる地域に開かれたコミュニティカフェ

子育てママたちを支援するふれあい・交流スペース

高齢者の健康サポートやコミュニティデイサービス など

<事例：ブックカフェへの改修（R2.3.13オープン）>

・1階店舗区画をブックカフェに改修

・トキワ荘漫画ミュージアムに隣接した立地を生かし，トキワ荘に関連する新刊書籍，古書，雑貨商品等を販売。

・店内のカフェスペースでは，「集いの場」として地域の方々や利用客の交流を促進。さらには，店内利用者への古書読み放題も提供している。



3. 相談件数増加に向けた令和3年度の取り組み

(1) 広報としま特集版掲載

空
き
家
を
活
用
し
よ
う！

【豊島区地域貢献型空き家活用事業とは】

事業スキーム例
事業者が「改修費の一部負担をする場合」

①多世代交流が生まれる地域に開かれたコミュニティカフェ
②子育てママたちを支援するふれあい・交流スペース
③高齢者の健康サポートやコミュニティサービス
④放課後児童の居場所づくりや学習支援、こども食堂
⑤多世代交流の場が広がる集いの場
⑥その他、地域の活性化や暮らしやすさづくりなどに資する公益的活動

【豊島区地域貢献型空き家活用事業とは】

地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域まちづくりの推進などの公益目的のために空き家を活用する事業です。区の登録を受けた空き家オーナーと地域貢献団体のなかで、双方の条件や意向が合致すると見込まれるものについて、区がマッチングの機会を設けます。マッチングが成立すると、空き家オーナーと地域貢献団体は更に相談を重ね、空き家活用に向けた準備がスタートします。区は補助金を交付し、事業が軌道に乗り、改修費用を削減に回収できるまでに様々なアドバイスを行います。

※改修費をオーナーと事業者のどちらが負担するか、もしくは両方で負担する場合は両者の協議によりま。

【豊島区地域貢献型空き家活用事業とは】

空き家のままなら「負」の資産
維持管理費がかかる
放置すると建物の傷みが激しくなり、修繕などの費用がかかる場合があります。
倒壊などの危険
建物の傷みが激しくなることで、周囲に危険を及ぼす恐れがあります。また、放火や犯罪の危険性が高まります。
環境悪化のリスク
雑草の茂茂、害虫などの発生、ごみの不法投棄を招きやすくなります。

うまく活かせば「富」の資産
安定的な収入で資金増加
毎月、安定した収入が見込めます。
補助金で改修
空き家を地域活性化施設として10年以上活用する場合、改修費用の3分の2(上限200万円)を区が補助します。
地域の活性化に貢献
公益目的のために活用したい事業者に貸すことで、地域に開かれた場所としてよみがえらせます！

実際に空き家を活用した方の声

オーナー
空き家を改修して、ブックカフェをオープン！
ふるいちトキワ荘通り店の大家さん 小出幹雄さん
もともと私はトキワ荘関連グッズを販売するショップをオープンする予定で、この場を使ってお店を出したい民間事業者と行政と私の3者の思いが合致したためこの制度を利用することになりました。また、この地域は空き家が多いので、率先して空き家活用のモデルを作った方がいいと思います。制度を利用してよかったことは、区に資金的な援助してもらえたため実業的な店舗を作ることができたことです。さらに活用事業者と協力してデザインをすることで、コンセプトもより明確になりました。地域の人はまずこの場所を知ってもらい、より広く制度が使われていけばと思います。

活用事業者
空き家を改修して、若年妊婦を支援する活動拠点に
NPO法人ピッコラー事務局 小野晴香さん
安心して過ごせる居場所がない妊婦に居場所を提供するための物件を探していたところ、同じ豊島区で活動しているNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークさんのお力添えもあり、空き家活用事業を通して希望通りの物件と出会いことができました。この事業では、区がオーナーさんとの間に入って業者選定や費用負担に関して調整してくれるため、安心かつスムーズに話し合いが進みました。リフォームでは、産後や産前の実材やデザインなど、自分たちの細かい要望を反映させることができ、若い妊婦の方がここに居たいと思ってくれそうな安心で心地よい空間づくりができたと思います。

「空き家を「負」の資産から「富」の資産に」

空家を活用するといっても大変では？

空家を活用する場合には以下のような負担が想定されます。

<p>改修費用などの費用負担</p> <p>改修費用として補助金が出ることがあります。活用事業者が一部を負担するケースもあります。</p>	<p>事業計画の作成</p> <p>マッチングした活用事業者の事業計画を含め、区が空き家活用事業計画についてアドバイスします。</p>
--	--

まずはご相談ください！
お電話に空き家に関するお悩みをお聞かせください。空き家の基本情報や活用条件、費用などを登録すると、区が地域貢献団体を紹介します。
☎3981-2655

- (2) 空き家対策に関するコラムを広報・HPに掲載
- (3) 空き家セミナー開催
- (4) リーフレットの新規作成

4. 空き家対策の課題と今後の展開

(1) 課題

- ① 支援メニューは充実しているが、空き家活用の登録件数が伸び悩んでいる
令和4年6月までの累計登録件数：15件
- ② 空き家オーナーからの相談件数が少ない。
令和3年度相談受付実績（令和4年3月末現在）
・所有者からの相談19件、事業者からの相談16件、住まいの終活相談1件
- ③ 賃貸用の空き家が約9割

(2) 今後の展開

① 普及啓発

空き家活用の好事例を積極的に発信し、空き家活用の窓口があることを周知。これまで以上に空き家オーナーから、区の窓口相談がされるような環境づくりに努めていく必要がある。

② 制度の見直し

・地域貢献型空き家利活用事業

空き家所有者と地域貢献団体のマッチング機能があることが特徴の事業。平成31年から事業開始となったが、実績は令和元年2件、令和2年1件、令和3年0件と右肩下がりなので、対象の幅を広げ、利用しやすくなる。

<改正案>

戸建空き家のみ	→	戸建て・空室・空き店舗
NPO・社会福祉法人等	→	公益的な活動を行う事業者
3年	→	1年

・共同居住型住宅改修費補助事業

空き家所有者が共同住宅（シェアハウス等）に改修した場合に補助金を支給するという事業。マッチング機能がないため、地域貢献利活用事業と同等のマッチング機能を付ける。

<改正案>

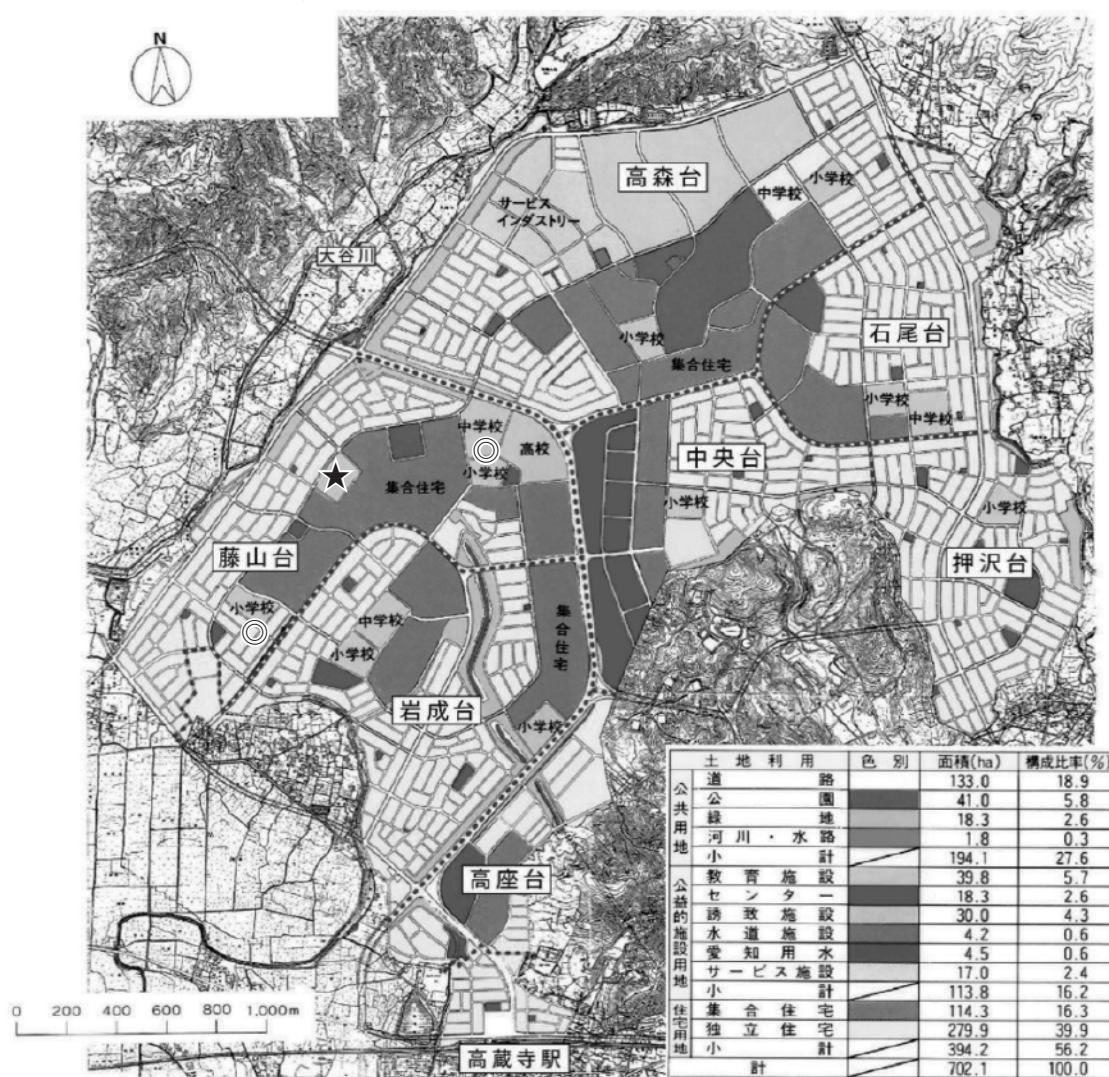
区が空き家所有者、シェアハウス事業者双方の希望・条件を基にマッチング

【春日井市】

団地再生に向けた取組について

1. 高蔵寺ニュータウンの概要

高蔵寺ニュータウンは、愛知県春日井市の東部に位置し、702.1ha（市域の7.6%）を占めている。また、JR中央本線のJR高蔵寺駅が最寄り駅であり、JR名古屋駅まで快速列車で約26分と高いアクセス性を有している。現在の独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）である日本住宅公団が施行した土地区画整理事業により整備され、1968年（昭和43年）に入居が始まり、2020年（令和2年）4月1日時点で42,205人（市全体の13.6%）が居住している。日本の高度成長を支えた最初期の大規模住宅地であり、千里ニュータウン、多摩ニュータウンとともに、日本三大ニュータウンの1つに数えられている。



※藤山台地区にある◎の2小学校については、2016年4月に★の小学校に統合

2. 高蔵寺リ・ニュータウン計画成立までの経緯

21世紀に入る頃、初期に開発されたニュータウンでは入居開始から約40年が経過しつつあり、初期の入居者が一斉に高齢化する等、全国的にニュータウンが抱える課題（人口減少、少子高齢化、

身近な商業機能の衰退、全体的な活力の低下等）について議論されるようになった。高蔵寺ニュータウンにおいても、2007年（平成19年）に市、愛知県、都市再生機構中部支社、高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社を構成員とする「高蔵寺ニュータウン活性化施策検討会」を設置し、議論を始めた。高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりに向けて、本格的な取組が始まった契機は、2013年（25年）の藤山台地区における小学校統合であり、2013年以降、高蔵寺ニュータウンを専門に担当する市政アドバイザーの設置、まち語りサロンの開催、市と都市再生機構中部支社のまちづくり支援のための覚書の締結、公民連携による空き家流通促進のためのプロジェクト、住民参加型のインフラ修繕活動「緑のクリーンプロジェクト」等の施策を集中的に展開してきた。2016年（28年）には新たな藤山台小学校が地域に開かれた学校として開校し、高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりの計画として、「高蔵寺リ・ニュータウン計画」を策定した。

3. 高蔵寺ニュータウンの主な課題

- 世代間の均整を目指した若い世代の居住誘導
- 計画的に整備された既存資産（ストック）の活用
- 中古住宅の流通促進、空き家のリノベーション
- J R 高蔵寺駅の機能の活用発展
- 近距離移動、坂道など移動困難性
- ニュータウンのブランドイメージ再生など

4. 高蔵寺リ・ニュータウン計画の基本理念等

(1) リ・ニュータウンの基本理念

<リ・ニュータウン>

高蔵寺ニュータウンのまちづくりは、計画的に整備されたニュータウンの成熟した資産（ストック）を活かしつつ、更新（リノベーション）を重ねながら、新たな若い世代への居住の魅力と全ての住民への安らぎを提供し続けるために、「ほっとできるふるさとでありながら、新たな価値を提供し続ける“まち”であり続けること」（リ・ニュータウン）を目指すもの。

<7つの基本理念>

① 成熟した資産の継承

計画的に整備されたインフラ、周囲の豊かな自然とまちが育てた緑、多様で豊富な住宅ストック、活発な地域住民の活動等、成熟した資産を継承し、その魅力を活かしたまちづくりを進める。

② 公共施設・生活利便施設の集約化とネットワークの構築

生活に必要なサービスを供給できる拠点を適切に配置し、公共施設や生活利便施設を集約化するとともに、相互に連携したネットワークを構築する。

③ 暮らしと仕事の多様性の確保

多様な年齢、個性を持った人々が共に居住（ソーシャルミックス※）し、交流し、連携することができるように、住まいと活動の場を提供するとともに、誰もが使いやすい（ユニバーサルな）空間とサービスの提供を推進する。大都市への通勤のみではなく、在宅ワーク、

シニアベンチャー※、コミュニティビジネス※を始めとした多様な働き方を実現し、地域内にも雇用を生み出すことができる環境整備を進める。

④ 住民・事業者・市の協働の推進

住民一人ひとりがまちづくりの主体であることを基礎としつつ、自治組織、市民団体、地域の事業者及び市がそれぞれの役割と責任を明確にしつつ、力を合わせてまちづくりに貢献する。

⑤ 持続可能な都市経営の仕組みの構築

常に新たな居住者が流入するように、住宅等の既存資産（ストック）が適切に市場で流通し、まちの機能更新が継続的に行われるようにすることで、地域内の経済循環を生み出し、まちづくりの財源の確保を目指す。

⑥ 高蔵寺ニュータウンを核とした周辺・広域との連携強化

まちづくりにより創出されるサービスは、高蔵寺ニュータウン内のみではなく、周辺地域も対象圏域とすることにより、持続可能な質と量を確保することができる。また、行政区域を超えて、近接する住宅地の魅力を連携して創造・発信することにより、魅力的な住宅地としての認知を高める。

⑦ まちの新たなブランド力の創造と発信

「高蔵寺ニュータウン」が魅力的な住宅地のブランドとして広く認知され、新たな居住者の流入につながるよう、成熟した資産を活かしつつ、機能とデザインの更新を図り、まちの魅力の創造と発信を行う。

※ソーシャルミックス・・・世代、職業、経歴、所得等が異なる人々が同じ地域で交流して暮らすこと。

※シニアベンチャー・・・独自技術や経験を持つ高齢者（シニア）が、その知恵を活かして新たな分野を開拓し起業をすること。

※コミュニティビジネス・・・市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、地域再生を通して得た利益を地域に還元する事業のこと。

(2) 計画期間

2021年度（令和3年度）から10年間において、推進（着手、実施または検討）するプロジェクト、施策について計画する。

5. 先導的な主要プロジェクト

高蔵寺リ・ニュータウン計画をできる限り早く実現するため、先導的な主要プロジェクトを次のとおり推進することとし、先導的な主要プロジェクトは、2年以内に着手する「先行プロジェクト」、先行プロジェクトの効果を検証して展開を図る「展開プロジェクト」、プロジェクト及び施策の実施状況を内外に積極的に発信する「ニュータウン・プロモーション」の3つから形成される。

(1) 先行プロジェクト（2年以内に着手）

① 団地再生によるモデル住宅地づくり：高森台スマートウェルネス※の整備

<プロジェクトの概要>

高森台地区をモデルとして都市再生機構の団地再生と連携し、都市再生機構賃貸住宅、高森山、県有地を含むエリアを拠点に、高蔵寺ニュータウン全域でスマートウェルネスを目指したまちづくりを推進するもの。

※スマートウェルネス・・・「健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと」をまちづくりの中心に位置付け、住民が健康で元気に幸せに暮らせることを目指す都市モデルのこと。

② ニュータウンの顔づくり：高蔵寺ゲートウェイの整備

＜プロジェクトの概要＞

J R高蔵寺駅周辺については、高蔵寺ニュータウン及び周辺地区の玄関口として魅力ある顔づくりを推進し、駅北口周辺の再編整備、駅南口周辺や地下道空間の改善による駅南北の一体感の向上等を図るもの。

③ 旧小学校施設の活用による生活利便施設誘致：西のサブセンター整備

＜プロジェクトの概要＞

高蔵寺ニュータウンの居住の魅力を高めるため、旧西藤山台小学校施設を活用し、民間活力の導入により、周辺地区も対象とした商業・飲食・教育・医療・福祉等の生活利便施設の誘致・整備を進めるもの。

(2) 展開プロジェクト（先行プロジェクトの効果を検証して展開）

① 交通拠点をつなぐ快適移動ネットワークの構築

＜プロジェクトの概要＞

J R高蔵寺駅及びセンター地区を主要交通拠点に位置づけ、東西2カ所にサブ交通拠点（新たなサブ拠点）を置き、切れ目のない交通ネットワークを構築し、駅及びセンター地区間において交通需要の拡大と輸送力の向上を図るとともに、交通拠点には多様な交通手段を確保し、周辺に商業・サービス機能の集積を図るもの。

② センター地区の商業空間の魅力向上と公共サービスの充実

＜プロジェクトの概要＞

高蔵寺ニュータウンを特徴づけるワンセンター方式の商業サービス機能を担ってきたセンター地区において、交通結節機能を強化するとともに、商業及びサービス機能の充実を図るもの。

③ 戸建て住宅エリアのストック活用の促進

＜プロジェクトの概要＞

ニュータウンの周縁部に配置されている戸建て住宅エリアにおいて、住宅ストックの流通及び活用を促進するための支援の仕組みを構築するもの。

(3) ニュータウン・プロモーション

＜プロジェクトの概要＞

子育てしやすいまち等のブランドイメージを形成するため、様々なプロモーション※を展開し、計画的に整備された住宅団地やインフラ等の既存資産（ストック）の保全及び活用を行い、「住まいづくりの先進地」としてブランドイメージを確立し、発信する多様な取組を展開するもの。

※プロモーション・・・住民や企業，各種団体に選ばれる地域となるよう，地域のイメージを高め，知名度を向上させる活動のこと。

6. 課題に応じた主要な施策

(1) 住宅・土地の流通促進と良好な環境の保全・創造

<課題の捉え方と施策の方向>

高蔵寺ニュータウンにおける最大の課題は，子育て世帯の流入促進であることから，住宅や土地の市場流通を促進するための施策を講じる必要がある。一方，土地等の流通のしやすさを追求すると土地の過剰な分割により，良好な住宅地としての質の低下を招くおそれがあることから，住民の合意が可能な場合は住環境保全のための施策の導入を図る必要がある。

<具体的な取組>

- ① 高蔵寺ニュータウン及び周辺地域の不動産事業者等と連携し，良質な中古物件が流通する仕組みを構築し，中古住宅の流通促進を図る。
- ② 集合住宅やテラスハウス※を始めとした現代の住宅にはないデザインや間取り等を積極的に評価し，価値に反映する仕組みの構築を図る。
- ③ 金融機関との連携により，高蔵寺ニュータウンにおける中古を含めた住宅購入者に対して，優遇金利等のインセンティブを適用する。など

※テラスハウス・・・複数の建物を連ねて建築された集合住宅で，独立した庭やテラスが各戸に設けられたもの。

(2) 身近な買い物環境の整備と多様な移動手段の確保

<課題の捉え方と施策の方向>

高蔵寺ニュータウンの課題として，商業及び生活サービスの提供と移動手段のバランスの確保を図る必要がある。ワンセンター方式※を採用していることから，身近な場所に商業及び生活サービス施設が立地していないエリアが多く，住宅地としての静穏さは確保されている一方で，若い世代にとって魅力が乏しい。また，坂道が多いことに加えて，今後，さらに高齢化が進展することから，買い物等の生活サービスの確保に不安を感じている人が多い。このため，商業及び生活サービスを身近な場所で提供できるようにする施策を講じるとともに，多様な移動手段を確保する施策も併せて講じることにより，様々なライフスタイルへの対応を図る。

<具体的な取組>

- ① 生活利便施設の立地を図るため，幹線道路の沿線を中心に用途地域の見直しを検討する。
- ② 公園，空き地等を活用した移動販売車の停車スペースを確保する。
- ③ 車両の予約，呼出し等に係るアプリケーションを活用し，既存交通事業者（バス・タクシー等）や地域住民ボランティアと連携したラストマイル※型自動運転モビリティサービス等の新たな移動手段の導入を図る。など

※ワンセンター方式・・・中心施設を地域の中核をなす中心地区1カ所に集中的に集積，形成させる方式のこと。

※ラストマイル・・・自宅からバス停までなどの近距離圏内のこと。

(3) 多世代の共生・交流と子育て・医療・福祉の安心の向上

<課題の捉え方と施策の方向>

ニュータウン問題は、入居者の世代構成の均一性（多様性の乏しさ）に起因して、高齢化等の課題が一斉に発生するというものである。今後は、多世代が共生するミクストコミュニティ※の形成を促進する施策が重要である。その一環として、子育て環境や教育の充実を図り、子育て世帯のニーズに対応するとともに、地域包括ケアの構築により、誰もが安心して住み続けられる環境を整える必要がある。

<具体的な取組>

- ① 団地再生、既存住宅のリノベーション及び流通促進、スマートウェルネスの推進等を通じて、多様な世代のニーズにあった住宅の供給や世帯の変化に応じた円滑な住み替えを促進し、多世代が共生するミクストコミュニティ※の形成を推進する。
- ② 旧小学校施設を活用した多世代交流拠点施設において市民交流を促すとともに、空き家等を活用した多世代の共生や交流を支えるための施設やサービスの充実を図ることにより、地域の雇用を創出する。
- ③ 放課後児童クラブの充実等により、子供の居場所を確保する。
- ④ 空き家等を活用し、デイサービス等の身近な介護施設の立地を促進する。など

※ミクストコミュニティ・・・多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちづくりを目指し、若者から子育て世帯、高齢者世帯等、多様な世帯がバランスよく共生しているコミュニティのこと。

(4) 既存資産（ストック）の有効活用による多様な活動の促進

<課題の捉え方と施策の方向>

高蔵寺ニュータウンの最大の強みは、計画的に整備されたことにより、育まれてきた豊かなインフラや住宅等の既存資産（ストック）の集積である。多大なコストをかけて全てを再整備するのではなく、知恵と工夫により既存資産を有効に活用し、地域住民による多様な活動を促進し、まちの魅力の向上を図ることが重要である。

<具体的な取組>

- ① 集会施設、インキュベーション※施設、サロン等への用途転用による空き家の利活用、移動販売車・訪問介護車等の駐車場または共有の広場として空き地を利活用することにより、市民の協働、コミュニティビジネス、シニアベンチャー等のための空間を確保するとともに、公的サービスの充実を図る。
- ② 個人が保有する遊休資産（住宅、自動車等）を活用するため、シェアリングを推進する仕組みづくりについて、規制緩和の動向を注視しつつ、特区提案も含め検討する。
- ③ 住民ニーズに対応した公園の仕様変更等の住民参加による公園のリノベーションを推進するとともに、定期市やイベント等の多様な公園利用の推進を図る。など

※インキュベーション・・・卵をふ化するという語源から派生して、ベンチャー企業を支援するサービス・活動のこと。

(5) 高蔵寺ニュータウンを超えた広域的なまちづくりの推進

<課題の捉え方と施策の方向>

高蔵寺ニュータウン単独ではなく、名古屋市の東方やJ R中央本線沿線の住宅地の集積を活

かした施設誘致、情報発信等により、広域的な資源集積を活かしたまちづくりと認知の向上が必要である。

＜具体的な取組＞

- ① 子供、高齢者、障害者等を対象とした福祉施設を始めとした高蔵寺ニュータウン周辺の地区に寄与する施設を整備し、高蔵寺ニュータウン外におけるサービス供給拠点としての機能を充実する。
- ② 商業・サービスの提供エリアを広域的に想定した生活利便施設の充実、高蔵寺ニュータウン周辺の観光資源（東谷山フルーツパークや都市緑化植物園等）のPRを一体的に実施する等、名古屋市守山区の志段味地区を始めとした近隣の住宅地との機能の相互補完により、人口集積を活かしたまちづくりを推進する。
- ③ 近隣の住宅地やJR中央本線沿線の住宅地の魅力を連携して創造・発信することにより、魅力的な住宅地の集積エリアとしての認知を高める。など

7. 新型コロナウイルス感染症後のニュータウンに向けて

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、今後、高密度の都市型の居住や勤務を避けて、大都市郊外や地方への移住やオフィス移転が進むことが予想される。リニア新幹線開通と相まって、一層推進されると見込まれる郊外・地方への分散の受皿となることができるように、ニュータウンの環境整備を進める必要がある。特に、これまでニュータウンの中で立地が進まなかったオフィスについて、駅周辺やセンター地区に誘導することが必要である。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにテレワークが急速に普及しているが、必要な環境が整っている住宅は少ないため、集合住宅や戸建て住宅の空き家を活用して、SOHO住宅やワーキングスペースを提供することも有効と考えられる。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためには、居住、業務、教育、福祉、医療、娯楽、飲食等の様々な場面で余裕のある空間の確保が求められる。比較的空間に余裕のあるニュータウンにおいて、新たなニーズに対応した余裕のある空間の提供が可能となるように、まちづくりの在り方を再構築する必要がある。

<参考 高蔵寺ニュータウンの航空写真>

